盛岡市立桜城・北厨川小学校屋内運動場

トイレ環境整備修繕

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

盛岡市立桜城小学校　　図 面 リ ス ト

図面番号	建築工事	縮尺	図面番号	電気設備工事	縮尺	図面番号	機械設備工事	縮尺
A - 01	改修工事 特記仕様書(1)	-	E - 01	電気設備工事特記仕様書	-	M - 01	機械設備工事特記仕様書	-
A - 02	改修工事 特記仕様書(2)	-	E - 02	分電盤　結線図	-	M - 02	衛生設備　撤去・改修平面図	S=1:30
A - 03	改修工事 特記仕様書(3)	-	E - 03	電灯分岐設備　平面図	S=1:50	M - 03	換気設備　撤去・改修平面図	S=1:30
A - 04	盛岡市 特記仕様書	-	E - 04	電灯幹線・コンセント設備　平面図	S=1:50			
A - 05	配置図・案内図	S=1:500	E - 05	誘導支援設備　平面図	S=1:50			
A - 06	仕上表・改修概要表	-						
A - 07	既存1階平面図・仮設計画平面図	S=1:100						
A - 08	改修前・改修後 平面図・建具配置図・建具表	S=1:50						
A - 09	改修前・改修後 家具配置図・家具表	S=1:30 S=1:50						
A - 10	改修後 雑詳細図	S=1:20						
A - 11	改修後 展開図	S=1:50						

設計:　(有)角舘稲葉設計事務所

修繕名　盛岡市桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕　特記仕様書

Ⅰ．修　繕　事　概　要

1．修繕場所	盛岡市立桜城小学校（盛岡市大通三丁目8番1）	（	用途地域	商業地域	防火地域 ）
2．敷地面積	－				
3．修繕種別	トイレ環境整備（機械設備）及びそれに伴う建築・電気設備修繕工事				
4．修繕規模	盛岡市立桜城小学校（屋内運動場：鉄骨造地上1階建て、957㎡）				
5．修繕範囲	盛岡市立桜城小学校（改修部分：27.0㎡）				

Ⅱ．改　修　工　事　仕　様

1．共　通　仕　様

図面、特記仕様書及び現場説明事項に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「改修標仕」という。）による。

ただし、改修標仕に規定されている項目以外は、　建築物解体工事共通仕様書（最新版）

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕 様書（建築工事編）（最新版）　」（以下「標準仕様書」という。）による。

2．特　記　仕　様

（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

（2）特記仕様は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と㊟印の付いた場合は、共に適用する。

（3）特記仕様書に記載の［　］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２８年２月変更閣議決定）」に定める判断の基準を満たす物品を示す。

章	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	①．適用基準	図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による ・建築物解体工事共通仕様書（最新版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 本設計図書における「標準詳細図」他は、次の基準を指す。（最新版） 建築工事標準詳細図（最新版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課
	②．工事実績情報の登録（工事カルテ）	⊙ 適用する　[1.1.4]
	③．発生材の処理等	引渡しを要するもの　[1.3.12] ※ なし ・ あり（　　） 特別管理産業廃棄物 ※ なし ⊙ あり（ 解体ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材　　） ※ 上記以外の発生材は、可能な限り中間処理施設等において再利用・減量化等を図るものとし、処理方法等は監督員と協議する。 現場において再利用を図るもの（　　） ※ 現場における分別－保存材は、分別する。 ⊙ 本工事で発生する建設廃棄物のうち、岩手県内の最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入される産業廃棄物については、岩手県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
	④．現場技術員等	現場には下記の現場技術員等を置く。　[1.3.2] ⊙ 監理技術者又は主任技術者：建設業法第26条による有資格者を専任又は常駐させること。 ⊙ 現場技術員　：適正な技術員を専任又は常駐させること。
	⑤．電気保安技術者	・ 適用する　[1.3.3]
	⑥．技　能　士	[1.6.2]

技術検定の職種	作業の種別
鉄筋工事（⊙ 鉄筋施工）	⊙ 全て
コンクリート工事（⊙ 左官 ⊙ 型枠施工）	⊙ 全て
鉄骨工事（・ と　び）	・ 全て
ブロック・ＡＬＣパネル工事・ＰＣカーテンウォール工事（・ ﾌﾞﾛｯｸ建築 ・ ALCﾊﾟﾈﾙ施工 ・ ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工）	・ 全て
防水工事（・ 防水施工）	・ 全て
石　工　事（・ 石材施工）	・ 全て
タイル工事（・ タイル張り）	・ 全て
木　工　事（⊙ 建築大工）	⊙ 全て
屋根・とい工事（・ 建築板金 ・ スレート施工）	・ 全て
金属工事（⊙ 内装仕上げ施工（鋼製下地））	⊙ 全て
左官工事（⊙ 左　官）	⊙ 全て
建具工事（⊙ サッシ施工 ・ ガラス施工）	⊙ 全て
塗装工事（⊙ 塗　装 ・ 樹脂接着材注入施工）	⊙ 全て
内装工事（⊙ 内装仕上げ施工（床、天井仕上げ等）・表装）	⊙ 全て
植栽工事（・ 造　園）	・ 全て

⑦．施工条件	施工順序に制約がある場合　[1.3.5]	
	その他の施工条件　[1.3.5]	⊙ 通常の利用状態での工事となる為、生徒・職員・来客者の安全には十分配慮する事。 ⊙ 音・臭気の発生する作業を行う場合は、日時について担当職員と打合せを行い支障のある場合は日時を調整する事。
⑧．建築材料等	(a) 原則として、全ての材料について監督員の承諾を受ける。 (b) 環境への配慮　[1.4.1] ※ 改修標仕 1.4.1 による	
⑨．特別な材料の工　法	改修標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。　[1.4.2]	

一般共通事項

⑩．提出書類　請負契約に定められている書類

（契約後）	⊙ 工事工程表 ⊙ 現場代理人、主任技術者等届 ⊙ 施工体制台帳 ⊙ 下請調書 ⊙ 各種届出書等 ⊙ 火災保険加入契約書（写）⊙ 請負代金内訳書 ⊙ 県外業者との下請契約締結報告書
（工事中）	・ 出来高検査願
（完成後）	⊙ 工事完成届　⊙ 工事完成引渡書（引渡図書目録添付）

改修標仕、特記仕様書等に定められている書類

（契約後）	⊙ 製造所等承諾願 ⊙ 工事総合施工計画書 ⊙ 仮設計画書 ⊙ 現場技術員届
（工事中）	⊙ 各種工事施工計画書 ⊙ 各種工事施工図 ⊙ 工事作業日報 ⊙ 主要資材搬入検査簿 ⊙ 技能士合格証明書 ⊙ 主要資材規格又は品質証明書 ⊙ 各種試験成績書又は報告書
（完成後）	⊙ 完成図（修正設計図） ⊙ 責任施工保証書 ⊙ 各種届出書等 ⊙ 官公署許認可及び検査済書 ⊙ 維持管理取扱書（設備機器説明含む） ⊙ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

⑪．施工図及び施工計画書

施工図及び施工計画書の提出について
(a) 施工図及び施工計画書は、各工種において作成し提出する。
(b) 施工図の記載内容及び記載水準は、建設大臣官房官庁営繕部監修「建築・設備工事施工図の描き方（平成元年）」に準ずるものとする。
(C) 本工事に係る施工図及び施工計画書の著作者の権利は、当該建物における使用に限り発注者に委譲するものとする。
(d) 提出部数は、施工図の原図及びその陽画複写図（１部）とする。ただし、製作図等で原図として提出が出来ないものは、原図に代わるものとしてよい。

⑫．完　成　図　※ 監督員の指示による。　[1.8.2]

⑬．工事完成写真　下記のものを監督員に提出する。

区　分	分　類	規　格	撮影箇所数	部　数	備　考
着　工　前	※カラー	※サービス版	監督員の指示による。 （撮影計画を提出する）	1 部	
工事施工状況	※カラー	※サービス版		1 部	
完　成　時	※カラー	・ キャビネ版 ・ サービス版		1 部	

⑭．設備工事との取合い　施工範囲
⊙ 図示した貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強
⊙ 図示した壁、天井の仕上材、下地材の切り込み及び下地材の補強
・ 駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ
・ 自動閉鎖装置取付の箇所の切り込み及び補強

施工図　設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。

15．施工調査　施工数量調査　[1.5.2]
調査範囲　・ 図示
調査方法　・ 図示
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　[1.5.3]
・ 図示

仮設工事

①．監督員事務所　[2.4.1]
・ 設ける
位　置　・ 既存建物内の一部を使用する
・ 構内に新設する
規　模　（　　）㎡
⊙ 設けない

②．監督員事務所の備品等　[2.4.1]

備品の種類	机、椅子	書　棚	黒　板	製図板	掛時計
数　量	組	台	個	台	個
備品の種類	最高最低温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	
数　量	個	足	着	個	個
備品の種類	掃除具	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	懐中電灯
数　量	個	人用	台	個	個
備品の種類	加入電話の付属電話機（ＦＡＸ付）		テレビ	パソコン（メール付）	コピー機
数　量	台		台	台	台

③．工事用水　構内既存の施設
・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償）　⊙ 監督員との協議による

④．工事用電力　構内既存の施設
・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償）　⊙ 監督員との協議による

⑤．足　場　等　[2.2.1][表2.2.1]
定置する足場、桟橋の類は、別契約の関係請負者に無償で使用させる。
内部足場　※ 脚立、足場板等
外部足場　種類 ⊙枠組足場 ・単管本足場
防護・防音シートによる養生　⊙行う
材料、撤去材等の運搬方法
種別 ・ A種 ⊙ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種
C種：利用可能なエレベーター（　　）
D種：利用可能な階段（　　）
⊙「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙Ⅰ「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

⑥．既存部分の養　生　養生の方法等　[2.3.1]
⊙ 既存部分　養生の方法（※ ビニルシート,合板　・　）
・ 既存家具、既存設備等　養生の方法（※ ビニルシート等　・　）
・ 既存ブラインド、カーテン等　養生の方法（・ ビニルシート等　・　）
保管場所　（・ 図示　・　）
・ 備品、机、ロッカー等の移動　（・ 図示　・　）
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・ 図示　・　[2.3.2]

仮設間仕切りの種別と材質等　[表2.3.1]

種別	下地	仕上材（厚さ mm）	塗装	充填
・ A種	・ 木	・ せっこうボード（9.5mm）	・ 無し	グラスウール 厚さ　mm
・ B種	・ 軽量鉄骨	・ 合板（9mm）・	・ 片面	
㊟ C種	単管	防炎シート		

仮設間仕切に設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	備考
※ 木製 ・	※合板張り程度 ・	・無し ・片面	
・	・		

7．代替室仮設関係　光熱費他：水道・下水道・電気料金・ｶﾞｽ料金
ﾘｰｽ料金等：
仮設トイレ：汲み取り式・洋便器・手洗い付き

外壁改修工事

4-3 外壁改修工事

・目地改修工法　タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験
・行う　・行わない
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り
タイル張りの工法
外装タイル
・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り
外装ユニットタイル
・マスク張り　・モザイクタイル張り
・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地
※ポリウレタン系
伸縮調整目地その他の目地
※変性シリコーン系　[4.1.4][4.5.16]

・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地の位置及び寸法　・図示

・タイルの形状、寸法等　タイルの種類　[4.2.2]

施工箇所	形状寸法（mm）	再生材料の適用 G	吸水率による区分 I種	II種	III種	うわぐすり 施釉	無釉	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性		備考

標準的な曲がりの役物は一体成型とする
試験張り　・ 行う　・行わない
見本焼き　・ 行う　・行わない

（4、塗り仕上外壁等の改修）
・所要量の確認　※ 仕上表による。　[4.6.2][表4.6.1]
工程ごとの所要量の確認　※改修標準仕様書表4.6.1による

・既存塗膜等の除去、下地処理、下地調整
既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法　[4.6.3]

工　法	処　理　範　囲	下地面の補修
・ サンダー工法	※ 図示	・ひび割れ部改修工法
・ 高圧水洗工法	※ 図示	・浮き部改修工法
・ 塗膜はく離剤工法	※ 図示	・欠損部改修工法
・ 水洗い工法	※ 図示	

・下地調整材　※下地調整材　・ ホリマーセメントモルタル　[4.6.4]

⊙仕上塗材、仕上　新規仕上塗材の種類、仕上げの形状、工法　[4.1.5][4.2.2][4.6.5]

種　類	呼　び　名	防火材料	仕上げの形状及び工法
⊙薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材Ｓi	・	⊙ 砂壁状 ・ ゆず肌状（・吹付け ・ローラー塗り） ・ さざ波状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状（・吹付け ・こて塗り） ・着色骨材砂壁状（・吹付け ・こて塗り） ・ 砂壁状じゅらく ・京壁状じゅらく
	・ 可とう形外装薄塗材Ｓi	・	
	⊙ 外装薄塗材Ｅ	・	
	・ 可とう形外装薄塗材Ｅ	・	
	・ 防水形外装薄塗材Ｅ	・	
	・ 外装薄塗材Ｓ	・	
	・ 外装薄塗材Ｓ		
・厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材Ｃ	・	・吹放し　・凸部処理 ・平たん状　・凹凸状 ・ひき起し　・かき落し 上塗材　・適用する ・適用しない
	・ 外装厚塗材Ｓi	・	
	・ 外装厚塗材Ｅ	・	
・複層仕上塗材	・ 複層塗材ＣＥ	・	・ゆず肌状　・凸部処理 ・凹凸状 耐候性　※耐候形３種 上塗材 溶媒　※水系　・溶剤系 ・弱溶剤系 樹脂　・アクリル系 外観　※つやあり ・つやなし ・メタリック
	・ 可とう系複層塗材ＣＥ	・	
	・ 複層塗材Ｓi	・	
	・ 複層塗材Ｅ	・	
	・ 複層塗材ＲＥ	・	
	・ 防水形複層塗材CE	・	
	・ 防水形複層塗材E	・	
	・ 防水形複層塗材RE	・	
	・ 防水形複層塗材RS	・	
・可とう形改修用仕上塗材	・ 可とう形改修塗材Ｅ	・	・ 平たん状　・ さざ波状 ・ ゆず肌状 耐候性　※耐候形３種 上塗材 溶媒　※水系　・溶剤系 ・弱溶剤系 樹脂　・アクリル系 外観　※つやあり ・つやなし ・メタリック
	・ 可とう形改修塗材ＲＥ	・	
	・ 可とう形改修塗材ＣＥ	・	

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆

・マスチック塗材塗り　[4.1.5][4.7.2][表4.7.1]
種別　・ Ａ種　・ Ｂ種
仕上材塗り　※ つや有合成樹脂エマルションペイント

建具改修工事

5　建具改修工事

①．改修工法　[5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	散去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具		・	・	・建具表による
・樹脂製建具		―	・	・建具表による
・鋼製建具	・外部	・	・	・建具表による
	・内部	・	・	・建具表による
⊙鋼製軽量建具		・	⊙	⊙建具表による
・ステンレス製建具		・	・	・建具表による

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方　※図示
新規建具開口の補修工法及び範囲　※図示

②．防火戸　[5.1.4]
・適用する　適用箇所（・建具表による　・　）
・適用しない

③．見本の製作等　[5.1.5]
建具見本の製作　・行う（建具符号：　）
・行わない
建具見本の程度　・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する
・納まり等が分かる程度のもの
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　）
・行わない

④．防犯建具部品　[5.1.7]
・適用する　適用箇所（・建具表による　・　）
・適用しない

⑤．アルミニウム製建具　[5.2.2～5][表5.2.2]
性能等級
外部に面するアルミニウム製建具
・Ａ種（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｂ種（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｃ種（建具符号：・建具表による　・　）
防音ドアセット・防音サッシ　遮音性の等級（・　）
（建具符号：・建具表による　・　）
断熱ドアセット・断熱サッシ G 断熱性の等級（・　）
（建具符号：・建具表による　・　）
耐震ドアセット　（面内変形追随性の等級（・　）
（建具符号：・建具表による　・　）
枠の見込み寸法　・建具表による
表面処理
外部に面する建具　・Ｂ－１種　・Ｂ－２種
被膜等の種類　※改修標準仕様書表5.2.2による
・
着色　・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー
屋内の建具　・Ｃ－１種　・Ｃ－２種
被膜等の種類　※改修標準仕様書表5.2.2による
・
着色　・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー
結露水の処理方法　・図示
水きり板、ぜん板　・図示
網戸等

種類	材種	線径	網目
・ 防虫網	※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製	※ 0.25mm 以上 ・	※ 16~18 メッシュ ・
・ 防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5m	網目寸法 15mm

⑥．樹脂製建具　[5.2.2][5.3.2～5]
性能等級
外部に面する建具　・Ａ種（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｂ種（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｃ種（建具符号：・建具表による　・　）
防音ドアセット・防音サッシ　遮音性の等級（・Ｔ－１　・Ｔ－２）
（建具符号：・建具表による　・　）
断熱ドアセット・断熱サッシ G 適用する 断熱性の等級（・Ｈ－４　・Ｈ－５　・Ｈ－６　・　）
（建具符号：・建具表による　・　）
枠の見込み寸法　・建具表による
表面色　※ 標準色　・ 特注色
水切り板、ぜん板　※ 図示
ガラス　※ 複層ガラス

⑦．鋼製建具　[5.2.2][5.4.2～4][表5.4.2]
性能等級
簡易気密型ドアセット　・適用する　（建具符号：・建具表による　・　）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性
・Ｓ－４（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｓ－５（建具符号：・建具表による　・　）
・Ｓ－６（建具符号：・建具表による　・　）
防音ドアセット、防音サッシ　遮音性の等級（・　）
（建具符号：・建具表による　・　）
断熱ドアセット、断熱サッシ G 断熱性の等級（・　）
（建具符号：・建具表による　・　）
耐震ドアセット　面内変形追随性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　）
鋼板

材料	めっき付着量	厚さ
・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）	※Z12又はF12 ・	・改修標準仕様書表5.4.2による ・
・JIS G 3317（溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板）	※Y08 ・	

H29.4

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56 TEL 019-646-9990 FAX 019-646-9970	検図 1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号 1級建築士 稲葉 雄一	設計 1級建築士 第253224号 澤田 照隆	担当 2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	特記	年度 R.6	施設番号	設計年月 2025.1	図番 A－01	区分 建築	図名 改修 特記仕様書(1)	縮尺 A1 1/－ A3 1/－

5-2 建具改修工事

⑧ 鋼製軽量建具

性能等級 [5.2.2][5.5.2～4]

簡易気密型ドアセット ・適用する（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない

防音ドアセット、防音サッシ 遮音性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

断熱ドアセット、断熱サッシ G 断熱性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

耐震ドアセット 面内変形追随性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

鋼板 ※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板
・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板

鋼板の厚さ ・ 改修標準仕様書表5.5.1による

召合せ、縦小口包み板の材質 ※鋼板

9. ステンレス製建具

[5.2.2][5.4.2][5.6.2～4]

性能等級

簡易気密型ドアセット ・ 適用する （建具符号：・建具表による ・ ）
・ 適用しない

外部に面する建具の耐風圧性
・S－4（建具符号：・建具表による ・ ）
・S－5（建具符号：・建具表による ・ ）
・S－6（建具符号：・建具表による ・ ）

防音ドアセット、防音サッシ 遮音性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

断熱ドアセット、断熱サッシ G 断熱性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

耐震ドアセット 面内変形追随性の等級（ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

鋼板（屋外） ※SUS 430J1L ・SUS 443J1 ・SUS 304

鋼板（屋内） ※SUS 430 ・SUS 430J1L ・SUS 443 J1 ・SUS 304

表面仕上げ ※ HL仕上げ ・鏡面仕上げ

曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ

⑩ 建具用金物

[5.7.2～4]

金物の種類及び見え掛り部の材質等
※ 改修標仕 表5.7.1による

樹脂製建具に使用する丁番
※改修標準仕様書表5.7.3による

握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置
・建具表による

マスターキーの製作 ⊙製作する ・製作しない
⊙既存のマスターキーに合わせる

その他の鍵 ※各室3本1組

鍵箱 ・有り ⊙無し

11. 自動ドア開閉装置

[5.8.2～3]

自動ドア	開閉装置の性能	防錆	センサーの種類	凍結防止
・DSLD-1 ・DSLD-1 ・DSLD-1 ・DSLD-1	※改修標準仕様書表5.8.1による ・	・適用する ・適用しない	・マットスイッチ ・光線（反射）スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイレスイッチ	・行う （適用箇所は建具表による） ・行わない
・SWD-1 ・SWD-2	※改修標準仕様書表5.8.2による ・			
・図示	・			

⑫ 自閉式上吊り引戸装置

[5.9.3]

自閉式上吊り引戸装置の性能値
※ 改修標仕 表5.9.1による

13. 重量シャッター

[5.10.2～3]

シャッターの種類
・ 管理用シャッター 耐風圧強度 （ ）N/m²
・ 外壁用防火シャッター 耐風圧強度 （ ）N/m²
・ 屋内用防火シャッター
・ 防煙シャッター

開閉機能による種類
※ 上部電動式（手動併用）
・ 上部手動式

屋内防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構
※改修標準仕様書5.10.2(d)(4)(ⅰ)かつ(ⅲ)
・改修標準仕様書5.10.2(d)(4)(ⅱ)かつ(ⅲ)

管理用シャッターのシャッターケース
・設ける ・設けない

スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)
・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
めっきの付着量 ※Z12又はF12

14. 軽量シャッター

[5.11.2～4]

開閉形式 ※ 手動式 ・ 上部電動式（手動併用）

耐風圧強度 （ ）N/m²

スラットの材質
・ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
めっきの付着量（※ Z06又はF06 ・ ）
・ JIS G 3322(塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ―亜鉛合金めっき鋼板)
めっきの付着量（※ AZ90 ・ ）

スラットの形状
・インターロッキング形
・オーバーラッピング形

15. オーバーヘッドドア

[5.12.2～3]

セクション材料による区分	耐風圧区分(Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	・スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板

6 内装改修工事

① 改修範囲

[6.1.3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側 600㎜ 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示

天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
※ 既存のまま ・ 図示

② 既存床の撤去、下地補修

ビニル床シート等の除去 ※ 仕上げ材のみ（接着剤とも） [6.2.2]
・ 下地モルタルとも（・ 図示の範囲 ・ 撤去範囲全て）

合成樹脂塗床材の除去工法 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。

改修後の床の清掃範囲 ※ 図示

③ 既存壁の撤去、及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2]
※ 改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り
（塗り厚 25㎜ を超える場合の補強 ・ 行う ・ 行わない）
・ 図示

4. 木下地等の表面仕上げ

[6.5.1][表6.5.1]

仕上げの種別	適用箇所
・ A種	
・ B種	
・ C種	

5. 製材 G

[6.5.2]

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	等級	形状	寸法（mm）		間伐材の適用
		※2級 ・			※A種 ・B種	・
		※2級 ・			※A種 ・B種	・
		※2級 ・			※A種 ・B種	・

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	等級	形状	寸法（mm）	含水率	間伐材の適用
見え掛り面		※上小節 ・			※A種 ・B種	・
見え掛り面以外		※小節以上 ・			※A種 ・B種	・
					※A種 ・B種	・

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	等級	形状	寸法（mm）	含水率	間伐材の適用
		※1級 ・			※10%以下 ・A種 ・B種	・
		※1級 ・			※10%以下 ・A種 ・B種	・
		※1級 ・			※10%以下 ・A種 ・B種	・

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材の適用
			（ ） 造作材の場合 （※A種・B種）	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種	・
			（ ） 造作材の場合 （※A種・B種）	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種	・
			（ ） 造作材の場合 （※A種・B種）	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種	・

・代用樹種を使用できない箇所（ ）

6. 造作用集成材 G

ホルムアルデヒド放散量 ※☆☆☆☆ [6.5.2]

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	見付材面の品質	寸法（mm）	間伐材の適用
		※1等 ・2等		・
		※1等 ・2等		・
		※1等 ・2等		・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	見付材面の品質	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ(mm)	間伐材の適用
	化粧薄板： 芯材：	※1等 ・2等			・
	化粧薄板： 芯材：	※1等 ・2等			・
	化粧薄板： 芯材：	※1等 ・2等			・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ(mm)	間伐材の適用
	化粧薄板： 芯材：			・
	化粧薄板： 芯材：			・
	化粧薄板： 芯材：			・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付材面の品質	含水率	間伐材の適用
				※15%以下	・
				※15%以下	
				※15%以下	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・

6-2 内装改修工事

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法（㎜）	化粧薄板の厚さ(㎜)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※ 15%以下 ・	・
	化粧薄板： 芯材：				※ 15%以下 ・	・
	化粧薄板： 芯材：				※ 15%以下 ・	・

⑦ 造作用単板積層材 G

ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ [6.5.2]

・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(㎜)	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材等の適用
		・有 （加工：・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工） ・ 無（等級： ）	・ 適用する ・ 適用しない	・
		・有 （加工：・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工） ・ 無（等級： ）	・ 適用する ・ 適用しない	・

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(㎜)	表面の化粧加工	含水率	防虫処理	間伐材等の適用
		・有 （加工：・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工） ・ 無（ ）	※ 14%以下 ・	・ 適用する ・ 適用しない	・
		・有 （加工：・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工） ・ 無（ ）	※ 14%以下 ・	・ 適用する ・ 適用しない	・

⑧ 床張り用合板等

ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ [6.5.2]

・ 普通合板 G

施工箇所	厚さ(㎜)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防炎処理	間伐材等の適用
	※ 5.5 ・ 9.0 ・ 15.0	ﾗﾜﾝﾍﾞﾆﾔ	※ 1類 ・ 2類	広葉樹 ※ 2等以上 ・ 1等 針葉樹 ※ C-D以上 ・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・
	・		・ 1類 ・ 2類		・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・
	・		・ 1類 ・ 2類		・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・

・構造用合板 G [6.5.2]

施工箇所	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(㎜)	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※ 2級以上 ・ 1級		※1類 ・特類	※ C-D以上 ・	※ 12 ・		・適用する ・適用しない	・適用する （ ） ・適用しない	・
	・ 2級 ・ 1級		・1類 ・特類	・	・		・適用する ・適用しない	・適用する （ ） ・適用しない	・
	・ 2級 ・ 1級		・1類 ・特類	・	・		・適用する ・適用しない	・適用する （ ） ・適用しない	・

・ パーティクルボード G [6.5.2]

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(㎜)
		※ 13タイプ ・	※ P又はM ・		※ 15 ・
		・			・

・ 構造用パネル [6.5.2]

施工箇所	等級	厚さ（mm）
	・1級 ・2級 ・3級 ・4級	
	・1級 ・2級 ・3級 ・4級	

⑨ 接着剤

[6.5.3～4][6.8.2][6.9.3][6.11.4～5]

接着剤は可塑剤(揮発性の可塑剤を除く）が添付されていないものとする。難揮発性のものとする。

ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着材の種別 ・図示

10. 防腐、防蟻処理

[6.5.5]

・ 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材
適用部位：（ ）

・ 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4

・ 薬剤の塗布による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※ 改修標準仕様書6.5.5(a)(ⅲ)②ア～エによる ・
	・
	・

・ ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理
適用部位：（ ）

H29.4

6-3 内装改修工事

⑪ 軽量鉄骨天井下地

[6.6.2～4]

野縁等の種類 屋外 ・ 19型 ※ 25型
屋内 ※19型 ・25型

・ 屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法 建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1.0 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法とする
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・ 図示
周辺部の端からの間隔 ・ 図示
野縁の間隔 ・ 図示

既存の埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない

あと施工アンカーの引抜き試験 ・ 行う（屋外の場合の方法： ）
・ 行わない

・ 吊りボルトの間隔が900㎜を超える場合
補強方法 ※ 図示
・ 天井のふところが1.5m以上3.0mの場合
補強方法 ※ 改修標準仕様書6.4.4(h)(1)(2)による ・
・ 天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法 ※ 図示
・ 天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所 ・ 図示
補強方法 ※ 図示

⑫ 軽量鉄骨壁下地

[6.7.3][表6.7.1]

スタッド、ランナーの種類
※ 改修標準仕様書6.7.3によるスタッド高さによる区分に応じた種類

スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※ 図示

⑬ ビニル床シート G

[6.8.2～3]

種類	JIS記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ(㎜)	備考
発泡層のないもの	※ FS ・		・ 無地 ・ ﾏｰﾌﾞﾙ柄	・ 帯電防止 ・ 耐動荷重性 ・ 防滑性 ・ 耐薬品性	※ 2.0 ・	
発泡層のあるもの	・		・ 無地 ・ 柄物			

工法 ※ 熱溶接工法
・突付け （施工箇所： ）

特殊機能
帯電防止 ・ 帯電防止性能評価値（JIS A 1455） 1.2 以上～ 3.2 未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1x10 ～1x10 Ω程度

14. ビニル床タイル G

[6.8.2]

JIS記号	施工箇所	色柄	寸法(㎜)	特殊機能	厚さ(㎜)	備考
・ FT （複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）		・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450	・ 帯電防止 ・ 防滑性	※ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	
・ KT （ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）		・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450	・ 帯電防止 ・ 防滑性	・ 2.0 ・ 3.0	
・ FOA （置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）		・ 無地 ・ 柄物	・ 500×500	・ 帯電防止 ・ 防滑性	・	

特殊機能
帯電防止 ・ 帯電防止性能評価値（JIS A 1455） 1.2 以上～ 3.2 未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1x10 ～1x10 Ω程度

ビニル幅木 材質 ・ 軟質 ・ 硬質
高さ(㎜) ※ 60 ・ 70 ・ 100
厚さ(㎜) ※ 1.5以上 ・

15. ゴム床タイル

[6.8.2]

色柄 （ ）
厚さ(㎜) ・ 3.0 ・ 4.5 ・ 6.0 ・ 9.0
寸法(㎜) （ ）

16. カーペット敷き G

・ 織じゅうたん [6.9.3～4][表6.9.1～2]

種別	パイル形状	織り方	色柄等	帯電性	備考(参考品番)
・ A種 ・ B種 ・ C種	・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用	・ ウィルトンカーペット ・ ダブルフェースカーペット ・ アキスミンスターカーペット	・ 無地 ・ 柄物 （標準品）	・ 適用する （性能：※ 人体耐電圧 3kv 以下 ・ ） ・ 適用しない	

下敷き材 ※ 反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8㎜

・ タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ(㎜)	工法	帯電性	備考(参考品番)
・ カットパイル	※ 5～7	※ 全面接着工法 ・ グリッパー工法	・ 適用する （性能：※ 人体耐電圧 3kv 以下 ・ ） ・ 適用しない	
・ ループパイル	※ 4～6			
・ レベルループパイル	※ 4			
・ カット、ループ併用	・			

下敷き材（グリッパー工法の場合）
※ 反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8㎜

・ ニードルパンチカーペット
厚さ(㎜)（ ）
帯電性 ・ 適用する（性能：※ 人体帯電圧 3kv 以下 ・ ）
・ 適用しない
備考 （ ）

・ タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法(㎜)	総厚さ(㎜)	備考
※ ループパイル	※ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ カットパイル	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ カット、ループ併用	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	

タイルカーペットの敷き方
平場 ※ 市松敷き ・ 模様流し ・
階段部分 ※ 模様流し ・ 市松敷き ・

見切り、押え金物
・ 適用する（材質、形状等 ※ 図示 ・ ）
・ 適用しない

6-4 内装改修工事

17. 合成樹脂塗床

[6.10.2〜3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			※ 平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		・薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			
・アクリル樹脂塗床 (JIS K 5970)			工程 塗布量(kg/㎡) ・ 表面仕上げ ・平滑 ・防滑 溶剤 ・水性系 ・溶剤系 ・無溶剤系 仕上色 ・標準色 ・

塗料のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆

⊙18. フローリング張り

単層フローリング G [6.11.2〜6]

種類	工法	樹種	厚さ(mm)	大きさ(mm)	仕上塗装	間伐材等の適用
・フローリングボード1等	・釘留め工法(根太張り)	※なら ・	15	板幅 75 板長さ500以上	⊙塗装品 ・無塗装品	・
	・釘留め工法(直張り)	※なら ・	・12以上 ・	板幅 75 板長さ300以上		・
	・接着工法	※なら ・	・12以上 ・	板幅 75 板長さ300以上		・
・フローリングブロック1等	・接着工法	※なら ・	15	303×303	・塗装品 ・無塗装品	・
・モザイクパーケット1等	接着工法	・	・	・	・塗装品 ・無塗装品	・

複合フローリング G

種類	工法	樹種	厚さ・大きさ(mm)	種別	防湿処理	仕上塗装	間伐材等の適用
⊙天然木化粧複合フローリング	・釘留め工法(根太張り) ⊙釘留め工法(直張り)	※なら ・		・A種 ・B種 ※C種	・適用する ⊙適用しない	・塗装品 ⊙無塗装品	・
	⊙接着工法(特殊張り)	※なら ・	板厚 ・8以上 板幅 ・75以上 板幅 900以上				・

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆
接着工法の場合の緩衝材 ※ 合成樹脂発泡シート ・
現場塗装仕上 ⊙ 行う(施工箇所 アリーナ床)
※ ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り
・行わない

19. 畳敷き

[6.12.2]

種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (畳床:・KT-Ⅰ ・KT-Ⅱ ・KT-Ⅲ ・KT-K ・KT-N)
下地の種類 ・標準仕様書 表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地(ノンフロン G)
・

畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

⑳ せっこうボードその他ボード及び合板張り

[6.13.2〜3]

種類	JISの記号	厚さ(mm)、規格等
・硬質木毛セメント板 G	HW	・15 ・20 ・25 ・
・中質木毛セメント板 G	MW	・15 ・20 ・25 ・
・普通木毛セメント板 G	NW	・15 ・20 ・25 ・
・硬質木片セメント板 G	HF	・12 ・15 ・18 ・21
・普通木片セメント板 G	NF	・30 ・
⊙けい酸カルシウム板 G	0.8 FK 1.0 FK	タイプ2(無石綿)(化粧)
・ロックウール化粧吸音板	DR	・フラットタイプ (・9(不燃) ・12(不燃) ・) ・凹凸タイプ (・12(不燃) ・15(不燃) ・)
ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・25
・グラスウール吸音ボード 32K	GW-B	・25(ガラスクロス包) ・
・せっこうボード	GB-R	・12.5(不燃) ・15(不燃) ・
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃) ・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバーチン模様)
⊙シージングせっこうボード	GB-S	12.5(・不燃 ・準不燃) ⊙ 9.5(準不燃)
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5(不燃) ・15(不燃)
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード(木目)	GB-D	12.5(不燃) 幅 440mm 程度 模様(・柾目 ・板目)専用下地材有り
⊙化粧せっこうボード(トラバーチン模様)	GB-D	9.5(準不燃)

6-5 内装改修工事

・普通合板 G		表面の材種 生地、透明塗料塗り (※ ラワン程度 ・) 不透明塗料塗り (※ しな程度 ・) 板面の品質( ) 厚さ(mm)( ) 接着の程度(・1類 ・2類) ・防虫処理 ・防炎処理
⊙天然木化粧合板 G		樹種名(米松他) 接着の程度(・1類 ・2類) 厚さ(mm)(15) ・防虫処理 ・防炎処理
・特殊加工化粧合板 G		特殊加工の方法 (・オーバーレイ ・プリント ・塗装) 表面性能( )タイプ 接着の程度(・1類 ・2類) 厚さ(mm)( ) ・防虫処理 ・防炎処理
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による 厚さ(※ 1.2 ・)
・ポリエステル樹脂化粧板		
・ミディアムデンシティファイバーボード G	MDF	・3 ・7 ・9 ・12 ・
・単板張りパーティクルボード G		・未研磨板 ・研磨板 ・10 ・12 ・15 ・18 ・
・化粧パーティクルボード G		・単板オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ・ 塗装 ・10(難燃) ・12(難燃) ・
・ハードボード(素地) G	HB	・無研磨板(・スタンダード ・テンパード) ・研磨板(・スタンダード ・テンパード)
・ハードボード(化粧) G		・内装用 ・外装用 ・2.5 ・3.5 ・5 ・7
・インシュレーションボード G	IB	A級(・天井仕上 ・内装仕上 ・) ・9 ・12 ・15 ・18

せっこうボード等の下地は図示による。
遮音シール材 ・適用する(・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド)
・適用しない
合板類、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆☆
合板類の張付け ※ B種 ・A種
せっこうボードの目地工法 ・仕上げ表による

21. 壁紙張り

ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ [6.14.2〜3]

施工箇所	壁紙の種類					防火種別	備考(参考品番)
	紙	繊維	プラスチック	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	※ 不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	※ 不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	※ 不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	※ 不燃 ・準不燃	

モルタル・プラスター面の下地調整 ※ RB種
コンクリート・ALC面の下地調整 ※ RB種
せっこうボード面の下地調整 ※ RB種

22. モルタル塗り

[6.15.3〜6]

吸水調整材は、改修標準仕様書表4.2.2による。
既製目地材 ・設ける 施工箇所( ) 形状(※ 図示 ・)
・設けない
床目地 ・設ける(工法:※ 押し目地 ・) ・設けない

・防水剤
(品質・性能)

項目	品質・性能
防水剤の種別	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤
混合割合	セメント重量の5%以下
凝結及び安定性	(凝結) JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の8の規定によって行う。 凝結時間 始発:1時間以上 終結:10時間以内 (安定性) JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の9の規定によって行い、 収縮性、膨張性のひび割れ及びそりについて観察する。
曲げ及び圧縮強度比	70%以上
吸水比	95%以下
透水比	80%以下

23. タイル張り

[6.16.2〜4]

伸縮調整目地の位置
床タイル(※ 縦、横とも4m以内ごと ・図示 ・)
床タイル以外(・図示 ・)

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法(mm)	再生材の適用 G	吸水率による区分 I類	II類	III類	うわぐすり 施釉	無釉	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考(参考型番)
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ・行う ・行わない
見本焼き ・行う ・行わない

・接着剤による陶磁器質タイル張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法(mm)	再生材の適用 G	吸水率による区分 I類	II類	III類	うわぐすり 施釉	無釉	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考(参考型番)
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ・行う ・行わない
見本焼き ・行う ・行わない
内装壁タイル接着剤張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆

24. セルフレベリング材塗り

[6.17.2〜3]

種類 ・せっこう系 ・セメント系
塗厚(mm) ・

7 塗装改修工事

① 材料

[7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆☆

防火材料 ※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする (箇所)

2. 下地調整

[7.2.1〜7]

塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲
※ 塗替え面積の 30% ・図示

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	新規	ひび割れ部の補修
木部	※RB種	・RA種 ・RB種	ー
鉄鋼面	※RB種	RA種	ー
亜鉛めっき鋼面	※RB種	RA種	ー
亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※RB種	RC種	ー
モルタル面、プラスター面	※RB種	・RA種 ・RB種	・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外)、ALCパネル面	※RB種	RA種HER種	・行う ・行わない
コンクリート面(DP)、押出成形セメント板面	・	RA種	・行う ・行わない
せっこうボード面、その他ボード面	※RB種	・RA種 ・RB種	ー

3. 錆止め塗料塗り

[7.3.2〜3]

錆止め塗料塗りの種別

塗装面			塗料	工程
鉄鋼面	EP-G以外	塗替え	A種	※C種
		新規見え掛り	A種	※A種
		新規見え隠れ	A種	※B種
	EP-G	塗替え	B種	※C種
		新規見え掛り	B種	※A種
		新規見え隠れ	B種	※B種
亜鉛めっき鋼面	EP-G以外	塗替え	※B種	※C種
		新規(鋼製建具)	※B種	※A種
		新規(鋼製建具以外)	※B種	※C種
	EP-G	塗替え	※B種	※C種
		新規(鋼製建具)	※B種	※A種
		新規(鋼製建具以外)	※B種	※C種

④ 塗装

[7.4.2〜7.15.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	新規
⊙合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種別 ※1種 ・2種	木部屋外	※B種	※A種
	木部屋内	※B種	※B種
	鉄鋼面	※B種	※B種 ・A種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※A種	※B種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	※B種	※B種
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B種 ・A種	※B種 ・A種
・フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)		ー	ー
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)		※B種 ・A種	※B種 ・A種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級( )級	・	A種
	亜鉛めっき面 上塗り等級( )級	・	A種
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面等	※B種	※B種 ・A種
	屋内の木部	※B種	・A種
	屋内の鉄鋼面	※B種	※B種 ・A種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※B種	※B種 ・A種
⊙合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B種	※B種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※B種	※B種 ・A種
⊙ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B種 ・A種	※B種 ・A種
・ラッカーエナメル塗り(LE)		※B種 ・A種	※B種 ・A種
⊙オイルステイン塗り(OS)		ー	ー
・木材保護塗料塗り(WP)		※B種 ・A種	※B種 ・A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード、その他のボード面)の塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※ 改修標準仕様書表7.10.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする ・

・高日射反射塗料塗り G
下地調整(改修標準仕様書表7.2.2) ・RA種 ・RB種 ・RC種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量(kg/㎡)
塗料塗り	JIS K 5675	耐候性屋根用塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

H29.4

9-1 環境配慮改修工事

① アスベスト含有建材の処理工事

[9.1.1〜5]

施工調査
※ アスベスト含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によってアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。
調査範囲(・ ・図示)
貸与資料( )
・分析によるアスベスト含有建材の調査
分析対象
・アクチノライト、・アモサイト、・アンソフィライト、・クリソタイル、
・クロシドライト及び ・トレモライト

分析方法

材料名	定性分析 (JIS A 1481-2)	定量分析 (JIS A 1481-3)
	・箇所数( )	・箇所数( )
	・箇所数( )	・箇所数( )
	・箇所数( )	・箇所数( )

サンプル数 1箇所あたり3サンプル
採取箇所 ・図示

アスベスト粉じん濃度測定 [9.1.1]
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・計 点
・	測定2		調査対象室外部の付近	・計 点
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・計 点
・	測定4		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置 ・計 点
・	測定5		処理作業室外(敷地境界)	・計 点
・	測定6	処理作業後(シート養生中)	処理作業室内	・計 点
・	測定7	処理作業後シート	処理作業室内	・計 点
・	測定8	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	・計 点

測定方法

	測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定5
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(l/min)	・1	・5 ・	・10 ・
試料の吸引時間(min)	・5	・120	・240

アスベスト等含有建材 分析結果一覧表 (含有率0.1%≦:規制対象建材)

資料番号	試料名	試料の形状・材質	定性分析	レベル区分
3	桜城小学校(壁材:珪酸カルシウム板)	成形板	(有)クリソタイル	3相当
4	桜城小学校(壁材:仕上塗材・窯業系サイディング)	仕上塗材・成形板	−	−

アスベスト含有建材の処理
・アスベスト含有吹付け材の除去
除去対象範囲 ・図示
除去工法 ※ 9.1.3(b)(1)による
除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止
※ 密封処理 ※ 湿潤化 ・セメント固化
除去したアスベスト含有吹付け材等の処分
・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設)
・アスベスト含有保温材の除去
除去対象範囲 ・図示
除去したアスベスト含有保温材の処分
・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設)

⊙ アスベスト含有成形板の除去
除去対象範囲 ⊙ 図示 ※除去工法:湿潤化(飛散防止措置)・手ばらし工法
除去したアスベスト含有成形板の処分
⊙ アスベスト含有せっこうボード
※ 埋立処分(管理型最終処分場)
⊙ アスベスト含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板
⊙ 埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設)

2. 断熱アスファルト防水改修工事

[9.2.1〜3]

改修特記仕様書第3章による

3. 外断熱改修工事 G

[9.3.2〜4]

断熱材

種類		厚さ(mm)
・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材		
・押出法ポリスチレンフォーム保温材(スキンなし)	・保温板(2種b)	
	・保温板(3種b)	
・A種硬質ウレタンフォーム保温材		
・フェノールフォーム保温材(3種2号を除く)		
・ロックウール		
・グラスウール		
・		

施工箇所 ・図示 ・
ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆

外壁材

種類	防火性能	備考
・		

既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去 ・あり ・なし
下地面の清掃 ・行う ・行わない
欠損部の改修工法 ・改修標準仕様書4.1.4による ・図示 ・

工法
通気層の有無 ・あり(mm) ・なし
断熱材の施工 ※ 断熱材製造所の仕様による ・
外装材の施工 ・外装材製造所の仕様による ・
建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1.0 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対応した工法

工事請負契約に伴う事務手続き事項

①工事着手届の提出
受注者は、契約締結後７日以内に工事着手届を発注者へ提出しなければならない。

2 工事実績情報の登録
請負代金額が５００万円以上の全ての工事は、工事実績情報（工事カルテ）の登録をおこなわなければならない。登録する際は監督員に予め内容の確認を受け、登録完了後、速やかに登録機関発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員へ提出しなければならない。また、機関への登録期限は下記表のとおりとし、日数には「行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）」に定める行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始）は含まないこととする。

	機関への登録期限	概　要
工事受注時	契約締結後１０日以内	工事着手時
登録内容の変更	変更契約締結後から１０日以内	工期の変更、請負代金額の変更、技術者の変更
工事完成時	工事完成後１０日以内	

3 保　険
工事着手から引渡しまでの期間、工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に付し、その写しを監督員に提出すること。

4 現場代理人の兼務及び常駐義務の緩和
受注者は、現場代理人の常駐義務を緩和させたい場合や、現場代理人を本工事以外の他の工事に兼務させたい場合は、監督員と協議しなければならない。
盛岡市ホームページの「市営建設工事に係る現場代理人及び下請負人に関する取扱いについて」を参照のこと。

⑤建設リサイクル法の適用
・ 対象外工事　⊙ 対象工事（本工事は下記表に該当する工事）

工事の種類	規模の基準	備　考
建築物の解体工事	床面積の合計：80平方メートル以上	
建築物の新築・増築工事	床面積の合計：500平方メートル以上	
建築物の修繕・模様替等工事（リフォームなど）	請負代金額：１億円以上（税込み）	
建築物以外の工作物の解体・新築工事等	請負代金額 500万円以上（税込み）	土木・電気・機械工事を含む

落札が決定した業者は、分別解体等省令で定める様式第１号別表１～３のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、発注担当者等に説明書を提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づいて書面により報告すること。

⑥建設リサイクル法の通知等
特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材）を用いた対象建設工事は、建設リサイクル法に基づき、発注者は通知書を作成し、工事を着手する前までに所定の特定行政庁へ通知書を提出しなければならない。

⑦建設資材廃棄物処理方法等通知書
建設リサイクル法の対象工事の場合、受注者は、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定により「盛岡市建設資材廃棄物処理方法等通知書」等を工事着手する前までに、所定の行政機関へ提出とする。

工期等関連事項

⑧工　期

全体工期	105	日間	※全体工期 ＝ 余裕期間 ＋ 実工期
うち余裕期間	－	日間	※工期の始期日を含めて数えた180日を超えない日数とする。
うち実工期	105	日間	※工事開始日を含めて数えた日数とする。

実工期には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休工日（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工日、連休等（ゴールデンウィーク　7日間、お盆休暇　4日間 、お正月休暇 6日間 ）を含むものとする。

9 余裕期間の設定等
⊙ なし　・ あり （ 本工事の工事着手は、令和　　年　　月　　日からとする。）
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
※１　余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
※２　余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
※３　工事実績情報システム(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日(変更後の工事開始日含む。)後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。
※４　工事請負契約約款第３条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。
※５　工事請負契約約款第４条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。
※６　工事請負契約約款第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。
※７　工事請負契約約款第16条第２項の規定に基づく工事用地の管理については、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。
※８　工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材や労働者の確保が図られる場合は、受発注者協議により、工事開始日を変更することができる。なお、工事開始日を遅らせる場合は、余裕期間を180日間超えないこととする。
※９ その他、余裕期間を設定する工事の取扱いは、盛岡市ホームページに掲載されている「余裕期間（建築工事関係）の設定について運用基準」による。

⑩週休２日工事
⊙ 週休２日工事(発注者指定型) ・ 週休２日工事(受注者希望型) ・ 週休２日交替工事(発注者指定型) ・ 週休２日工事の対象ではない。
⊙ 週休２日工事は、４週８休(現場閉所率が28.5%以上)であることを求める。　［ ・ 完全週休２日　 ・ 月単位の週休２日　⊙ 通期の週休２日 ］
発注者指定型において、４週８休が達成できない場合は、補正係数分を減額して設計変更を行う。
週休２日工事に取り組むことを理由に工期の延長は行わない。
受注者は、週休２日工事である旨を現場の公衆の見えやすい場所に掲示(※)しなければならない。
手続き及び条件の詳細は、盛岡市ホームページの「盛岡市週休２日工事実施要領」を参照のこと。

(※)週休２日工事　掲示の例
この工事は、盛岡市が発注した週休２日工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。
受注者：
電　話：

(※) 週休２日交替制工事　掲示の例
この工事は、盛岡市が発注した週休２日交替制工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組んでいます。
受注者：
電　話：

11 工事の一時中止
工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、工事の続行に備え中止期間中における工事現場の管理計画書を提出すること。本計画書には、中止時点における工事の出来高、搬入材料及び建設機械器具等の調書、中止期間中の体制及び工事現場の維持管理に関することを記載すること。

各種検査関係事項

12 指定部分検査及び指定部分工事目的物の引渡し
⊙ なし　・ あり（指定部分検査を受けるべき建物等は、下記の表のとおりとする。）

建物または工種	工事段階	備　考

13 中間検査
⊙「請負工事検査要領（平成25年４月１日改正）」の第６第１項(4)の規定により、中間検査を実施することがある。
⊙「請負工事検査要領（平成25年４月１日改正）」の第６条第３項の規定により、中間検査を実施することがある。

14 経年検査
・ 行わない　　・ 行う（ 工事の引渡しから１年を経過したときに経年検査を実施する。）

総合評価

15 総合評価落札方式（建設資材調書）
⊙ なし　・ あり（ ・ 標準型　・ 簡易型　・ 特別簡易型 ）
建設資材調書の提出は、工事完成後、紙で出力した建設資材調書に押印したものを監督員に提出するものとする。
詳細は、盛岡市ホームページの「総合評価落札方式競争入札」を参照のこと。

発生材の処理等

⑯産業廃棄物
・ なし ⊙ あり　　工事の施工により発生する産業廃棄物は、以下の場所に搬入することとする。

廃棄物名	産業廃棄物受入施設等名	受入場所	備　考
コンクリート殻（有筋）			
廃コンクリート殻（無筋）			
アスファルト殻			
廃金属類			
木材			

産業廃棄物受入施設等名については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が上記施設とは異なる施設で処理する場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。
本工事で発生した産業廃棄物は、可能な限り中間処理施設等に於いて再利用、減量化を図るものとする。また、最終処分場で処分される産業廃棄物は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）で管理すること。

17 残土の処理
・ 構内指示の場所に敷き均し　・ 構内指示の場所に堆積　・ 構外搬出

⑱ＰＣＢ分析調査
⊙ なし　・ あり（ＰＣＢ分析調査を本工事で実施し、含有している場合は発注者へ引渡しとする。）

⑲特別管理産業廃棄物
・ なし ⊙ あり（　・ ＰＣＢ（　・ シーリング材　・ 高圧機器類　・ 安定器　・ 低圧機器類 ） ⊙ アスベスト　）
ＰＣＢを含有する機器等は、廃棄物処理法に基づき、飛散、流出、地下浸透、悪臭が発生しないよう、発注者の指定する施設内の場所へ適切に保管とする。

20 冷媒の回収
⊙ なし　・ あり（　　　　　　）
冷媒の回収にあたっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に従って行い、監督職員に第一種フロン類回収業者登録通知書の写し、フロン類回収証明書を提出する。ただし、家庭等のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、法に従ってリサイクル（フロン類の改修を含む）を行い、監督員に、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しを提出する。

21 資源有効利用促進法の運用
受注者は、次のいずれかに該当する数量の建設資材を搬入又は搬出する場合は、再生資源利用（促進）計画書を作成し、監督員に提出後、現場に掲示すること。

・再生資源利用計画書（搬入）

建設資材	数量	対象
・土砂	500m3以上	・
・砕石	200 t以上	・
・加熱アスファルト混合物	200 t以上	・

・再生資源利用促進計画書（搬出）

建設資材	数量	対象
・土砂	500m3以上	・
・コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材	合計 200 t以上	・

※国土交通省で定めている様式を準用すること。
※対象となる建設資材については、設計数量をもとに定めている。

現場事務所の掲示物

22 工事表示板の設置
受注者は、契約締結後速やかに、当該工事現場の公衆の見えやすい場所に工事表示板を掲げなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、その設置を省略することができる。また、工事表示板の大きさは、日本工業規格Ａ２（420×594）程度を標準とする。

23 施工体制の掲示等
受注者は、当該請負工事における下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成することとし、施工体系図は工事現場の公衆が見えやすい場所へ掲示しなければならない。

工事表示板（参考）

工　事　名	
発　注　者	
設　　　計	
監　　　理	
施　　　工	
工　　　期	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
現場連絡先	電話　　　　　現場代理人

共通費の実績変更

24 労働者確保に要する共通費の実績変更について
※１　本工事は、受注者が負担する「労働者に係る宿泊費」、「労働者に係る送迎費」及び「募集及び解散等に要する費用」について、不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合（以下「実績変更対象費」という。）を受注者の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。
共通仮設費（積上式）：①宿舎等（借上費、宿泊費）、②労働者送迎費
現場管理費（率式）　：①募集及び解散費に要する費用、②賃金以外の食事・通勤費等に要する費用
※２　実績変更対象費（率分）に含む内容は、下記の内容である。
実績変更対象費（率分）：【現場管理費（率分）】①募集及び解散等に要する費用、②慰安、娯楽及び厚生に要する費用、③純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、④賃金以外の食事・通勤費等に要する費用、⑤安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用、⑥労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
※３　受注者は、労働者確保に要する共通費の実績変更（以下「共通費の実績変更」という。）を請求する意思がある場合は、すみやかに書面により発注者に対し通知するものとする。
※４　受注者は、「共通費の実績変更」を請求する場合は、監督員に設計額における「実績変更対象費」を確認の上、実績報告書（様式１）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を監督員に提出し、「共通費の実績変更」の内容について協議するものとする。なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
※５　受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「共通費の実績変更」の対象としない。
※６　発注者は、「共通費の実績変更」をする場合は、実績変更対象費に実際支払った額のうち証明書類において確認された費用について、下記に示す方法により積算変更時の設計額を算出するものとする。
共通仮設費（積上式）：積算基準により算出した共通仮設費に加算
現場管理費（率式）　：「実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用から積算基準により算出した現場管理費に含まれる実績変更対象費（率分）を差し引いた費用」を積算基準により算出した現場管理費に加算
※７　発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
※８　受注者は、「共通費の実績変更」に伴う契約変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
※９　詳細については、「労働者確保に要する共通費の実績変更の運用基準（建築・電気設備・機械設備）」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。
http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsuitaku/1008588.html

㉕施工体制台帳の作成
受注者は下請負契約を締結した場合は、その金額に関わらず施工体制台帳を作成し、その写しを監督員に提出し確認を受けなければならない。

工事期間中の書類等

26 工事関係担当者の通知
受注者は、現場代理人等を補助する者を定めた場合は、工事関係担当者等通知書を提出しなければならない。

27 下請負契約対象の限定
社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることは禁止することとし、その者を下請負人とした場合は、「工事成績評定の減点」や「受注者の指名停止措置」を講じる。また、社会保険等の未加入業者を下請負人とする場合は、工事請負契約約款第７条の２第２項の規定による。
詳細は、盛岡市ホームページの「盛岡市(市上下水道局を含む)発注の工事請負契約における社会保険等未加入対策の強化について(平成30年4月1日)」を参照のこと。

28 工事月間工程報告書の作成
発注者、受注者及び関連工事の受注者の間で工事の進捗状況及び今後の工事工程等を確認するため、受注者は工事月間工程会議で報告しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、報告書の作成を省略することができる。
雛形は、盛岡市ホームページ（盛岡市トップページ ＞ 事業者の皆さんへ ＞ 市の発注契約）の「営繕工事特記仕様書に定める提出書類等」による。

㉙休業期間中の現場管理体制の報告
受注者は、工事期間内に工事作業を休業（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）する場合は、休業期間中の工事現場の管理体制を報告しなければならない。

㉚各種手続き
工事の着手、施工及び完成において官公署その他関係機関へ必要となる諸手続き等は、監督員と協議のうえ受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

㉛事故報告
本工事で事故が発生した場合、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。なお、報告要領は盛岡市ホームページを参照のこと。

㉜工事施工上必要な図書等
受注者は、下記表に掲げる工事施工上必要な図書等を作成し、現場に備えなければならない。ただし、監督員の承諾を得た図書等は、その作成を省略することができる。
また、工事完成時には工事施工上必要な図書として監督員へ提出しなければならない。
（下記表の部数の欄で、工事監理業務委託の監督員が選任されている場合はカッコ書きの部数を提出し、選任されていない場合はカッコ無しの部数とする。）

必要な図書等			部数	提出時期	備　考
施工予定に関する事項	工程表	実施工程表（全体） 変更実施工程表（全体）	２（３）	契約締結後速やかに提出する。	監督員の承諾を受ける。
		週間又は月間工程表 工種別工程表	１（２）		監督員の指示により作成する。
	総合施工計画書		２（３）	契約締結後30日以内に提出すること。	盛岡市様式第19号により届け出る。（総合仮設を含む工事の全般的な進め方、主要工事の施工方法、品質目標と管理方針、重要管理事項等、各種検査予定表の大要等を記載し、監督員の承諾を受ける。） なお、週休２日工事の対象の場合は、次の書類を添付すること。 週休２日工事(発注者指定型)：週休２日工事工程表(計画) 週休２日工事(受注者希望型)：週休２日工事工程表(計画) 週休２日交替制工事(発注者指定型)：交替制による週休２日の確保を実施する旨を記載
	工種別施工計画書		２（３）	一工程の施工の着手の７日前を目途に適宜提出すること。	盛岡市様式第19号により届け出る。総合施工計画書に基づいて工種別の施工計画を定める。施工要領のほか、仮設計画、工程計画、養生計画、安全・環境対策、品質計画、一工程の施工の確認を行う段階、施工体制等を記載し、品質計画は監督員の承諾を受ける。
	施工体制台帳の写し		2	適宜提出とする。	
	施工図（加工図）		２（３）	一工程の施工の着手前に適宜提出すること。	監督員の承諾を受ける。
	総合図		２（３）		監督員の承諾を得て省略することができる。
施工記録に関する事項	工事材料搬入報告書		１（２）	監督員の指示による。	試験成績書、規格証明書、品質証明書等を含む。また、自主検査記録、監理者等検査記録、是正報告書等は監督員の指示により提出。
	工事材料検査記録		１（２）		
	施工報告書		１（２）		
	施工検査（立会）記録		１（２）		
	工事実施状況報告書		１（２）	監督員の指示による。	週休２日工事の対象の場合は、次の内容を記載すること。 週休２日工事(発注者指定型)：休工日の実績 週休２日工事(受注者希望型)：休工日の実績 週休２日交替制工事(発注者指定型)：休日率
	工事週報		1	毎週火曜日	監督員の承諾を得て省略することができる。
	工事日報		1	毎月上旬	雛形は盛岡市ホームページによる。
	工事打合せ簿		１（２）		監督員の指示により作成する。
	工事写真		1		「営繕工事写真撮影要領」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課による。
	産業廃棄物管理票（写）		１（２）		Ａ票・Ｂ２票・Ｄ票・Ｅ票・受渡確認票
	週休２日工事工程表(実施)		1	工事完成届提出の20日前までに提出すること。	週休２日工事の対象の場合は、次の内容を記載し提出すること。 なお、週休２日交代制工事(発注者指定型)の場合は、実施工程表に記載し提出すること。 週休２日工事(発注者指定型)：休工日の実績、現場閉所の状況 週休２日工事(受注者希望型)：休工日の実績、現場閉所の状況 週休２日交替制工事(発注者指定型)：休日率

工事完成時に提出する図書

㉝工事完成図書等
受注者は、下記表に掲げる工事完成時に提出する図書等を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た図書等は、提出を省略することができる。

	提出する図書等	部数	備　考
工事完成図書	工事施工上必要な図書等	1	工事期間中に監督員から承諾を受けた施工図面及びその他の書類全てを提出とする。
	主要機器一覧表	1	機器名称、製造者名（連絡先含む）、形式、容量、出力、数量等
	機器完成図	1	
	出荷証明書	1	
完成写真	写真帳	1	
図面の製本	完成図　　（Ａ１版、またはＡ２版）	2	黒文字青表紙の二つ折り製本とする。また、完成図は、
	縮小完成図（Ａ３版）	2	工事の完成に合わせ設計図を修正した図面を収めること。
	施工図　　（Ａ１版、またはＡ２版）	1	黒文字青表紙の二つ折り製本とする。
提示または写しの提出（工事成績評定の加点に係る書類）	安全協議会、安全教育及び安全訓練等（店社パトロール、ＫＹ、ＴＢＭ等）、新規入場者教育 仮設工事の点検・監理・記録等 建設機械車両の低騒音・低振動・排ガス対策の配慮、過積載防止点検記録 品質管理表、品質確認記録、出来形管理記録、社内検査記録 地域に貢献したことを証明できる書類（地域イベント参加や道路清掃等）		

㉞保全に関する資料
受注者は、下記表に掲げる引渡時に提出する図書等を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を施設管理者に説明しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た図書等は、提出を省略することができる。

	提出する図書等	部数	備　考
保証書	責任施工部分保証書	2	工事部分に関する保証（例：屋根工事等）
	機器類の製造者保証書	2	
建築物等の利用に関する説明書	建物の主要な構造部や外構について	2	
	建物を使用するうえでの注意事項	2	
	建物に設置されている建具及び家具、機器等の概要	2	
	建物、工作物、植栽等を管理するうえでの保全業務の要点	2	
	建物等の清掃の要点	2	
機器取扱説明書	系統図及びフローチャート図等により、機器等の配置位置や運転方法、取り扱いに関する注意事項等	2	
	製造者の機器取扱説明書	2	
試験成績書	現地試験成績表	2	各種の建築、電気、機械に係る試験
	機器試験成績表	2	
官公署届出書類	各署関係機関の届出や申請書類	2	原本、原本の写し
緊急連絡先	装置・機器類の不具合や故障が発生したときの連絡表	2	
総合試運転報告書		2	
鍵箱	鍵番号一覧表	－	建築工事の鍵箱に、関連工事の鍵を一式収納すること。
予備品・工具類	機器等に付属されたもの	－	

※１　保全に関する図書は、施設管理者で取扱説明書として利用するものと、監査や検査等で使用する保存版の２部構成とする。

電子納品事項

㉟電子納品特記仕様書

1　適用
本工事は、電子納品の対象工事とする。
電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品するものとする」をいう。ここでいう電子成果品とは、盛岡市電子納品ガイドライン（案）（ 以下、「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データを指す。
(http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/douro_kotsu/douro/1017579.html)

2　電子納品対象書類
本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。
（○）本工事は、電子納品を「義務」として実施する。
（ ）本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。
※いずれかに「○」を記入するものとする

3　電子納品対象書類
〔建築関係(建築設備を含む。)〕
本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー名		書類名	作成者 発注者	作成者 受注者	備　考
工事写真				○	JPEG形式
PLAN	施工計画書	総合施工計画書			PLAN.XML
		工種別施工計画書			PLAN.XML
SCHEDULE	工程表	マスター工程表			SCHEDULE.XML
		月間工程表			SCHEDULE.XML
MEET	打合簿	工事打合せ記録			MEET.XML
MATERIAL	機材関係資料	試験計画書			MATERIAL.XML
		試験成績書			MATERIAL.XML
		品質証明書			MATERIAL.XML
		調合表			MATERIAL.XML
		規格証明書			MATERIAL.XML
PROCESS	施工関係資料	試験計画書			PROCESS.XML
		試験成績書			PROCESS.XML
		出来高管理図			PROCESS.XML
INSPECT	検査関係資料	完成検査記録			INSPECT.XML
SALVAGE	発生材関係資料	発生材調書			SALVAGE.XML
		処理報告書			SALVAGE.XML
DRAWINGF	完成図	完成図		○	SFC形式(DRAWINGF.XML) JWW形式、PDFの全て
MAINT	保全に関する資料	保全に関する説明書		○	MAINT.XML
		官公署届出書類			MAINT.XML
		備品リスト			MAINT.XML
OTHERS	施工図	施工図		○	OTHRS.XML
	完成写真	完成写真		○	JPEG形式(OTHRS.XML)
	その他の資料				OTHRS.XML

※１　作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※２　上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※３　ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載するものとする。
※４　参考フォルダ　　http://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/579/sample1.zip
4　電子成果品は、ガイドラインに基づいて作成し、電子媒体(CD-R又はDVD-R)で２部提出するものとする。
5　電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム、SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラー及び誤りがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出するものとする。
6　電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出するものとする。

図　電子媒体の表記例(正副２部)

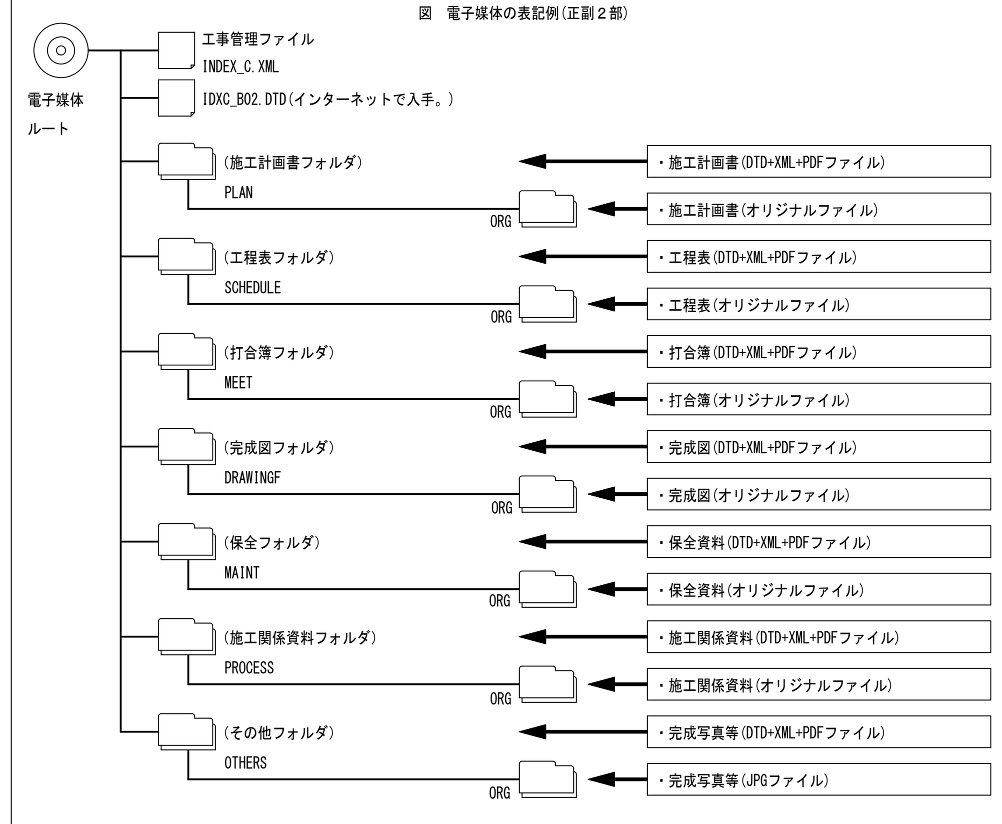

35 電子納品特記仕様書

工事管理ファイル(INDEX_C.XML)の記述例（注意　アスタリスク「*」は、半角スペースに置き換えてください。）

```
<?xml version="1.0" encoding="shift_jis"?>
<!DOCTYPE constdata SYSTEM "IDXC_B02.DTD"[]>
<!-- http://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/579/sample1.zip から「IDXC
_B02.DTD」をダウンロードできます。-->
<constdata DTD_version="02">
**<基礎情報>
****<メディア番号>1</メディア番号>
****<メディア種別>DVD-R</メディア種別>
****<メディア総枚数>1</メディア総枚数>
****<メディアフォーマット>UDF</メディアフォーマット>
****<完成図フォルダ名>DRAWINGF</完成図フォルダ名>
****<完成図オリジナルファイルフォルダ名>DRAWINGF/ORG</完成図オリジナルファイルフォルダ名>
****<保全に関する資料フォルダ名>MAINT</保全に関する資料フォルダ名>
****<保全に関する資料オリジナルファイルフォルダ名>MAINT/ORG</保全に関する資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<施工計画書フォルダ名>PLAN</施工計画書フォルダ名>
****<施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>PLAN/ORG</施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>
****<工程表フォルダ名>SCHEDULE</工程表フォルダ名>
****<工程表オリジナルファイルフォルダ名>SCHEDULE/ORG</工程表オリジナルファイルフォルダ名>
****<打合せ簿フォルダ名>MEET</打合せ簿フォルダ名>
****<打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>MEET/ORG</打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>
****<機材関係資料フォルダ名>MATERIAL</機材関係資料フォルダ名>
****<機材関係資料オリジナルファイルフォルダ名>MATERIAL/ORG</機材関係資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<施工関係資料フォルダ名>PROCESS</施工関係資料フォルダ名>
****<施工関係資料オリジナルファイルフォルダ名>PROCESS/ORG</施工関係資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<検査関係資料フォルダ名>INSPECT</検査関係資料フォルダ名>
****<検査関係資料オリジナルファイルフォルダ名>INSPECT/ORG</検査関係資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<発生材関係資料フォルダ名>SALVAGE</発生材関係資料フォルダ名>
****<発生材関係資料オリジナルファイルフォルダ名>SALVAGE/ORG</発生材関係資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<その他資料フォルダ名>OTHRS</その他資料フォルダ名>
****<その他資料オリジナルファイルフォルダ名>OTHRS/ORG</その他資料オリジナルファイルフォルダ名>
**</基礎情報>
**<ソフトウェア情報>
****<ソフトウェア名>○○電子成果品作成支援・検査システム</ソフトウェア名>
****<バージョン情報>○○</バージョン情報>
****<メーカ名>○○株式会社</メーカ名>
****<メーカ連絡先>東京都○○区■■</メーカ連絡先>
****<ソフトメーカ用TAG></ソフトメーカ用TAG>
**</ソフトウェア情報>
**<工事情報>
****<!--(必須項目)工事番号は、契約書に掲載してある番号を入力するものとする。掲載の無いものは、「999999」を入力するものとする。-->
****<工事番号>○○○○○○</工事番号>
****<工事名称>市営○○住宅○○主体工事</工事名称>
****<!--(必須項目)工事分野は,CORINSの「公共事業の分野」に従って記入するものとする。-->
****<工事分野>○○</工事分野>
****<!--(必須項目)工事業種は、CORINSの「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」に従って記入するものとする。-->
****<工事業種>○○一式工事</工事業種>
****<!--(必須項目)工種は、CORINSの「工種、工法・型式」の「工種」を記入するものとする。-->
****<工種>○○一式工事</工種>
****<!--(必須項目)工法型式は、CORINSの「工種、工法・型式」の「工法・型式」を記入するものとする。-->
****<工法型式>○○一式工事</工法型式>
****<契約金額>○○○○○</契約金額>
****<工期開始日>2016-○○-○○</工期開始日>
****<工期終了日>2016-○○-○○</工期終了日>
****<工事内容>新営,○○</工事内容>
**</工事情報>
**<発注者情報>
****<発注者コード>50301201</発注者コード>
****<発注者名称>盛岡市</発注者名称>
**</発注者情報>
**<受注者情報>
****<!--(必須項目)受注者コードは、盛岡市役所財政部契約検査課から送付のある盛岡市競争入札参加資格者名簿(４桁)を入力するものとする。-->
****<受注者コード>○○○○</受注者コード>
****<受注者名称>△△建設株式会社</受注者名称>
**</受注者情報>
**<施設情報>
****<!--(任意項目)発注者より提示されたコードを記入する。官庁営繕事業では8桁で入力するものとする。-->
****<施設識別コード>○○○○○○○○</施設識別コード>
****<施設名称>○○市営住宅</施設名称>
****<!--(必須項目)境界座標情報は、位置情報を http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/citycode.cgi?code=03201 で確認し、入力すること。-->
****<施設基準点緯度>39.702236</施設基準点緯度>
****<施設基準点経度>141.154714</施設基準点経度>
****<建築物情報>
******<!--(任意項目)発注者より提示されたコードを記入する。官庁営繕事業では11桁で入力するものとする。-->
******<建築物識別コード>○○○○○○○○○○○</建築物識別コード>
******<建築物名称>○○市営住宅○号棟</建築物名称>
******<!--(必須項目)建築物の所在地を入力するものとする。-->
******<所在地>盛岡市○丁目××</所在地>
******<!--(必須項目)境界座標情報は、位置情報を http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/citycode.cgi?code=03201 で確認し、入力すること。-->
******<建築物基準点緯度>39.702236</建築物基準点緯度>
******<建築物基準点経度>141.154714</建築物基準点経度>
****</建築物情報>
**</施設情報>
**<予備>監督職員　盛岡市役所建設部建築住宅課　盛岡太郎</予備>
**<予備>現場代理人　○○建設株式会社　都南二郎</予備>
**<予備>主任技術者　○○建設株式会社　玉山三郎</予備>
**<予備>下請負人　□□舗装株式会社　△△設備株式会社・・・</予備>
</constdata>
```

施設識別コードの設定　施設識別コードは８桁とする。（盛岡市コード（６桁）＋施設コード（２桁））
建築物識別コードの設定　建築物識別コードは11桁とする。〔盛岡市コード（６桁）＋建物コード（５桁）〕
各種コード詳細
盛岡市コード（６桁）：032018
施設コード（２桁）　：01
建築物コード（５桁）：00001

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970	１級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号 １級建築士 大臣登録 第253224号　澤田　照隆	検図：１級建築士 第114738号 稲葉　雄一	設計：１級建築士 第253224号 澤田　照隆	担当：２級建築士(岩手)第6770号 佐々木　信一	特記	年度：R.6	施設番号：	設計年月：2025.1	図番：A － 04

区分：建築　図名：盛岡市　特記仕様書　縮尺：A1 －　A3 －

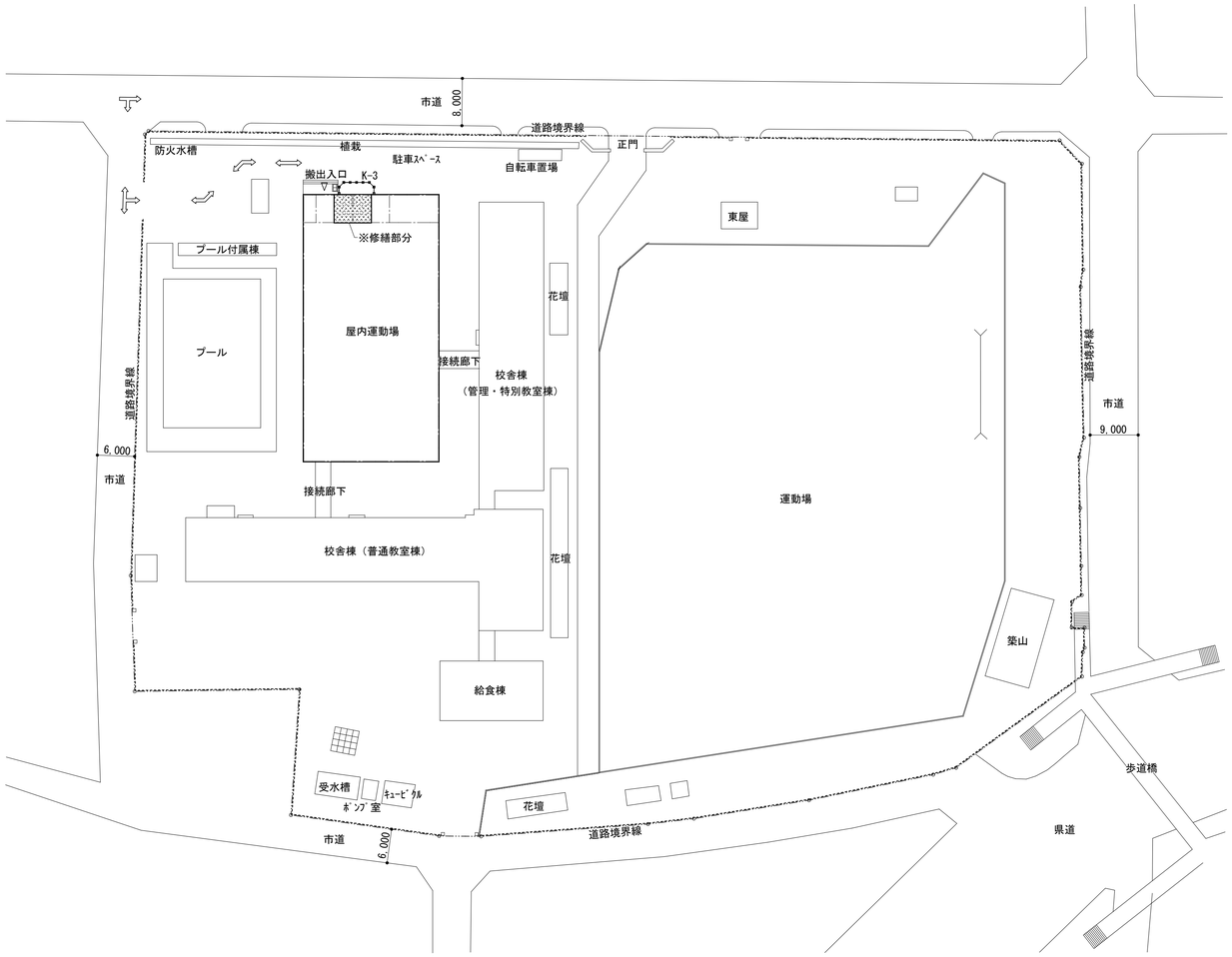

配置図　　S=1:500

案内図

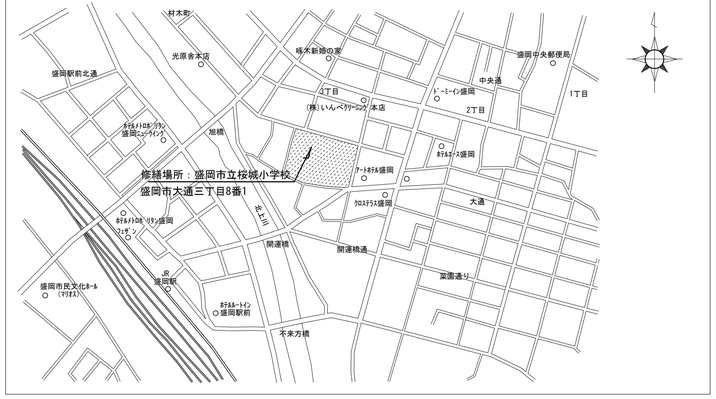

項　目	種　類	摘　要
K-1	仮設間仕切	枠組足場W=600×2段 防炎ｼｰﾄ貼り ※床面養生（合板・ｼｰﾄ）
K-2		
K-3	ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ	樹脂製AKﾌｪﾝｽ H=1,200 W=1,000
⟺	工事用車両進入経路	

特記事項
・屋内運動場使用中（授業中）の資材搬出入は極力避けること。 ・仮設計画について、監督員・市側と協議の上決定すること。

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角舘稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970

1級建築士事務所
岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士
大臣登録 第253224号　澤田　照陵

検図	設計	担当	特記
1級建築士 第114738号 稲葉　雄一	1級建築士 第253224号 澤田　照陵	2級建築士(岩手)第6770号 佐々木　信一	

年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
R.6		2025.1	A - 05	建築	配置図・案内図	A1 S=1:500 A3 S=1:1,000

外 部 仕 上 表 ・ 改 修 概 要 表

	改 修 前	改 修 後	備 考
外壁	ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ 22kg下地　ｾﾝﾁｭﾘｰﾎﾞｰﾄﾞ t=18 ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付	既存一部撤去 軽量鉄骨胴縁下地+ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ 22kg下地、窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ t=16(無塗装・ﾌﾗｯﾄ)　ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付	
開口部	【外部】ｱﾙﾐ片開きﾄﾞｱ、ｱﾙﾐ引違い窓 【内部】木製片引き戸、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	【外部】外部建具撤去 【内部】内部建具・ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ 撤去 LSD・ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ新設	
その他	木製造り付け手洗（ｽﾃﾝﾚｽｼﾝｸ） 木製掃除用具入 配管ﾋﾟｯﾄ：ﾍﾞｽﾄﾝﾓﾙﾀﾙ塗り金ｺﾞﾃ t=30	既存手洗撤去→手洗器新設（機械設備工事） 既存掃除用具入撤去→掃除用具入新設 LSD部床見切（踏摺り）：ｽﾃﾝﾚｽ t=2.0 W=40　HL ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板：ﾎﾞｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ t=20（KPAﾀｲﾌﾟ） 床点検口：ｱﾙﾐ製（ｽﾃﾝﾚｽ目地）600×600、Pﾀｲﾙﾀｲﾌﾟ（落し込みﾊﾝﾄﾞﾙ・鍵付き） 天井点検口：ｱﾙﾐ製450×450、額縁ﾀｲﾌﾟ（各室1ヶ所） 改修壁：ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24k t=100充填（外壁開口塞ぎ部分共） 改修部天井：ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24k t=100敷き込み ﾋﾟｸﾄｻｲﾝ：ｱｸﾘﾙ製 150×150（男子・女子・多目的） 手摺設置ｻｲﾝ：　ｽﾃｯｶｰ、150×150（男子・女子：各1ヶ所）	

内 部 仕 上 表 ・ 改 修 概 要 表

階	室 名		床 下地	床 仕上	巾木	壁 下地	壁 仕上	天井 下地	天井 仕上	天井 廻縁	天井 CH	備 考
1	男子便所 （既存改修）	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ ﾓﾙﾀﾙ	磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ	ﾗﾜﾝ　100×24 OP	軽量鉄骨 木製胴縁組	化粧珪酸ｶﾙｼｳﾑ板t=5　（ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ共） 甲板：ﾃﾗｿﾞﾌﾞﾛｯｸ t=25 D=120 L=（小便）3,240、（手洗）3,520	LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞt=9 910×910　目透かし EP	塩ビ	2,530	床点検口：600×600 木製造り付け手洗（ｽﾃﾝﾚｽｼﾝｸ） 木製掃除用具入 W=750 H=1,695 D=370
		改修後	既存存置（床段差：55mm） 高圧洗浄・ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭφ6-100×100 ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾞﾃ t=53	既存存置 複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(FS) t=2.0（ﾄｲﾚ用消臭抗菌ﾀｲﾌﾟ）	既存撤去 ｿﾌﾄ巾木(R) H=100	軽量鉄骨：一部多目的便所部分撤去 木製胴縁組：既存撤去 LGS新設（受材：2C-100×50×20×2.3）	既存撤去 ｼｰｼﾞﾝｸﾞ石膏ﾎﾞｰﾄﾞ(GB-S)t=9.5+化粧珪酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6.0 （目地・入隅：ｼｰﾘﾝｸﾞ工法、出隅：ｼﾞｮｲﾅｰ工法）	既存撤去 LGS新設	既存撤去 化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5	既存撤去 塩ビ	2,400	床点検口：既存撤去※躯体開口再利用、ｱﾙﾐ製新設 600×600 木製造り付け手洗・掃除用具入：撤去 天井点検口新設：ｱﾙﾐ製450×450、額縁ﾀｲﾌﾟ
1	女子便所 （既存改修）	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ ﾓﾙﾀﾙ	磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ	ﾗﾜﾝ　100×24 OP	軽量鉄骨 木製胴縁組	化粧珪酸ｶﾙｼｳﾑ板t=5　（ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ共） 甲板：ﾃﾗｿﾞﾌﾞﾛｯｸ t=25 D=120 L=（手洗）3,520	LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞt=9 910×910　目透かし EP	塩ビ	2,530	床点検口：600×600 木製造り付け手洗（ｽﾃﾝﾚｽｼﾝｸ） 木製掃除用具入 W=750 H=1,695 D=370
		改修後	既存存置（床段差：55mm） 高圧洗浄・ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭφ6-100×100 ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾞﾃ t=53	既存存置 複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(FS) t=2.0（ﾄｲﾚ用消臭抗菌ﾀｲﾌﾟ）	既存撤去 ｿﾌﾄ巾木(R) H=100	軽量鉄骨：一部多目的便所部分撤去 木製胴縁組：既存撤去 LGS新設（受材：2C-100×50×20×2.3）	既存撤去 ｼｰｼﾞﾝｸﾞ石膏ﾎﾞｰﾄﾞ(GB-S)t=9.5+化粧珪酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6.0 （目地・入隅：ｼｰﾘﾝｸﾞ工法、出隅：ｼﾞｮｲﾅｰ工法）	既存撤去 LGS新設	既存撤去 化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5	既存撤去 塩ビ	2,400	床点検口：既存撤去、ｱﾙﾐ製新設（躯体開口共）　600×600 木製造り付け手洗・掃除用具入：撤去、掃除用具入新設 天井点検口新設：ｱﾙﾐ製450×450、額縁ﾀｲﾌﾟ
1	多目的便所 （新設）	改修前	男子便所・女子便所による	男子便所・女子便所による								
		改修後	既存存置（床段差：55mm） 高圧洗浄・ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭφ6-100×100 ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾞﾃ t=53	既存存置 複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(FS) t=2.0	既存撤去 ｿﾌﾄ巾木(R) H=100	軽量鉄骨：一部多目的便所部分撤去 木製胴縁組：既存撤去 LGS新設（受材：2C-100×50×20×2.3）	既存撤去 ｼｰｼﾞﾝｸﾞ石膏ﾎﾞｰﾄﾞ(GB-S)t=9.5+化粧珪酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6.0 （目地・入隅：ｼｰﾘﾝｸﾞ工法）	既存撤去 LGS新設	既存撤去 化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5	塩ビ	2,400	
1	アリーナ （既存改修）	改修前	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ t=150 鋼製床下地 型枠用合板 t=12	ﾅﾗ積層ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ t=18 樹脂系塗料仕上	ﾗﾜﾝ　150×24 OSV	軽量鉄骨 木製胴縁組	腰：ﾗﾜﾝ合板 t=3 + 白ﾗﾜﾝ t=15 本実加工　目透かし張り OSV 壁：ﾗﾜﾝ合板（有孔）t=5.5 OSV	見え掛り鉄部 OP	木毛ｾﾒﾝﾄﾎﾞﾝﾄﾞ板 t=25 ｱﾗﾜｼ	－	－	
		改修後	既存のまま 一部型枠用合板 t=12 撤去・補修	既存のまま 改修部分周囲：補修・復旧（追加）・ｳﾚﾀﾝ塗装 ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｺﾞﾑ 20×18	既存撤去 ﾗﾜﾝ　150×24 OSV（新設）	軽量鉄骨：一部撤去 木製胴縁組：既存撤去	腰：一部撤去 ﾗﾜﾝ合板 t=3 + 米松（羽目板）t=15　目透かし張り OSV 壁：既存のまま	既存のまま	既存のまま	－	－	

特記事項・凡例

□ ※石綿含有建材（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）は、解体除去・処分には必要な措置を講じること。（届出が必要な場合はその届出）
レベル3相当（成形板）：　除去工法：湿潤化等による飛散防止措置を講じる事

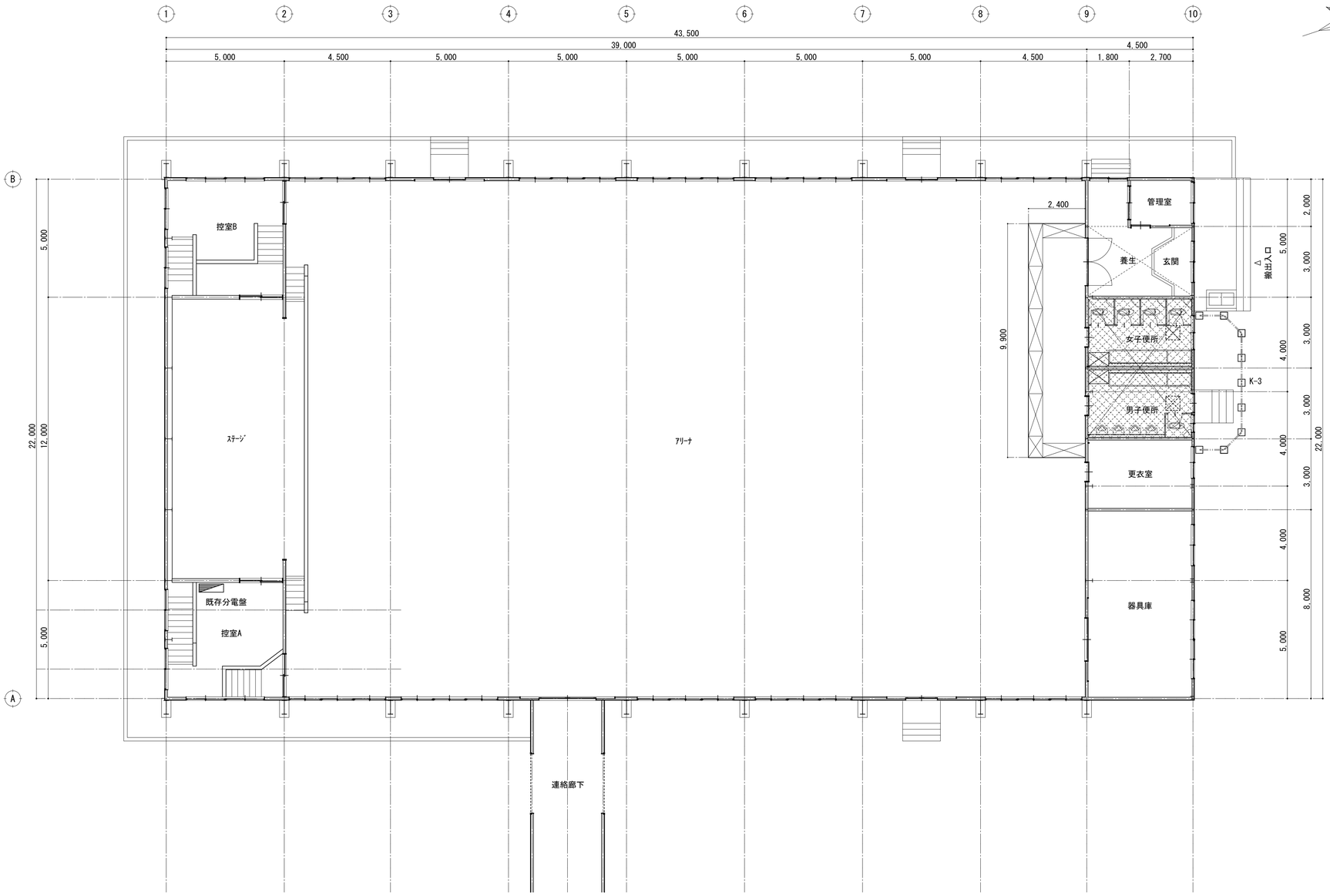

項　目	種　類	摘　要
K-1	仮設間仕切	枠組足場W=600×2段 防炎ｼｰﾄ貼り ※床面養生（合板・ｼｰﾄ）
K-2		
K-3	ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ	樹脂製AKﾌｪﾝｽ H=1,200 W=1,000
⟺	工事用車両進入経路	

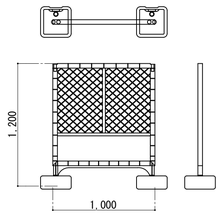

K-3　AKﾌｪﾝｽ　詳細図　S=1 : 30

特記事項
・屋内運動場使用中（授業中）の資材搬出入は極力避けること。 ・仮設計画について、監督員・市側と協議の上決定すること。

既存１階平面図・仮設計画平面図　S=1:100

【特記事項・凡例】

・改修範囲を示す

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号　澤田　照陸	検図	設計	担当	特記	年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
			1級建築士 第114738号 稲葉　雄一	1級建築士 第253224号 澤田　照陸	2級建築士(岩手)第6770号 佐々木　信一		R.6		2025.1	A－07	建築	既存１階平面図・仮設計画平面図	A1　S=1:100 A3　S=1:200

改修前

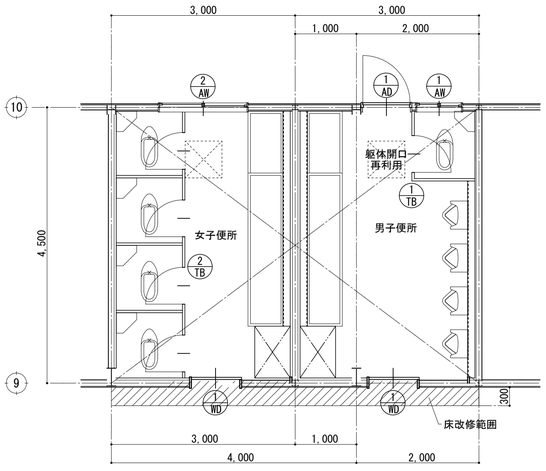

平面図・建具配置図　S=1:50

【特記事項・凡例】

・配管ﾋﾟｯﾄを示す(H=1,500)

A	・壁：LGS 100型を示す	○	・内装出隅：ｱﾙﾐｼﾞｮｲﾅｰ部分を示す
B	・壁：LGS 90型を示す		
C	・壁：LGS 75型を示す		

・壁：ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24k t=100 充填範囲を示す

記号、数量	1 AD 撤去	1	1 AW 撤去	1	2 AW 撤去	1	1 WD 撤去	2
姿図 基準FL	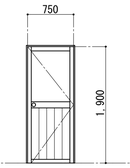		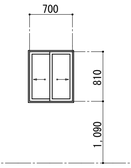		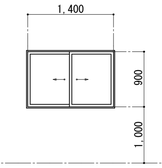		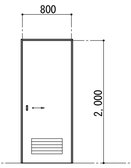	
型式、見込	片開き框ﾄﾞｱ	70	引違い窓	70	引違い窓	70	片引きﾌﾗｯｼｭ戸（ｱﾙﾐｶﾞﾗﾘ付き）	40
材質、仕上	ｱﾙﾐ（ｼﾙﾊﾞｰ）		ｱﾙﾐ（ｼﾙﾊﾞｰ）		ｱﾙﾐ（ｼﾙﾊﾞｰ）		ｼﾅ合板	
硝子	FW6.8・下：ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ		FW6.8		FW6.8			
施錠、金物	標準金物一式、握り玉錠、DC		標準金物一式、ｸﾚｾﾝﾄ		標準金物一式、ｸﾚｾﾝﾄ		ｽﾃﾝﾚｽﾚｰﾙ、戸車、引手	
取付場所	男子便所		男子便所		女子便所		男子便所・女子便所	

記号、数量	1 TB 撤去	1	2 TB 撤去	1		
基準FL	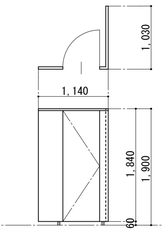		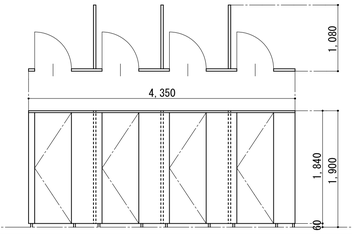			
型式、見込	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	40	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	40		
材質、仕上	ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ合板		ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ合板			
硝子						
施錠、金物	標準金物一式、ｽﾃﾝﾚｽ笠木、ｽﾃﾝﾚｽｽﾀﾞｰﾄ、ｽﾗｲﾄﾞﾛｯｸ		標準金物一式、ｽﾃﾝﾚｽ笠木、ｽﾃﾝﾚｽｽﾀﾞｰﾄ、ｽﾗｲﾄﾞﾛｯｸ			
取付場所	男子便所		女子便所			

改修後

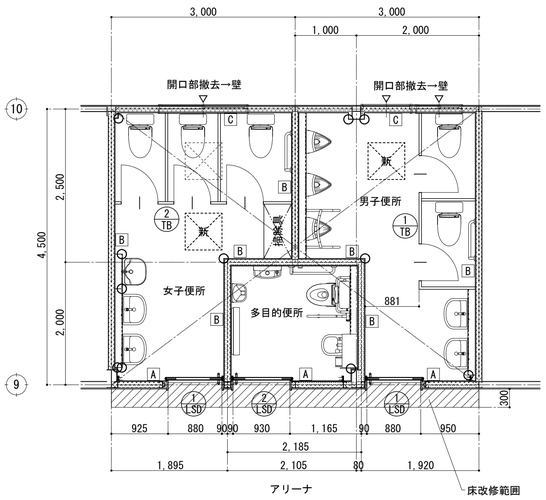

平面図・建具配置図　S=1:50

【特記事項・凡例】

・配管ﾋﾟｯﾄを示す(H=1,500)

・壁：ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24k t=100 充填範囲を示す

A	・壁：LGS 100型を示す	○	・内装出隅：ｱﾙﾐｼﾞｮｲﾅｰ部分を示す
B	・壁：LGS 90型を示す		
C	・壁：LGS 75型を示す		

記号、数量	1 LSD	2	2 LSD	1				
姿図 基準FL	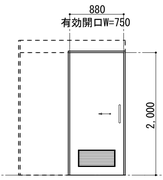		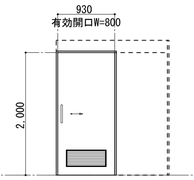					
型式、見込	片引きｶｰﾑﾄﾞｱ：外付け枠ﾀｲﾌﾟ（ｶﾞﾗﾘ付き）	40	片引きｶｰﾑﾄﾞｱ：外付け枠ﾀｲﾌﾟ（ｶﾞﾗﾘ付き）	40				
材質、仕上	亜鉛ﾒｯｷ鋼板・焼付塗装仕上（芯材：ﾍﾟｰﾊﾟｺｱ）		亜鉛ﾒｯｷ鋼板・焼付塗装仕上（芯材：ﾍﾟｰﾊﾟｺｱ）					
硝子								
施錠、金物	標準金物一式、傾斜ﾚｰﾙ、制御装置、一般ﾛｯｸ		標準金物一式、傾斜ﾚｰﾙ、制御装置、ｻﾑﾀｰﾝ（非常開錠表示付）					
取付場所	男子便所・女子便所		多目的便所					

記号、数量	1 TB	1	2 TB	1				
基準FL	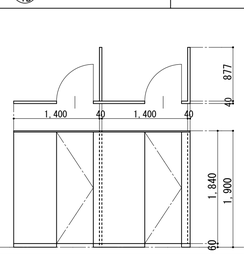		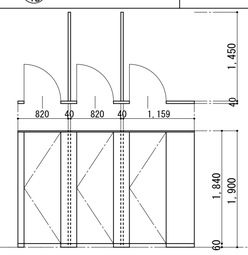					
型式、見込	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	40	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	40				
材質、仕上	高圧ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧合板		高圧ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧合板					
硝子								
施錠、金物	標準金物一式、ｱﾙﾐRｴｯｼﾞ、指挟み防止、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、表示ﾛｯｸ、非常時外開き		標準金物一式、ｱﾙﾐRｴｯｼﾞ、指挟み防止、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、表示ﾛｯｸ、非常時外開き					
取付場所	男子便所		女子便所					

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56 TEL 019-646-9990 FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田 照陸	検図 1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	設計 1級建築士 第253224号 澤田 照陸	担当 2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	特記	年度 R.6	施設番号	設計年月 2025.1	図番 A - 08	区分 建築	図名 改修前・改修後 平面図・建具配置図・建具表	縮尺 A1 S=1:50 A3 S=1:100

改修前

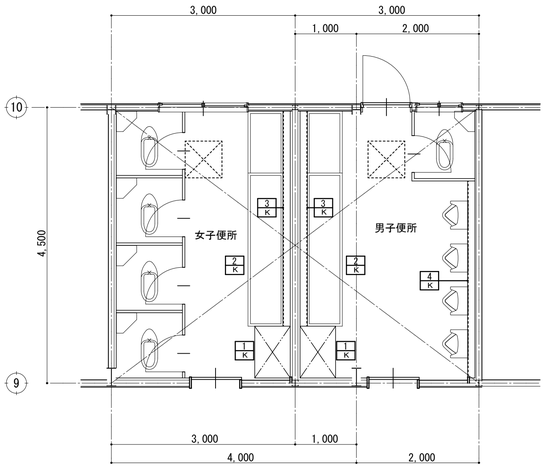

家具配置図　S=1:50

符号・名称・数量	1K 掃除用具入	2	2K 手洗い・掃除流し	2
取付場所	男子便所・女子便所		男子便所・女子便所	
姿図	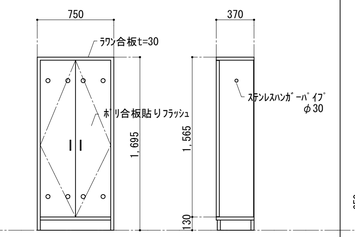		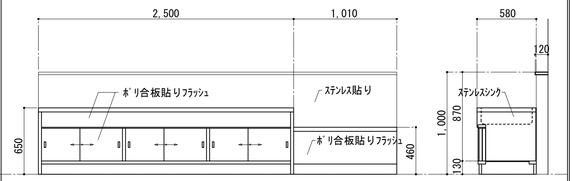	

符号・名称・数量	3K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	2	4K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	1
取付場所	男子便所・女子便所		男子便所	
	L=3,520		L=3,240	
姿図	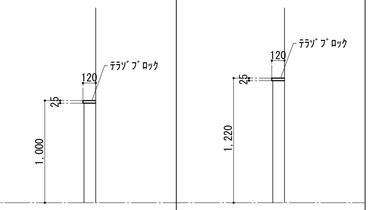		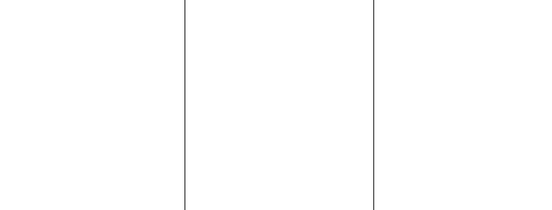	

改修後

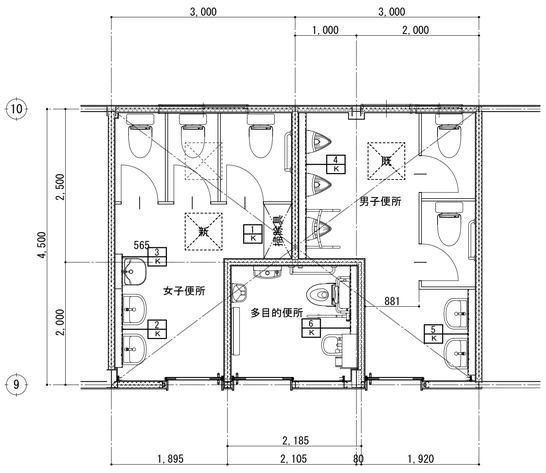

家具配置図　S=1:50

符号・名称・数量	1K 掃除用具入	1	2K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	1	3K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	1	4K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	1
取付場所	女子便所		女子便所		女子便所		男子便所	
			L=1,285		L=565		L=2,375	
			ﾎﾞｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ：KPAﾀｲﾌﾟ		ﾎﾞｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ：KPAﾀｲﾌﾟ		ﾎﾞｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ：KPAﾀｲﾌﾟ	
姿図	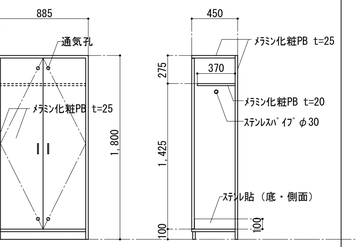		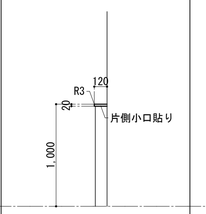		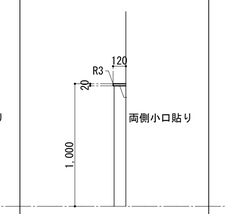		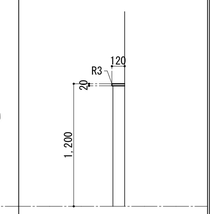	

符号・名称・数量	5K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	1	6K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	1
取付場所	男子便所		多目的便所	
	L=1,400		L=1,110	
	ﾎﾞｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ：KPAﾀｲﾌﾟ		ﾎﾞｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ：KPAﾀｲﾌﾟ	
姿図	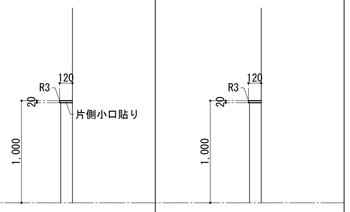			

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56 TEL 019-646-9990 FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第ニ(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田 照陸	検図 1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	設計 1級建築士 第253224号 澤田 照陸	担当 2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	特記	年度 R.6	施設番号	設計年月 2025.1	図番 A - 09	区分 建築	図名 改修前・改修後 家具配置図・家具、雑詳細図	縮尺 A1 S=1:30 S=1:50 A3 S=1:60 S=1:100

名称・数量	床点検口・躯体開口	1	床点検口（躯体開口再利用）	1
取付場所	女子便所		男子便所	
姿　図	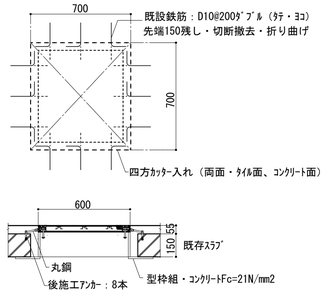	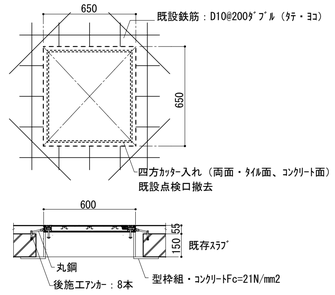
名称・数量	床点検口撤去部躯体塞ぎ	1	和式便器撤去部躯体塞ぎ	5
取付場所	女子便所		男子便所・女子便所	
姿　図		

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角舘稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970
1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田　照陸

検図	設計	担当	特記	年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
1級建築士 第114738号 稲葉　雄一	1級建築士 第253224号 澤田　照陸	2級建築士(岩手)第6770号 佐々木　信一		R.6		2025.1	A－10	建築	改修後 雑詳細図	A1　S=1:20 A3　S=1:40

改修前

男子便所

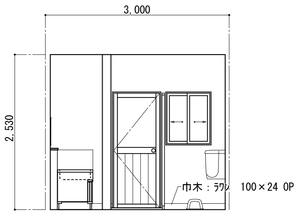

A 面

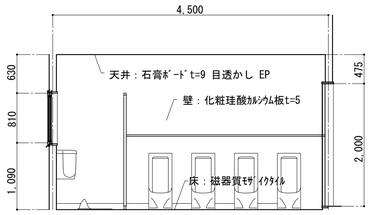

B 面

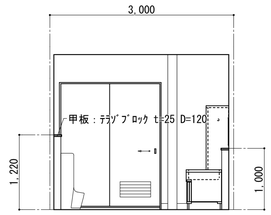

C 面

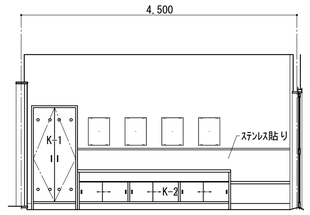

D 面

女子便所

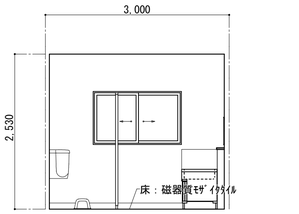

A 面

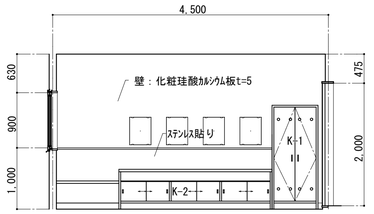

B 面

C 面

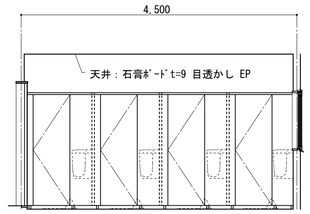

D 面

改修後

男子便所

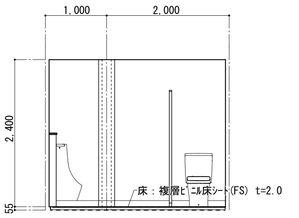

※床嵩上げ：55mm A 面

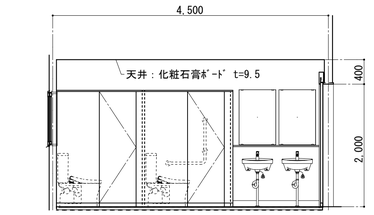

B 面

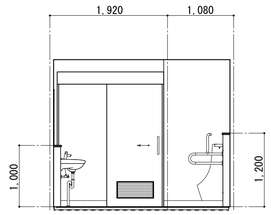

C 面

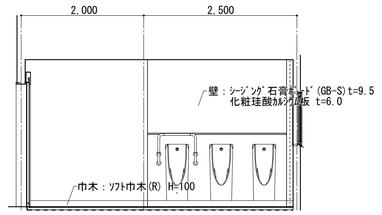

D 面

女子便所

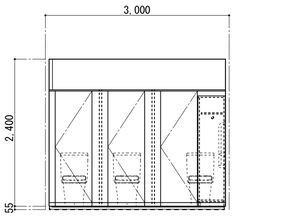

※床嵩上げ：55mm A 面

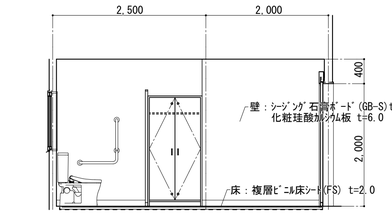

B 面

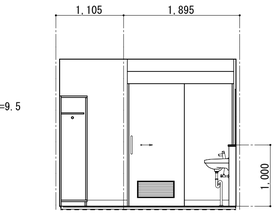

C 面

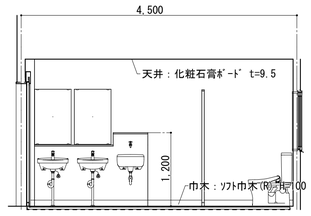

D 面

多目的便所

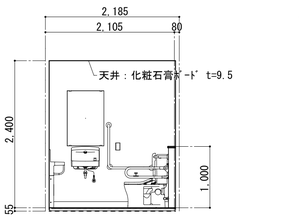

※床嵩上げ：55mm A 面

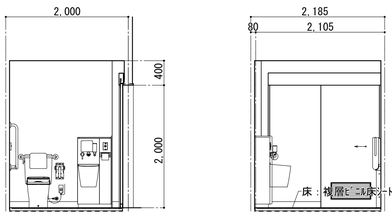

B 面

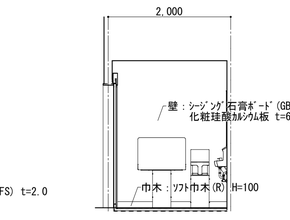

C 面

D 面

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56 TEL 019-646-9990 FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田 照陸	検図 1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	設計 1級建築士 第253224 号 澤田 照陸	担当 2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	特記	年度 R.6	施設番号	設計年月 2025.1	図番 A - 11	区分 建築	図名 改修前・改修後 展開図	縮尺 A1 S=1:50 A3 S=1:100

R7.1.16改訂版

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ 修繕概要

1 修繕の名称　盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

2 修繕の場所　盛岡市大通三丁目8番1

3 建物概要

建物名称	構造	階数	延床面積(㎡)	建築面積(㎡)	建築基準法施行規則による用途区分	消防法施行令別表第一による用途区分	備考
屋内運動場	鉄骨造	1階	957.0				

4 工事細目（○印のついたものを適用する。）

細目別＼建物別	建物名称					備考
	屋内運動場					
電灯設備	○					電灯幹線 電灯分岐 コンセント分岐
動力設備						動力幹線 動力分岐
電動自動車用充電設備						
電熱設備	○					
雷保護設備						
受変電設備						
電力貯蔵設備						直流電源 交流無停電電源 電力平準化用蓄電
発電設備						自家発電　燃料電池発電　太陽光発電
構内情報通信網設備						
構内交換設備						
情報表示設備						マルチサイン 出退表示 時刻表示
映像・音響設備						
拡声設備						
誘導支援設備	○					音声誘導 インターホン トイレ等呼出
テレビ共同受信設備						
監視カメラ設備						
駐車場管制設備						
防犯・入退室管理設備						防犯 入退室管理
火災報知設備						自動火災報知 自動閉鎖 非常警報 ガス漏れ
中央監視制御設備						
発生材処理						
構内配電線路						電力引込み 外灯
構内通信線路						通信引込み 通信
テレビ電波障害防除設備						
撤去工事	○					

Ⅱ 特記仕様書

1 一般事項

（1）特記事項は、原則、全て適用するものとし、・印の箇所がある項目等、◯印がある項目はそれを適用する。なお、いずれの・印等にも◯印のない項目は、適用外とする。また、一般共通事項以外の欄で斜線が引かれたものは適用外とする。

（2）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編、最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編、最新版）、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、最新版）」による。

（3）建築工事及び機械設備工事を本工事に含む場合、建築工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。

（4）特記仕様書及び図面、または、それらに記載されていない事項について、疑義が生じた場合は、その都度、監督員と協議するものとする。

2 特記事項

章	項目	特記事項
一般共通事項	1 機材等	本工事で使用する機材等は、設計図書に規定するもの、またはこれらと同等、若しくは同等以上のものとする。ただし、監督員の承諾を受ける。
	2 機材の品質・性能証明	使用する材料のホルムアルデヒド仕様は、日本産業規格及び日本農林規格のＦ☆☆☆☆規格品、壁装材料協会規格適合品または同等品、化学物質等製品安全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 本工事着手前に主要機材メーカーリストを提出し、監督職員の承諾を受ける。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（(社)公共建築協会）によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを標準仕様書第１編１．４．２(b)に定める品質及び性能を有することの証明となる資料とすることができる。
	3 電気保安技術者	電気工作物に係る工事において、電気保安技術者を置くものとする。
	4 工事用電力等	本工事に必要な電力、水等の費用は、引渡しの時まですべて受注者の負担とする。
	5 工事用仮設物	構内につくることが　◯ 出来る　・ 出来ない ・ 設ける　◯ 設けない
	6 監督員事務所	◯ 別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。　・ 本工事で設置する。
	7 足場、さん橋類	なお、枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月改訂）によるものとし、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
	8 耐震施工	耐震施工における設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（(独)建築研究所監修）による。本工事の施設分類は（　◯ 特定の施設　・ 一般の施設　）で地域係数は１とし、設計用標準水平震度は下表のとおりとする。なお、（　）内の数値は防震支持の場合に適用する。

設計用標準震度＼設置場所	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
一階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

重要機器類

・ 配電盤　・ 発電装置　・ ＵＰＳ装置　・ 直流電源装置
・ 交換機　・ 受信機（自立型）　・ 中央監視装置　・ 情報通信ラック

重量が１００kg以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においては、設備機器の製造者の指定する確実に行うことでも良いものとする。

	9 天井機器の取付方法	天井機器の取付方法は、標準仕様書第２編２．１４．３に定めるとおりとするが、やむを得ず天井下地材で支持する場合には、脱落防止の措置を入念に施すこと。

一般共通事項

10 工事区分

関連工事との工事区分は、下表のとおりとする。

項目		電気設備工事	建築工事	機械設備工事	その他工事
姿貫通部の補強及びスリーブ（スリーブ）		○			
〃	（補　強）	○			
天井埋込形器具	（墨出し）	○			
〃	（下地切込）	○			
〃	（仕上げ材切込）	○			
〃	（天井開口補強）	○			
換気扇類	（天井扇及び換気扇）			○	
〃	（空調換気扇）			○	
〃	（有圧換気扇）			○	
〃	（電源供給）	○			
〃	（スイッチ）	○			
天井点検口			○		

11 保温、結露防止　外部に面する壁、天井でＦＰ板（スタイロホーム等）打込み箇所に取付ける位置ボックスなどは、保温、結露防止の処理を行うこと。

12 電線、ケーブル　原則としてＥＭ電線、ＥＭケーブルを使用すること。

13 合成樹脂製可とう管　合成樹脂製可とう管は、ＰＦ管（一重管）とし、温度による分類はタイプ−25とする。

14 二種金属製可とう管　露出箇所（・ ビニル被覆あり　・ ビニル被覆なし　）　隠蔽箇所（・ ビニル被覆あり　・ ビニル被覆なし　）

15 インサート　鋼鈑製とする。なお、床版で保温板打込み部分は断熱材用インサート（亜鉛めっき製品）を使用すること。

16 呼び線　長さ１ｍ以上の通線しない電線管には、１．２ｍｍ以上のビニル被覆鉄線を通線すること。

17 フラッシュプレート　・ 金属製（ステンレス、新金属を含む）　・ 樹脂製

18 フロアプレート・ベース　・ 水平高低調節付（空転防止リング付）　・ 鋼合金製　・ アルミ合金製

19 ハンドホール蓋　㊦およびチェーン（ステンレス製）付のものとする。

20 支持金物、固定金物　屋外の機器及び配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製とし、屋外機器のアンカーボルトのナットには、ナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。また、振動をともなう機器の支持金物のナットは、ダブルナットとする。

21 あと施工アンカー　施工方法　・ 接着系　（　・ 有機系　・ 接着剤　）
・ 金属拡張系　（　・ 本体打込式　・　）

性能・施工確認　・ 行わない　・ 行う

22 接地極埋設標　文字の記入は斜記による。なお、外灯用接地極の埋設標は不要とする。

23 材料、盤の塗装　塗装を施す場合は、下表の◯印箇所を適用とする。（マンセル値は、盛岡市標準色とする。）

	２．５Ｙ９／１	１０ＹＲ２／１	メーカー標準色
電線管、プルボックス等	○		○
屋内盤（分電盤、動力盤、端子盤、機器収容箱）	○		○
屋外盤（分電盤、動力盤、端子盤、機器収容箱）			
キュービクル			

24 山留め　切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、山留めを行うものとする。

25 舗装工事　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）２２章（舗装工事）及び建築工事監理指針（下巻）２２章（舗装工事）による。

26 はつり　既存コンクリート床、壁などの配管貫通は、原則としてダイヤモンドカッターによる。

27 再使用機器　再使用する機器は、現場内で清掃、絶縁抵抗測定のうえ、取り付ける。

28 撤去後の補修等　機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は、既存仕上げと同等とする。なお、施工に際し、既存設備及び施設に損傷を及ぼした場合は、原状に復旧する。

29 有害物質の取り扱い　ＰＣＢ（変圧器、コンデンサ、安定器等）、鉛・カドミウム（鉛蓄電池、小形二次電池等）、水銀、放射性物質（イオン化式感知器等）の有害物質の含有を掲出前に確認し、監督職員に報告書を提出するとともに、その処理方法を監督員と協議し、関係法令に基づき適正に取り扱うこと。

電熱設備

1 排水路ヒーター　電気方式（・ ２００Ｖ　・ １００Ｖ）
制御方式（・ 制御器（温度及び水分センサー）　・ 制御器（温度センサーのみ）　・ 自己制御型　・ 制御なし）

2 電気暖房器　電気方式（◯ ２００Ｖ　・ １００Ｖ）　材質（◯ 鋼板製　・ ステンレス製）
形式（◯ 乾式壁掛形　・ 湿式壁掛形　・ 遠赤外線式天井形）　温度制御（◯ 有　・ 無）
※動作開始温度は５℃を基本とし、これに拠りがたい場合は監督職員と協議すること。

3 その他　電気方式（・ ２００Ｖ　・ １００Ｖ）
施工場所及び面積（　　㎡）

雷保護設備

1 受雷部　・ 突　針　・ 棟上導体　・ 笠木（別途）等

2 避雷導線　・ 引下げ導線　・ 建築構造体利用

3 接地極　・ 接地極埋設　・ 建築構造体利用

受変電設備

1 電気方式　高　圧（・ 三相３線式６ｋＶ）
低　圧（・ 単相３線式１００Ｖ／１００Ｖ　・ ３相３線式２００Ｖ）

2 配電盤　形　式（・ 屋内形キュービクル　・ 屋外形キュービクル）

3 主遮断装置　形　式（・ 高圧交流遮断器（ＣＢ）　・ 限流ヒューズ及び高圧負荷開閉器（ＰＦ−Ｓ））
定格遮断電流　（　　ｋＡ）

4 変圧器　形　式（・ 油入式　・ 乾　式）
変圧器総容量　（　　ｋＶＡ）

5 進相用コンデンサ　・ 高圧用（・ ６％　・ １３％　）　・ 低圧用

6 リアクトル　・ ６％　・ １３％

電力貯蔵設備

1 直流電源装置　用　途（・ 非常用照明器具電源　・ 受変電設備制御電源供用　・ 受変電設備制御専用　・ 非常用照明器具専用）
蓄電池（・ 鉛蓄電池（・ ＨＳ　・ ＣＳ　・ ＭＳＥ　・ 長寿命形ＭＳＥ）
・ アルカリ蓄電池（・ ＡＨ　・ ＡＭＨ）　・ リチウムイオン蓄電池）

2 交流無停電電源装置　用　途（　　）
蓄電池（・ 鉛蓄電池（・ ＨＳ　・ ＣＳ　・ ＭＳＥ　・ 長寿命形ＭＳＥ）
・ アルカリ蓄電池（・ ＡＨ　・ ＡＭＨ）　・ リチウムイオン蓄電池）

発電設備

1 発電機　形　式（・ 簡易形　・ キュービクル式　・ オープン形）
電気方式　三相３線式　５０Ｈｚ　電圧２００Ｖ　定格出力　　ｋＶＡ　運転時間　　時間

2 原動機　種　類（・ ディーゼル　・ ガスタービン）
定格出力　　ｋＷ以上（　　ＰＳ以上）
始動方式（・ 電気式　・ 空気式）
冷却方式（・ ラジエータ式　・ 水冷循環式）

3 燃　料　種　類（・ 軽油　・ 灯油　・ Ａ重油）
・ 燃料出小槽　Ｌ
主貯油槽（・ なし　・ あり）

4 太陽光発電装置　太陽電池アレイ公称出力　　ｋＷ
パワーコンディショナ　相　線式　定格電圧　　Ｖ　定格出力　　ｋＷ
自立運転（・ 有　・ 無）
蓄電池（・ 有（定格容量　　ｋＷｈ）　・ 無）

5 系統連系　連　系（・ 有　・ 無）

構内情報通信網設備

1 工事範囲　・ 配線（・ 全部　・ 端子盤以降）　・ 配管（・ 全部　・ 壁の立上り、立下り部分）

2 種　類　インターフェース種別（・ １０ＢＡＳＥ−Ｔ　・ １０ＢＡＳＥ−Ｆ　・ １００ＢＡＳＥ−ＴＸ
・ １００ＢＡＳＥ−ＦＸ　・ １０００ＢＡＳＥ−Ｔ　・ １０００ＢＡＳＥ−ＳＸ
・ １０００ＢＡＳＥ−ＬＸ　・ ２．５ＧＢＡＳＥ−Ｔ　・ ５ＧＢＡＳＥ−Ｔ
・ １０ＧＢＡＳＥ−ＳＲ　・ １０ＧＢＡＳＥ−ＬＲ　・ １０ＧＢＡＳＥ−ＥＲ
・ １０ＧＢＡＳＥ−ＬＸ４　・ １０ＧＢＡＳＥ−Ｔ）

構内交換設備

1 電話交換機　形　式（・ ボタン電話装置　・ デジタルＰＢＸ　・ ＩＰ−ＰＢＸ　・ ＶｏＩＰサーバ）
収容回線（　・ 光回線　・ アナログ回線　・ ＩＳＤＮ回線　・ 専用線　・ その他）

2 保安器用接地　・ 本工事　・ 別途工事

3 回線申請手続き　・ 本工事　・ 別途工事

情報表示設備

1 出退表示装置　表示方式（・ ＬＥＤ（２モード形）　・ ＬＥＤ（４モード形）　・ 液晶式）

2 マルチサイン装置　形　式（・ 壁掛形　・ 自立形）
表示方式（・ ＬＥＤ（４色）　・ ＬＥＤ（フルカラー）　・ 液晶式）

3 時刻表示　親時計（・ 防災盤組込形　・ 壁掛形
・ 電子式チャイム組込　・ プログラムタイマ組込）

映像・音響設備

1 映像・音響機器　・ 入力（・ ＣＤ　・ ＤＶＤ　・ ＢＤ　・ＨＤＭＩ　・ Ｄ−ｓｕｂ１５　・ ＤＶＩ　・ その他）

拡声設備

1 増幅器　用　途（・ 一般放送用　・ 一般放送兼非常放送用）
形　式（・ 壁掛形　・ 卓上形　・ 防災盤組込形）

誘導支援設備

1 音声誘導　検出部（・ 無線式　・ 磁気式　・ 画像認識）

2 インターホン　形　式（・ テレビ　・ 外部受付用　・ 身障者用　・ 夜間受付用　・ 相互式　・ 複合式）

3 トイレ等呼出　呼出表示器（・ 防災盤組込形　・ 壁掛形（◯ 埋込形）　・ 通話機能

テレビ共同受信設備

1 アンテナ　ＵＨＦ（・ ＡＵ−１　・ ＡＵ−２　・ 平板型　・ その他）
ＢＳ/ＣＳ（・ ＣＳＢＳＡ−６０　・ ＣＳＢＳＡ−７５　・ ＣＳＢＳＡ−９０　・ ＳＨＡ−７５　・ ＳＨＡ−９０）

2 アンテナマスト　形　式（・ 壁面取付形　・ 柱上取付形　・ 自立形）

3 機　器　規　格（・ ＳＨ対応　・ ＣＳ対応　・ 家庭用）

4 その他　電界強度測定及び受信調査（全チャンネル）を実施とする。

監視カメラ設備

1 モニター　形　式（・ 白黒方式　・ カラー方式）　解像度（・ １０２４×７６８以上　・ その他　　以上）

2 伝送方式　種　類（・ ネットワーク　・ アナログ　・ デジタル同軸）

3 録画装置　デジタル記憶用媒体容量（・　ＧＢ　・　ＴＢ）
時刻補正機能（・ 親時計　・ 時刻同期装置　・ その他（　　））　録画条件（・ 姿図参照）

駐車場管制設備

1 機　器　・ 管制盤　・ 検知器（・ 光線式　・ ループコイル式）
信号灯　・ 警報灯　・ 発券機　・ カーゲート　・ カードリーダー

防犯・入退室管理設備

1 認証方式　・ 磁気カードリーダ　・ テンキーパッド　・ ＩＣカードリーダー　・ バイオメトリックス
・ ハンズフリー認証

2 その他　・ 設置工事（・ 本工事　・ 別途）

火災報知設備

1 自動火災報知設備　・ 形　式（・ 壁掛形　・ 防災盤組込形）
・ 受信機（・ Ｐ型２級　・ Ｐ型１級　・ Ｒ型　・ アナログ式）　・ 副受信機
・ 総合盤（・ 屋内消火栓箱組込形　・ 専用埋込形　・ 専用露出形）
・ 火災通報装置　・ 消防機関へ通報する火災報知設備（Ｍ型発信機）

2 自動閉鎖設備　・ 連動制御器（・ 壁掛形　・ 防災盤組込形）
・ 自動閉鎖装置（・ 防火戸用ラッチ式　・ 防火扉用電磁式　・ 防火シャッター用　・ 防煙ダンパー用）

3 非常警報設備　・ 非常ベル（自動式サイレンを含む）　・ 非常放送設備

4 ガス漏れ火災警報設備　・ 受信機（・ 壁掛形　・ 防災盤組込形）
・ 検知器（・ 都市ガス用　・ 液化石油ガス用）　定格電圧（・ ＡＣ１００Ｖ　・ ＤＣ２４Ｖ）

5 住宅用火災警報器　・ 電池式　・ ＡＣ電源式（・ 単独形　・ 連動形）

中央監視制御設備

1 監視制御対象設備　・ 動力設備　・ 受変電設備　・ 発電設備　・ 火災報知設備

2 表示操作盤　形　式（・ 壁掛形　・ 自立形）

3 監視制御装置　機械機器（・ グラフィックパネル　・ 内照式液晶ディスプレイ　・ 操作卓
・ 監視操作装置　・ 信号処理装置　・ 伝送装置　・ 分散処理装置　・ 中央処理装置　・ 補助記憶装置
・ 記録装置　・ 電源装置　・ 機器用印字装置）

構内配電線路

1 工事範囲　・ 管路　・ 配線　・ 機器類

2 電気方式　・ 高圧　三相３線式６ｋＶ
・ 低圧（・ 三相３線式２００Ｖ　・ 単相３線式１００／２００Ｖ　・ 単相２線式１００Ｖ）

3 敷設方式　・ 地中埋設式（・ ＦＥＰ　・ ＰＥＧ）　・ 架空線式

4 引込柱　・ コンクリート柱　・ パンザマスト柱　・ 鋼管柱

5 柱上機器　・ 高圧負荷開閉器（・ 一般用　・ 重耐塩用　・ ＶＲ内蔵　・ ＬＡ内蔵）
・ 地絡継電器（・ 方向性　・ 無方向性）　ＳＯＧ
・ 避雷器（・ 一般用　・ 耐塩用）
・ 高圧カットアウト（・ 一般用　・ 耐塩用）

6 外　灯　電　圧（・ １００Ｖ　・ ２００Ｖ）

7 引込開閉器類　形　式（・ 壁掛形　・ 自立形　・ 柱取付形）

構内通信線路

1 工事範囲　・ 管路　・ 配線　・ 機器類

2 用　途　・ 電話用　・ 通信情報用　・ 消防用　・ その他

3 敷設方式　・ 地中埋設式（・ ＦＥＰ　・ ＰＥＧ）　・ 架空線式

テレビ電波障害防除設備

1 工事範囲　・ 事前調査　・ 機器類

電気自動車用充電設備

1 電気方式　入力電圧（・ 単相２線式１００Ｖ　・ 単相２線式２００Ｖ　・ 三相３線式２００Ｖ）

2 充電装置　充電方式（・ 普通充電装置　・ 急速充電装置）
キュビネット材質（・ 鋼板製　・ ステンレス製）
形　式（・ 壁外型　・ 屋内型）

3 その他　充電用コネクタ付属ケーブル（　Ｌ＝　ｍ）

機器取付高さは下表を標準とする。ただし、これに拠りがたい場合は監督職員と協議すること。

	名称	測点	取付高（mm）
電力設備	取引用計器	地上〜窓中心	1,800
	引込開閉器	床上〜中心	1,800〜2,200
	分電盤	床上〜上端	上端1,900以下
	ホーム分電盤	〃	上端2,200以下
電灯設備	スイッチ（一　般）	床上〜中心	1,300
	〃（和　室）	〃	1,200
	〃（高齢者）	〃	1,100
	コンセント（一　般）	床上〜中心	300
	〃（和　室）	〃	150〜200
	〃（台　上）	台上〜中心	150
	〃（ファン用）	床上〜下端	ファン下端
	〃（厨　房）	床上〜中心	500
	〃（車　庫）	〃	500
	〃（機械室）	〃	500
	〃（屋　外）	〃	500
	〃（専用機器）	〃	機器により設定
	プラケット（一　般）	〃	2,100〜2,300
	〃（誘　場）	〃	2,500
	〃（用）	鏡上端〜中心	150
	避難口誘導灯	床上〜下端	1,500以上
	廊下通路誘導灯	床上〜上端	1,000以下
動力設備	壁掛形制御盤	床上〜上端	上端1,900以下
	開閉器箱	床上〜中心	1,500
	電磁開閉器用ボタン	〃	1,300
身障者用	壁付インターホン（親機）	床上〜中心	1,300
	〃（玄関子機）	〃	1,300
	非常ボタン（便所用）	〃	900（フルハイ付は400）
	廊下表示灯	床上〜上端	鏡具上端
	復旧ボタン	〃	1,300
	スイッチ（身障者）	床上〜中心	1,100

	名称	測点	取付高（mm）
構内交換設備	集合保安器箱	天井下〜上端	200
	端子盤(廊下、室内)	床上〜下端	300
	〃（ＥＰＳ等）	床上〜中心	上端1,900以下
	壁付アウトレット（一　般）	〃	300
	〃（和　室）	〃	150〜200
時計・拡声・通信設備	壁掛形親時計	床上〜中心	1,500(上端2,000以下)
	子時計	〃	2,300
	壁掛形スピーカ	〃	2,300
	壁付アッテネータ	〃	1,300
	壁付インターホン	〃	1,300
	壁付アウトレット（一　般）	〃	300
	〃（和　室）	〃	150〜200
	機器収容箱	天井下〜上端	200
	直列ユニット（一　般）	床上〜中心	300
	〃（和　室）	〃	150〜200
警報・表示灯	表示盤	床上〜中心	2,300
	壁付発信機	〃	1,300
	ベル、ブザー、チャイム	〃	2,300
	壁付押しボタン（一　般）	〃	1,300
	〃（身障者玄関）	〃	900
火災報知設備	受信機	床上〜操作部	800〜1,500
	副受信機	〃	800〜1,500
	機器収容箱	〃	800〜1,500
	発信機	〃	800〜1,500
	表示灯	床上〜中心	2,100
	ベル	〃	2,300
	液化石油ガス用検知器	床上〜上端	250
	都市ガス用検知器(軽貨)	天井下〜下端	150
	スイッチ（非常者）	床上〜中心	1,100

１φ３Ｗ２００／１００Ｖ

ELCB 100AF／100AT

備　考	電　圧（Ｖ）	負荷容量（ＶＡ） その他	コンセント	電　灯	負　荷　名　称	配　線　用　遮　断　器（　ＡＴ　）	No.
	２００				水銀灯右	MCCB 2P 50/20A	A
	２００				水銀灯中央	MCCB 2P 50/20A	C
	２００				水銀灯右	MCCB 2P 50/20A	E
	２００				予備	MCCB 2P 50/20A	G
	２００				ステージスポット　両側	MCCB 2P 50/20A	I
	１００				ブドウ棚	MCCB 2P 50/20A	1
	１００				誘導灯	MCCB 2P 50/20A	3
	１００				北側電灯・時計	MCCB 2P 50/20A	5
	１００				館内コンセント	MCCB 2P 50/20A	7
	１００				体育館コンセント	MCCB 2P 50/20A	9

No.	配　線　用　遮　断　器（　ＡＴ　）	負　荷　名　称	負荷容量（ＶＡ） 電　灯	コンセント	その他	電　圧（Ｖ）	備　考
B	MCCB 2P 50/20A	水銀灯左				２００	
D	MCCB 2P 50/20A	水銀灯中央				２００	
F	MCCB 2P 50/20A	水銀灯右				２００	
H	MCCB 2P 50/20A	ステージスポット　左側				２００	
J	MCCB 2P 50/20A	ステージスポット　右側				２００	
2	MCCB 2P 50/20A	控室				１００	
4	MCCB 2P 50/20A	出口電灯				１００	
6	MCCB 2P 50/20A	ＷＣ赤外線				１００	
8	MCCB 2P 50/20A	ステージコンセント				１００	
１０	MCCB 2P 50/20A	体育館コンセント				１００	

ＮＳ　１０

既存

電灯盤（Ｌ－１）　結線図

※体育館　控室

埋込型

本工事増設

ELCB 50AF／40AT
6，206VA

備　考	電　圧（Ｖ）	負荷容量（ＶＡ） その他	コンセント	電　灯	負　荷　名　称	配　線　用　遮　断　器（　ＡＴ　）	No.
	１００		６３９		男子便所　コンセント	MCCB 2P 50/20A	３０１
	１００		６００		オストメイト用　コンセント	MCCB 2P 50/20A	３０３
	２００	１，０００			男子便所（凍結防止）	MCCB 2P 50/20A	EH1
	２００	５００			身障者便所（凍結防止）	MCCB 2P 50/20A	EH3

No.	配　線　用　遮　断　器（　ＡＴ　）	負　荷　名　称	負荷容量（ＶＡ） 電　灯	コンセント	その他	電　圧（Ｖ）	備　考
３０２	MCCB 2P 50/20A	女子便所　コンセント		１，１０６		１００	
３０４	MCCB 2P 50/20A	障害者便所②　コンセント		１，２６１		１００	
EH2	MCCB 2P 50/20A	女子便所（凍結防止）			１，０００	２００	
呼出	MCCB 2P 50/20A	トイレ呼出電源		２５０		１００	

新設

分電盤結線図

※住宅用分電盤（樹脂製）

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角館稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56 TEL 019-646-9990 FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田 照隆	検図 1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	設計 1級建築士 第253224号 澤田 照隆	担当 2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	特記	年度 R. 6	施設番号	設計年月 2025. 1	図番 E-02	区分 電気	図名 分電盤　結線図	縮尺 A1 A3

改修前

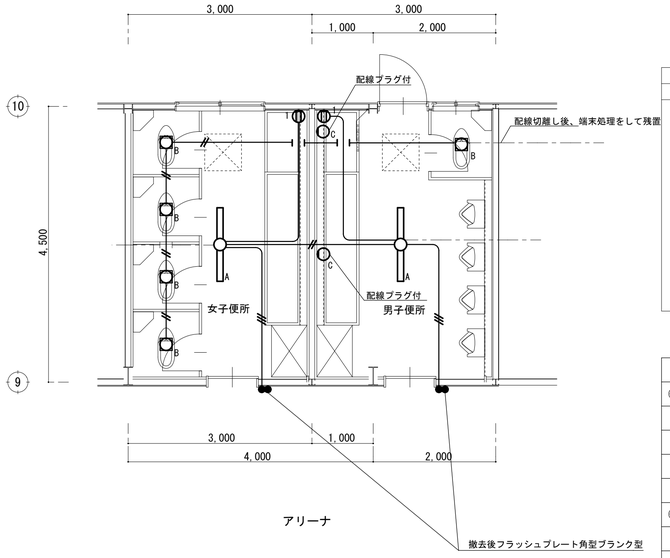

撤去　電灯分岐設備平面図　S=1/50

A	蛍光灯　露出	B	埋込型	C	アイランプ
	ＦＬ４０－１		ＩＬ１２５Ｗｘ１　赤外線ランプ		

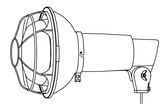

特記事項【撤去処分】		
※ 図中特記なき配管配線は下記による		保護管
―//―	IV2.0×2	(E19)
―――	IV1.6×2	(E19)
―///―	IV1.6×3	(E19)
※ 凡　例		
●●	埋込スイッチ　1P15A×2　金属プレート共	
⊕I	埋込コンセント　2P15A×1　金属プレート共	

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角舘稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970

1級建築士事務所
岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士
大臣登録 第253224号　澤田　照隆

検図：1級建築士 第114738号　稲葉　雄一
設計：1級建築士 第253224号　澤田　照隆
担当：2級建築士(岩手)第6770号　佐々木　信一

特記

年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
R. 6		2025. 1	E-03	電気	電灯分岐設備　平面図	A1　S=1:50 A3　S=1:100

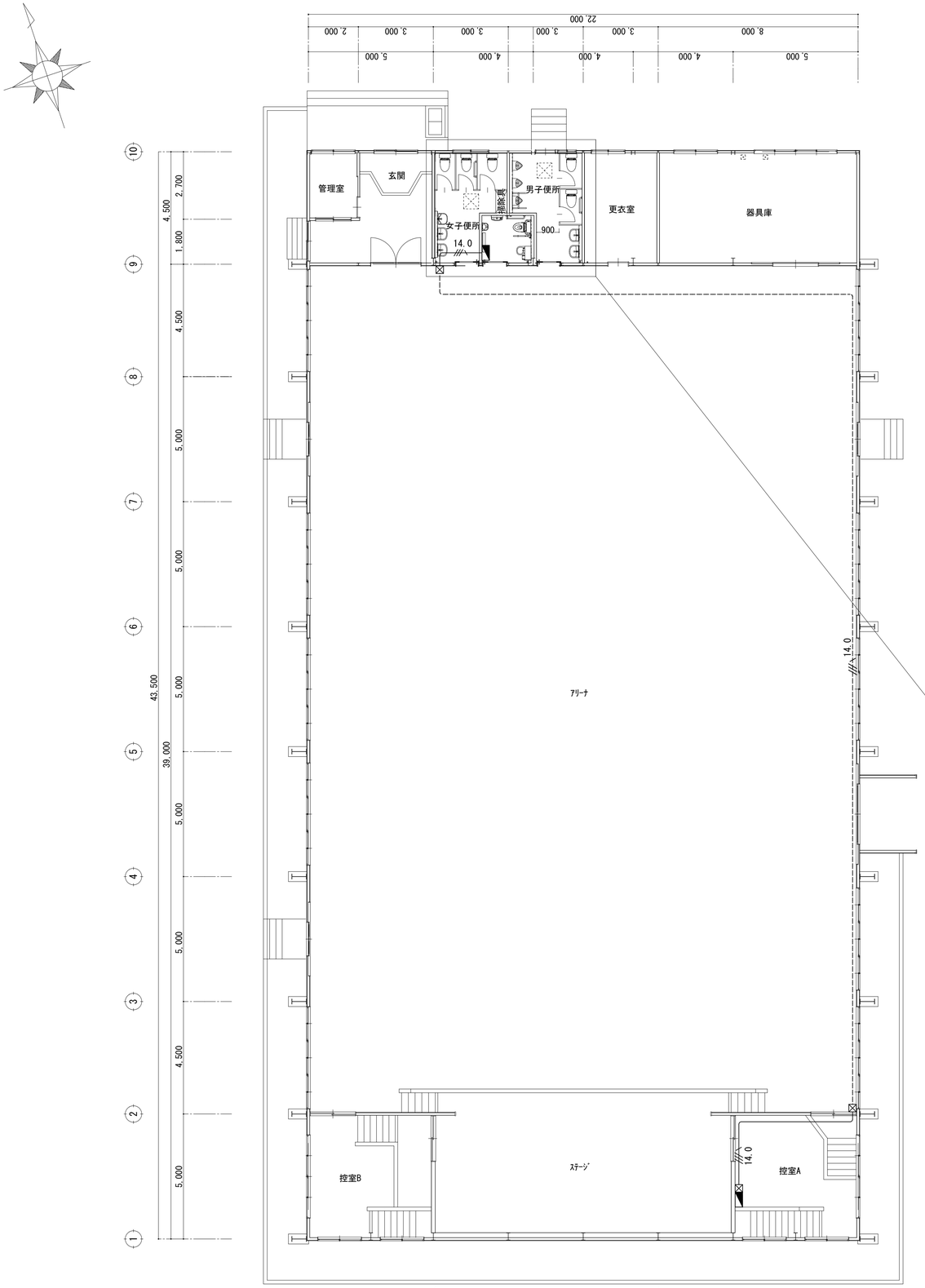

修繕　電灯幹線設備平面図　S=1/100

改修後

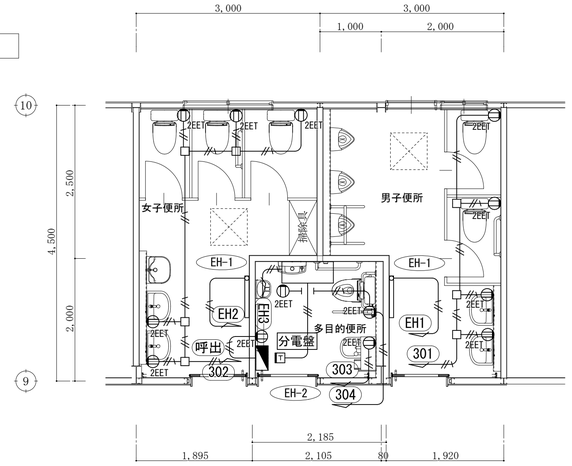

アリーナ

修繕　コンセント設備平面図　S=1/50

特記事項		
1．図中、記入なき配管・配線は、下記による。		
■　コンセント・電熱設備		（保護管）
	EM−EEF　2．0−3C（1E）	（PF22）
	EM−EEF　1．6−3C（1E）	（PF16）
4．図中、記入なきシンボルは、下記による。（フラッシュプレートは、金属製とする。）		

シンボル	名　称　・　適　用
2EET	埋込コンセント　2P15A×2（接地極・接地端子付）
T	サーモスタット
□	アウトレットボックス　中四角浅型　D44

■凍結防止ヒーターの仕様は、下記による。

記号	機器仕様	数量					
		男子便所	女子便所	身障者用便所			計
EH−1	鋼板製粉体塗装・パネル式（壁面）　1φ200V−1．0KW	1	1				2
	サーモスタット・イタズラ防止カバー付き　ハトメプレート共						
EH−2	ステンレス製・輻射式（天井面）　1φ200V−0．5KW			1			1
	ハトメプレート共						
	計	1	1	1			3

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角舘稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970
1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士 大臣登録 第253224号　澤田　照陸

検図	設計	担当	特記	年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	1級建築士 第253224号 澤田 照陸	2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一		R.6		2025.1	E-04	電気	電灯幹線・コンセント設備　平面図	A1 S=1:50 A3 S=1:100

改修後

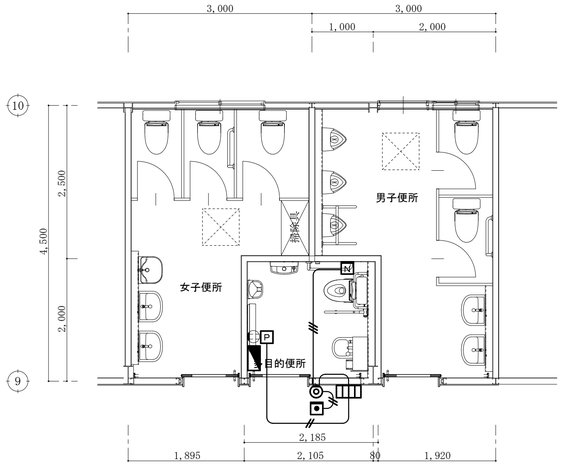

アリーナ

修繕　電灯分岐設備平面図　S=1/50

特記事項	
1．図中、記入なき配管・配線は、下記による。	
■　照明制御設備	（保護管）
――//―― EM−AE　1．2−2C	（PF16）
――///―― EM−AE　1．2−3C	（PF16）
2．壁立上り・立下り及び貫通部分は、PF管にて保護のこと。	
3．図中、記入なきシンボルは、下記による。（フラッシュプレートは、金属製とする。）	

シンボル	名　称　・　適　用
▭▭▭	トイレ呼出表示器　電源部共
P	電源アダプター
◎	ブザー付廊下灯
●	トイレ呼出　復帰ボタン
N	トイレ呼出　押しボタン　（ひも付き）

▭▭▭ 埋込表示器　防球ガード共

CN-1A34/A

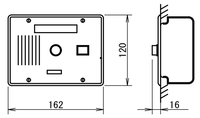

電源電圧	DC12V（電源アダプタから供給）
形　状	埋込形（JIS3個用スイッチボックス）
材　質	ステンレス
窓　数	1窓
表示方法	断続ブザー音と表示窓点灯

P 電源アダプター

PS-1225A

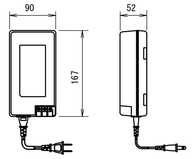

電源電圧	AC100V　50/60Hz
入力容量	75VA
出力電圧	DC12V
出力電流	2.5A
形　状	据置・壁取付（専用金具）両用
材　質	難燃性樹脂

◎ ブザー付廊下灯　防球ガード共

NR-BZLB27

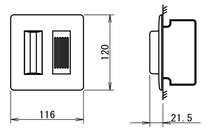

形　状	壁埋込型（JIS2個用スイッチボックス）
材　質	パネル：自己消火性樹脂 ランプカバー：ポリカーボネート
備　考	ブザー付

● 復旧ボタン　防球ガード共

NBR-2A-C

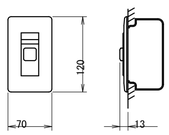

形　状	壁埋込型（JIS1個用スイッチボックス）
材　質	樹脂
備　考	非防水形

N 呼出ボタン(引きひも付)

NBR-7HWA

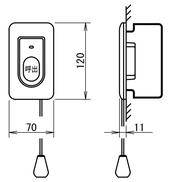

形　状	壁埋込型(JIS1個用スイッチボックス)
材　質	自己消火性樹脂
備　考	引きひも式、押ボタン式両用

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号　澤田　照隆	検図：1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	設計：1級建築士 第253224号 澤田 照隆	担当：2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	特記	年度：R.6	施設番号	設計年月：2025.1	図番：E-05	区分：電気	図名：誘導支援設備　平面図	縮尺：A1 S=1:50　A3 S=1:100

機械設備改修特記仕様書

Ⅰ．修繕概要

1．修繕名称　盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

2．修繕場所　盛岡市大通三丁目８番１号

3．建物概要　学校

建物名称	構造	階数	延床面積(m2)	建築面積(m2)	建築基準法施行令による用途区分	消防法施行令別表第一による用途区分	備考
盛岡市立桜城小学校	鉄骨造	地上１階	957㎡			７項	
			（トイレ27.0㎡）				

4．工事種目（⊙印のついたものを適用する。）

工事種目　＼　建設別及び屋外	工事種別 屋内	屋外							
・空気調和設備									
・冷房設備									
・暖房設備									
・油送設備									
⊙ 換気設備	○								
・自動制御設備									
⊙ 衛生器具設備	○								
⊙ 給水設備	○								
⊙ 排水設備	○								
・給湯設備									
・消火設備									
・厨房機器設備									
・ガス設備									
・し尿浄化槽設備									
・昇降機設備									

5．設備概要　（・印のついたものは、主要方式を示す）

方式	設備概要	
空気調和方式等	・空気調和	・全空気方式　・ファンコイルユニット･ダクト併用方式　⊙ パッケージ方式
	・温風暖房	⊙ 温風暖房機　・ ・全空気方式　・ファンコンベクター・ダクト併用方式 ・将来冷房考慮（・ダクト　・配管　・機器）　・考慮外
	・直接暖房	・蒸気暖房　・温水暖房　・床暖房
自動制御方式	・電気式　・電子式　・デジタル式　・空気式　・中央監視制御	
給水方式	・水道直結方式　⊙ 高置タンク方式　・タンクレスブースター方式 ⊙ 受水槽方式　・井戸(ポンプ加圧)	
排水方式	建物内の汚水及び雑排水（⊙ 分流式　・合流式） 建物外の汚水及び雑排水（・分流式　⊙ 合流式） 放流先　汚水（⊙ 下水道直放流　・し尿浄化槽　・便槽） 雑排水（⊙ 下水道直放流　・し尿浄化槽　・側溝　・浸透桝）	
給湯方式	・局所式　・中央式	
消火設備方式	・屋内消火栓（・湿式　・乾式）　・連結送水管　・泡消化 ・スプリンクラー（・湿式　・乾式）　・連結散水　・粉末消化 ・二酸化炭素　・屋外消火栓	
ガス設備方式	・都市ガス　種別（　）　kJ／m3（N）（供給圧力　Pa）　・液化石油ガス	

Ⅱ．特記仕様書

1．一般事項　（1）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」及び同部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）」による。
（2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記事項　（1）項目は番号に⊙印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。

一般共通事項

① 適用基準等
・機械設備工事監理指針（最新版）（国土交通省大臣官房長官営繕部監修）
・盛岡市給水装置工事施工要領（最新版）（盛岡市上下水道局）
・排水設備の設計基準（最新版）（盛岡市上下水道局）

② 機材等
本工事に使用する機材等は、銘柄は特に指定しないが全て国土交通省指定のものから選定し、監督員の承諾を受けるものとする。

③ 機材の品質及び品質証明
本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し、監督員の承諾を受ける。
また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（(社)公共建築協会）によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出するものとする。

④ 施工計画書及び施工図等
工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。
工事の施工に先立ち、工種別施工要領書および施工図等を作成し、監督員の承諾を受ける。

⑤ 主任技術者等の資格
本工事の主任技術者等の資格に、下記の者を適用させる。
・資格の区分　建設業法第７条第二号の資格を有する者

⑥ 電気保安技術者
・適用する　・適用しない

⑦ 技能士の適用
本工事に下記の当該職種別技能士を適用させる。（資格証の写しを提出する）
・配管（配管工事）　・建築板金（ダクト製作及び取付け）　・熱絶縁施工（保温工事）
・冷凍空気調和機器施工（チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付及び調整）

⑧ 機材等の検査及び試験
公共建築工事共通仕様書による。（第１編　１．４．５，　１．４．６）

⑨ 監督員事務所
・設けない　・設ける（　号・・・建築工事仕様書）

⑩ 工事用電力,水,その他
本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用はすべて引渡しまで受注者の負担とする。

11. 工事用仮設物
構内に作ることが　・できる　・できない

⑫ 総合試運転調整等
・本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を提出する。　・別途
総合試運転調整等の項目
・風量調整　・水量調整　・室内外空気の温湿度測定
・室内気流及びじんあいの測定　・騒音の測定　・初期運転状態の記録
・末端水栓の残留塩素濃度の測定　・し尿浄化槽放流水質の測定
・機器の絶縁抵抗の測定　・水圧調整
測定箇所は、監督員の指示による。

⑬ 容量等の表示
(1)機器類の能力、容量等は指示された数値以上とする。
(2)電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

⑭ 耐震措置
機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取付け又は支持を行う。
耐震措置の計算及び施工方法は、次に揚げる事項以外すべて建築設備耐震設計施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人 建築研究所監修最新版）による。

設置場所	設計用標準水平震度（Ｋａ） 特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
一階及び地下層	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

注①　設置場所の区分は共通仕様書による。　注②（　）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。
（1）本工事の施設は（・一般の施設　・特定の施設）とする。
（2）地域係数は1.0とする。
（3）100kg以下の軽量な機器（共通仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し、据付又は取付を行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。
（4）重要機器類（高置タンク、受水タンクは機器表による。）

⑮ 弁等のサイズ
特記されていない弁等のサイズは、機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。

16. 電線類
本工事では環境配慮の観点から、原則としてEMケーブルを使用するものとする。なお、電気設備工事編標準仕様書第６編　通信・情報設備工事　第１章　機材　第１節　電線類等　1.1.1　電線類等　表1.1.1電線類に次の種類を追加する。
（EM－CMMS、EM－VTP、EM－MEES、EM－EBT）

17. 溶接部の非破壊検査
公共建築工事標準仕様書第２編（機械設備工事編）に基づき行うものとするが、対象等は次のとおりとする。
対象配管系統　・冷温水　・冷却水　・消火（水用）　・油　・ガス　・蒸気
検査の種類　・浸透探傷検査（ＰＴ）又は磁粉探傷検査（ＭＴ）　・放射線浸透検査（ＲＴ）

⑱ はつり
既存のコンクリート部の床、壁の配管貫通部等の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。

19. スリーブ
スリーブ及びその補強筋は本工事に含むものとする。（補強筋は既製品を使用し、構造計算書を提出する事）

⑳ 支持金物・固定金具
図面に特記のない場合は下記によるほか共通仕様書第２編による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。
（1）ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナット及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製（SUS304）とし、ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。
（2）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。
（3）冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用する。

㉑ 埋戻し土・盛土
・根切り土の中の良質土（ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類）　・山砂の類

㉒ 埋設標示及び埋設表示用テープ
地中埋設標及び埋設用テープは、下記により屋外埋設部分に布設する。なお、地中埋設標の設置場所は図示によるほか、屋外埋設管の分岐及び曲がり部に設置する。
※給水管　・地中埋設標　・標示（鉄製等）　・埋設用表示テープ

㉓ 絶縁
異種管接合が発生する個所は絶縁を完全に行なうこと。

㉔ 保温
・主機械室は下記の室とし、他は各階機械室とする。
主機械室：
⊙ ダクトの保温の外装は下記による。内装は（・ﾛｯｸｳｰﾙ　⊙ ｸﾞﾗｽｳｰﾙ）

屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス	・
	各階機械室	・アルミガラスクロス	・
	主機械室	・アルミガラスクロス	・
	居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板	・
屋内隠ぺい、ＰＳ内		⊙ アルミガラスクロス	
屋外露出、多湿箇所（　）		・ステンレス鋼板	

⊙ 配管の保温の外装は下記による。内装は（・ﾛｯｸｳｰﾙ　・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ　⊙ ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ）

屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス	・
	各階機械室	・アルミガラスクロス	・
	主機械室	・アルミガラスクロス	・
	居室・廊下など	・綿布	・
	給食室(厨房・受入室)	・ステンレス鋼板	・綿布
屋内隠ぺい、ＰＳ内		⊙ アルミガラスクロス	
屋外露出、多湿箇所（　）		・ステンレス鋼板	

・消火管（ﾛｼｭﾂ部）、通気管（ﾛｼｭﾂ部）も給水管に準じ防露保温する。
・保温の区分は屋内－グラスウール保温材、ピット内－ポリスチレンフォーム保温材とする。

25. 塗装
下記の金属電線管は塗装を行う。
・屋外露出　・居室

㉖ 防食処理
土中埋設の鋼管（ステンレス鋼管を含む。外面被覆鋼管は除く）及び金属製継手類（砲金製弁・継手を含む）には、ペトロラタム系防食テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。（埋設配管は原則として、防食処理不要の管材とする。）

㉗ 文字
配管等の必要個所には文字書き、名札、色分け等を監督員の指示により施工する。

28. 山留め
切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、山留めを行うものとする。

29. 舗装工事
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）２２章（舗装工事）及び同監理指針（舗装工事）による。

30. 他工事との取り合い
図面に特記なき場合は、表「工事区分表」による。

31. 再使用品の清掃
再使用する機器類は現場内で可能な洗剤による水洗等の清掃を行う。

㉜ 火気の使用
建物内での火気の使用は原則として行わない。

33. 室内空気中の化学物質の濃度測定
室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督員に報告すること。
測定はパッシブ型採取機器により行う。

34. 施工調査
下記によるほか、公共建築改修工事標準仕様書第１編１．５．１及び１．５．２による。
・施工計画調査　・事前調査
調査項目（・　・　）　調査範囲（・　・　）
調査方法（・　・　）

㉟ あと施工アンカー
（1）あと施工アンカー　・接着系アンカー（接着剤は有機系とする）
⊙ 金属拡張系アンカー（本体打込み式）
（2）試験等　性能確認試験　⊙ 行わない　・行う
施工確認　・行わない　⊙ 行う

㊱ 既設インサート及びアンカーボルト
既設インサート及びアンカーボルトを　⊙ 使用しない　・使用する

㊲ 記録
１．工事日報
毎週（月～土曜日）毎に作成し、次週（火曜日）に監督員に提出する。
２．工事写真
工事写真の撮影は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省官庁営繕部監修）を基本に記録すること。
ａ．工事名、略図、日付、撮影箇所、立会人及び施工業者名を記載すること。
ｂ．リボンロット、スタッフ、テープ折尺、水平器等の定規によりスケール及び勾配等を表現すること。
ｃ．種別、工事別及び施工過程が分かるように整理すること。

38. 三相誘導電動機
省エネ法の特定機器の対象となる機器はJIS C 4034-30:2011のIES（プレミアム効率）に相当する機器を導入すること。

空気調和・冷房・暖房設備

1. 設計温湿度

	外気 一般系統 温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	屋内（調整目標値） 一般系統 温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏期	32.7℃	57.8%	℃	%	℃	%	℃	%
冬季	－5.9℃	67.5%	℃	%	℃	%	℃	%

2. ばい煙濃度計
取付箇所は図示による。

3. 煙突
・別途　・本工事（鋼板厚　mm　高さ　m以上）

4. 煙道
・煙道径300mm下は鋼板厚3.2mm300mm超えるものは4.5mmする。　・図示による。
（煙道径が400mm超えるものには、掃除口に蝶番を取り付ける。）

5. ダクトの区分
低圧とする（高圧１及び高圧２の部位は図示による。）

6. 長方形ダクトの工法
・アングルフランジ工法　・コーナーボルト工法（・共板　・スライド）

7. 風量測定口
取付け場所は
・図示した位置　・送風機吐出ダクト又は吸込ダクト　・外気取入れダクト
・風量調整ダンパーの上流又は下流　・空調機のサプライチャンバーからの分岐ダクト

8. チャンバ
（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（2）空気調和機に取付けるサプライチャンバー及びレタンチャンバーで消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。
（3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。

9. 防煙ダンパ
（1）復帰方式　・遠隔式（電気式（定格入力DC24V、0.5A以下）
（2）復帰動作　・順送り　・同時

10. 配管材料
（1）冷温水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・ステンレス鋼管
・配管用炭素鋼鋼管（黒）
（2）冷却水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・
（3）蒸気管（給気管）　・配管用炭素鋼鋼管（黒）　・
（還水管）　・圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch40）　・配管用炭素鋼鋼管（黒）
（4）油管、油用通気管　・配管用炭素鋼鋼管（黒）　・灯油用被覆銅管
（5）膨張管、空気抜き管、膨張タンクよりボイラ等への給水管
・配管用炭素鋼鋼管（白）　黒　・ステンレス鋼管
（6）空調用排水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・ビニル管（ＶＰ）
（7）冷媒管　・断熱材被覆銅管（断熱材厚さガス管20㎜、液管10㎜以上）　・銅管

11. 弁類
・ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　・ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ

12. 鋼管用伸縮管継手
・ベローズ形　・スリーブ形

13. 温度計
・共通仕様書、標準図による他、図示した箇所に取り付ける。（配管用はＬ形、ダクト用は円形）
・空気調和機、温風暖房機まわりの給気ダクト、還気ダクト及び外気ダクト
・冷温水ヘッダー（往）及び冷温水ヘッダーの各還り管
・パッケージ形空気調和機の冷却水及び温水の出入口

14. 瞬間流量計
・着脱可能形（・全数　・図示による）
着脱可能形の場合，その指示部（・40A用　個　・100A用　個　・250A用　個）を付属する。
・固定形（止水コック付）　・測定用タッピング（32㎜ピトー管流量計用）

15. オイルタンク
（1）オイルタンク本体は図示による。
（2）遠隔油用指示計　・取付ける　・取付けない
（3）計量尺は、青銅製、黄銅製又はアルミ製とし、100ﾘｯﾄﾙ実測目盛刻印とする。計量口は錠付とする。

16. 積算油量計
図示の箇所に取付ける（熱源機器等）

17. 注油口及び指示ボックス
公共建築設備工事標準図（「標準図」という。）【機材6】による。
・単独形　・共用形（・ローリーアース付）

18. 消音内貼り
（1）施工箇所は図示による。
（2）内貼りチャンバー類の寸法表示は、外形寸法とする。
（3）吹出口に接続するチャンバーの消音内貼りは別図による。

19. 保温
（1）建物内の空気抜き管の保温は空気抜き弁までとし（空気抜き弁も含む）、仕様は冷温水管の項による。
（2）屋外露出配管の保温は、給水設備の項による。
（3）外気取り入れダクト及びチャンバーボックスの保温
・要（全熱交換器の給気ダクトを含む）　・不要
（4）排気ダクトの外壁開放部より２ｍ程度保温する。（チャンバーボックスを含む）
（5）冷媒管（断熱材被覆銅管）の保温外装
屋内露出部　・保温化粧ケース（樹脂製）　・外装なし　・
屋外　・保温化粧ケース（樹脂製）　・
（6）高圧蒸気管及びヘッダーの保温厚は　mmする。
（7）ダクトの保温は、ＯＡ･ＳＡは全て保温し、ＥＡ･ＲＡは外壁より２ｍまで保温する。

20. 電気工事の範囲
（1）地震感知器の配管配線　・別途　・本工事
（2）防煙ダンパと連動制御器迄の配管配線及び連動制御盤から煙感知器迄の配線配管は
・別途　・本工事

21. 塗装
（1）屋内露出裸ダクトの塗装（居室は除く）は　・行わない　・行う
（2）屋内露出冷却水配管の塗装（居室は除く）は　・行わない　・行う

換気設備

① 準拠事項
［　空気調和　・冷房　・暖房設備　］の当該事項に準ずる。
⊙ ５　・６　・７　・９　⊙ １９　・２０

2. 開放形湯沸器排気フード
・別途　・本工事

3. 厨房用排気ダクト
・亜鉛鉄板　・ステンレス鋼版（SUS304）（板厚は別記による）

4. 厨房用排気フード
（1）フード周囲の天幕（フード面から天井面まで）　・取り付ける　・取り付けない
（2）フードコック　・取り付ける　・取り付けない
（3）材質（天幕とも）　・ステンレス鋼板（SUS304）

5. 多湿箇所の排気ダクト
次の系統のダクトのシールは標準図（施工　４３，４４）のＮシール＋Ａシール＋Ｂシールとし、水抜き管を設ける。

排煙設備

1. ダクト
・亜鉛鉄板製　・鋼板製（1.6㎜以上）

2. 排煙口の形式
・可動羽根（スリット共）　・可動パネル

3. 排煙口解放装置
・ワイヤー式　・電気式（遠隔操作機能　・要　・不要）

4. 排煙風量測定方式
建築設協定期検査業務指導書（（財）日本建築設備安全センター）の排煙風量の検査方式に準ずる。

自動制御設備

1. 中央監視制御
中央監視制御装置の構成機能は別紙による。

2. 計装工事の配線
（1）屋外･屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
（2）室内温湿度検出器湯を２個以上併設する場合は、サーモケースを使用する。

衛生器具設備

1. 大便器洗浄弁
・洗浄タンク方式　・洗浄弁方式（不凍結節水弁付）

② 便器洗浄用タンク
⊙ 手洗なし　・手洗付　⊙ 手洗なし（蓋固定式）

③ 小便器節水装置
⊙ 節水装置（機能は別図による）　⊙ 押ボタン式（不凍結節水弁付）　・水栓式

4. 小便器洗浄管
・埋込　・露出

⑤ 自動水栓
⊙ 電源供給方式（⊙ ＡＣ１００Ｖ）　・乾電池　・事故給電

6. 大便器耐火カバー
設ける（ピット内を除く）

⑦ 温水洗浄便座加熱方式
・瞬間式　⊙ 貯湯式

8. 注記板
対象器具（　）

給水設備

1. 量水器
（1）親メーター　⊙ 水道部貸与品　・買取り
（2）子メーター　・買取り

2. 量水器桝
（1）親メーター用　・水道事業者の指定品　・標準図【機材６１】
（2）子メーター用　・標準図【機材６１】　・水道事業者の指定品

③ 配管材料
（1）一般用
・ステンレス鋼管
・塩ビライニング鋼管（・ＶＡ　・ＶＢ）
⊙ ポリ粉体ライニング鋼管（・ＰＡ　⊙ＰＢ）
・
・
（2）土間配管用（厨房、浴室等のシンダー内含む）
・ステンレス鋼管
・塩ビライニング鋼管（ＶＤ）
⊙ ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ）
・
（3）屋外土中用
・ステンレス鋼管
・塩ビライニング鋼管（ＶＤ）
・ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ）
・ビニル管（ＪＩＳ　Ｋ　6742）（ＶＰ）
・ビニル管（ＨＩＶＰ）
⊙ ポリエチレン管（ＰＰ）
・水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管
・鋳鉄管（３種Ｋ形）
（4）水抜管、湯抜管
・ステンレス鋼管

4. 不凍水栓柱
化粧ケーシング（・アルミ合金製　⊙ 合成樹脂製）

5. 壁埋込型散水栓ボックス
鍵付とする。

⑥ 弁類
（1）水道直結部分　⊙ ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ　⊙ 水道事業所の規定による　Ｋ
（2）その他の部分　・ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　・ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ
ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。

⑦ 給水栓
（1）屋内（・耐寒水栓　⊙ 一般水栓）
（2）屋外（⊙ 耐寒水栓　・一般水栓）

⑧ 埋設深さ
（1）一般敷地内（０．６ｍ以上）
（2）敷地内車両道路（１．２ｍ以上）を原則とする。（既存桝再使用部は既存合わせとする。）
（3）公道部分（※水道事業者及び道路管理者規定による）

⑨ 保温
（1）量水器桝内の保温を行う。
（2）屋外露出管（弁、フランジ類を含む）は、標準仕様書第２編表2.3.5e3(ﾊ)とし、厚さは、呼び径25mm下のものは50mm、呼び径32mm上のものは40mmする。
（3）保温材料は屋内一般はｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温材、ﾋﾟｯﾄ内はﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材とする。

10. 埋設弁開閉用ハンドル
本工事に　・含む（水道事業者管理用以外の弁操作用）　・含まない

11. 水道加入金等
水道加入金　⊙ 不要　・要（・本工事　・別途）
・その他（　）　・要（・本工事　・別途）

⑫ その他
給水管の最小口径は20mmする。ただし、器具接続部分を除く。

排水設備

① 配管材料
（1）屋内汚水管
・排水用塩ビライニング鋼管
・コーティング鋼管
・メカニカル形排水鋳鉄管
・鉛管
⊙ ビニル管（ＶＰ）…土間、ピット内
・耐火二層管（ＶＰ）…保温不要
（2）屋内雑排水管
・配管用炭素鋼鋼管（白）
・排水用塩ビライニング鋼管（厨房用排水管）
・排水用タールエポキシ塗装鋼管（厨房用排水管）
⊙ ビニル管（ＶＰ）…土間、ピット内
・亜鉛メッキ鋼管（ＳＧＰ－Ｗ）
・メカニカル形排水鋳鉄管
・耐火二層管（ＶＰ）…保温不要
（3）屋内ドレン管
・ステンレス鋼管
・ビニル管（ＶＰ）
・
（4）屋外配管用
・排水用塩ビライニング鋼管
・コーティング鋼管
⊙ ビニル管（ＶＰ）
⊙ ビニル管（ＶＵ）
（5）通気管
・配管用炭素鋼鋼管（白）
・排水用塩ビライニング鋼管
・亜鉛メッキ鋼管（ＳＧＰ－Ｗ）
⊙ ビニル管（ＶＰ）
・耐火二層管（ＶＰ）

2. 排水桝
・桝リストは図面番号（　）
（1）材料　⊙ ＲＣ　⊙ 硬質塩化ビニル　・ポリプロピレン　・ＳＣ
（2）ふた　・鋳鉄製（・ＭＨＡ　⊙ ＭＨＢ　・　）
・樹脂製
※ 市マーク、流体名入りおよび樹脂製ふたは原則としてＳＵＳチェーン付
（3）規格　・上下水道局規格品

3. グリース阻集器
・ＦＲＰ製（　Ｌ）　・ＳＵＳ製（　Ｌ）　詳細は図示。

4. 満水試験継手
図示の箇所に取付け、満水試験を行うこと。

⑤ 試験
・衛生器具などの取付完了後、煙試験を行う。
⊙ 衛生器具などの取付完了後、排水試験又は通水試験を行う。

6. 放流負担金等
・不要　・要（・別途工事　・本工事）

7. 基礎材
・再生クラッシャーラン

⑧ 埋設深さ
（1）宅地内（０．４ｍ以上）　※これにより難い特別の理由があるときは上下水道事業管理者の指示による。
（2）公道内（０．９ｍ以上）、私道内（０．６ｍ以上）を原則とする。（既存桝再使用部は既存合わせとする。）

給湯設備

1. 配管材料
・ステンレス鋼管　・耐熱性ライニング鋼管　・銅管　・被覆銅管
・保温付被覆銅管　<膨張管及び補給水タンクボイラー等への補給水管を含む。>

2. 弁類
給水設備の当該事項による。

3. 湯沸器の排気筒
厚さ0.5mm上のステンレス鋼板製とする。

4. 保温
湯沸器の給排気筒（二重管）のいんぺい部保温を行う。
※公共建築工事標準仕様書　第２編３．１．５の（ｈ・(ｲ)・ＶⅡ）

5. ステンレス管の接合方法
（1）呼び径６０ＳＵ以下　ＳＡＳ３２２（一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準）を満足した継手による接合
（2）呼び径７５ＳＵ以上　・溶接接合　・ハウジング形管継手による接合　・フランジ接合

消火設備

1. 配管材料
（1）一般
・配管用炭素鋼鋼管（白）
・圧力配管用炭素鋼鋼管（Ｓｃｈ40）
・亜鉛めっき鋼管（ＳＧＰ－Ｗ）
（2）地中埋設部
・外面被覆鋼管（ＳＧＰ－ＶＳ）
・外面被覆鋼管（ＳＧＰ－ＰＳ）
・外面被覆鋼管（ＳＴＰＧ－370ＶＳ）
・外面被覆鋼管（ＳＴＰＧ－370ＰＳ）
・内外面被覆鋼管（ＳＧＰ－ＰＤ）
（3）二酸化炭素用
・圧力配管用炭素鋼鋼管（継目無管）（Ｓｃｈ80）

2. 屋内消火栓種別
・易操作性１号消火栓　・２号消火栓　・広範囲型２号消火栓

3. 消火栓開閉弁
・ＪＩＳ10Ｋ　・ＪＩＳ20Ｋ

4. 保温
（1）屋外露出管については給水管に準ずる。
（2）充水タンクの保温　・施工しない　・施工する
（3）消火配管の保温　屋内消火栓　・施工しない　・施工する
スプリンクラー　・施工しない　・施工する

厨房器具設備

1. 厨房機器類
図示による（材質などは共通仕様書による）。ただし、寸法は参考とする。

2. 付属制御盤
器具付属の制御盤は、製造者規格品とする。

ガス設備

1. 配管材料
（1）一般
・配管用炭素鋼鋼管（白）
・圧力配管用炭素鋼鋼管
・ガス事業者の規定よる
・
（2）地中埋設部
・ポリエチレン被覆鋼管
・ガス事業者の規定による
・ガス用ポリエチレン管
・

2. 都市ガス
（1）ガスメーター
親メーターはガス事業者より借用、子メーターは買い取りとする。
（2）引込み負担金　・不要　・要（・別途工事　・本工事）

3. 液化石油ガス
（1）ガスボンベ　・別途　（・借用　・買い取り（・10Ｋｇ・20Ｋｇ・50Ｋｇ　4本））
（2）ガスメーター　・買取　・借用
（3）集合装置　標準図【施工７０】による（　本組）
（4）転倒防止等　標準図【施工７１】　｛・（ａ）　・（ｂ）｝
※ボルト、チェーン等はSUS製とする。
※容器固定具をＧＬ＋３００に追加設置する。

4. ガス漏れ警報器
図示の場所に取付ける　（・分離形　・一体形）　・別途電気工事
外部出力端子　（・あり　・なし）

5. 埋設深さ
（1）一般敷地内　（　m以上）
（2）敷地内車両道路（　m以上）
（3）公道（ガス供給事業者及び道路管理者規定による）

6. その他
配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。　供給事業者名（　）

【備考】
※　給水装置及び排水設備の工事実施は、盛岡市上下水道局の指定工事事業者とする。
（盛岡市指定給水装置工事事業者、盛岡市指定下水道工事店）

※「建設資材は可能な限り、県内販売業者から調達するよう努めること。」

注記：機器及びシステム参考図について
本図面中で、機器又はシステムの品質･グレードを規定する目的で、対象品の寸法形状、諸元及びシステム構成等を参考図として記載している。
これらのものについては、その品質･性能が図面と同等品もしくはそれ以上のものを使用するものとする。

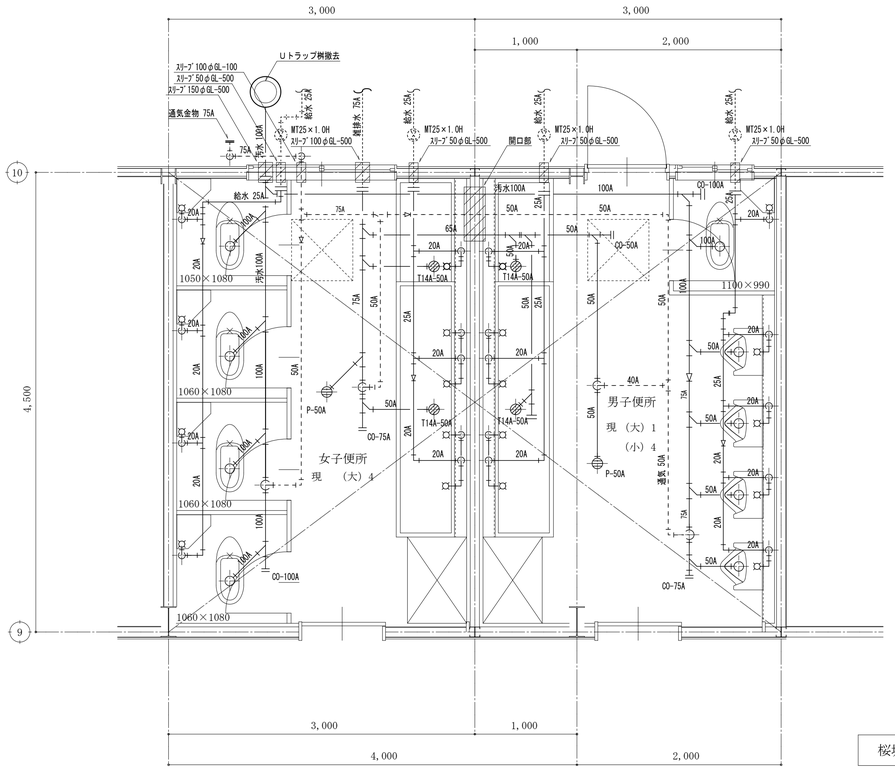

————	新設(太実線)
----------	既設利用(細破線)

桜城小学校 改修前平面図

撤去 衛生器具表

名称	仕様		男子便所	女子便所	手洗い場		合計数量
洋風便器							
和風便器	C-137V	275×615×474 11.7kg					
隅付タンク	S570B	450×304×455 15.7kg					
和風便器	C37V	275×615×419 9.9kg	4	1			5
隅付タンク	S570BF	450×304×455 15.9kg	4	1			5
ストール小便器	U53	380×380×920 35.1kg	4				4
壁掛け小便器	U5R	385×270×480 6.5kg					
洗面器	L230D	500×400×225 10.5kg					
手洗器	L5D	400×320×197 6.6kg					
化粧鏡	TS119AS3	350×450 2.2kg					
紙巻器	ステンレス製 参考型番：YH116 77×134×70 0.36kg		4	1			5

金具類		男子便所	女子便所	手洗い場		合計数量
COC 50		1	1			3
COC 75		1	1			1
COC 100		1	1			2
P-50		1	1			2
胴長水栓						10

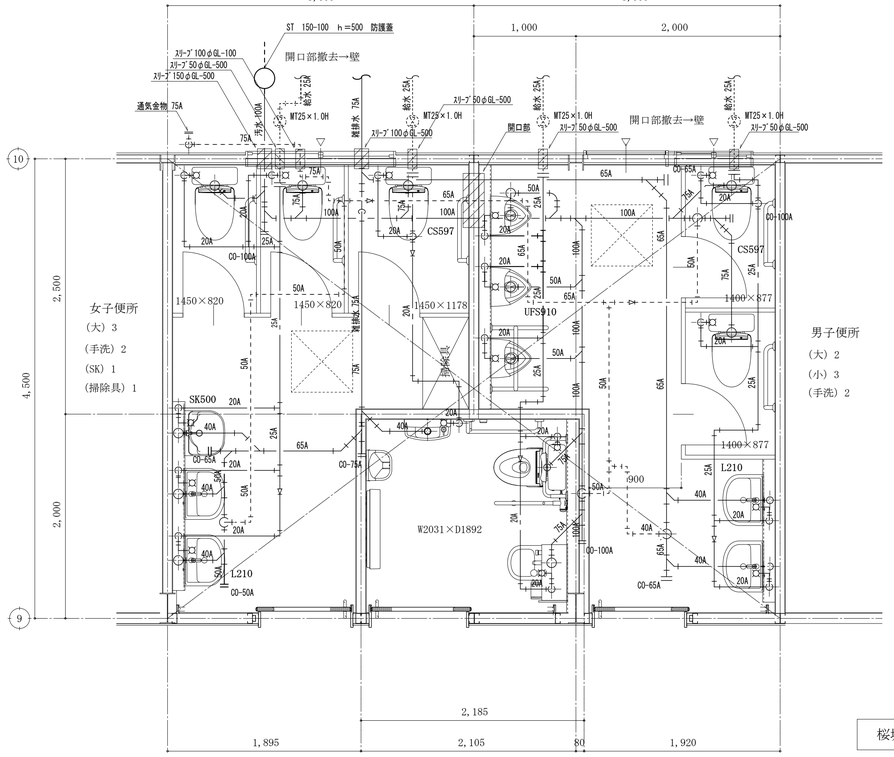

————	新設(太実線)
----------	既設利用(細破線)

桜城小学校 改修後平面図

改修 衛生器具表

名称	仕様	男子便所	女子便所	多目的便所		合計数量
洋風大便器	CS597 SH596BAYA TCF6623	2	3			5
洋風大便器	CS20AB SH30BA TCF5841P TCA348（便器洗浄ユニット）			1		1
ストール小便器	UFH507CR TG60OPL	3				3
洗面器	L210C TLE28SS1A（自動水栓）	2	2			4
手洗器	LSE870APFRMSPR（自動水栓）			1		1
掃除流し	SK500（マルチシンク）横水栓T200BSQ13 TL220D T6PMR		1			1
オストメイトパック	UAS8-1-R-D-B1NW（電気温水器付）			1		1
手すり	T114HK7R（可動式） T114CL10R			1		1
手すり	T114CU22R	2	3			5
化粧鏡	YM6090F 600×900	2	2	1		5
紙巻器	ステンレス製 YH116	2	3	1		6
ﾍﾞﾋﾞｰﾁｪｱ・ｼｰﾄ	YKA15S YKA25S			各1		各1

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角舘稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56 TEL 019-646-9990 FAX 019-646-9970
1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田 照晴

検図	設計	担当	特記
1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	1級建築士 第253224号 澤田 照晴	2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	

年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
R.6		2025.1	M-02	機械	衛生設備 撤去・改修平面図	A1 S=1:30 A3 S=1:60

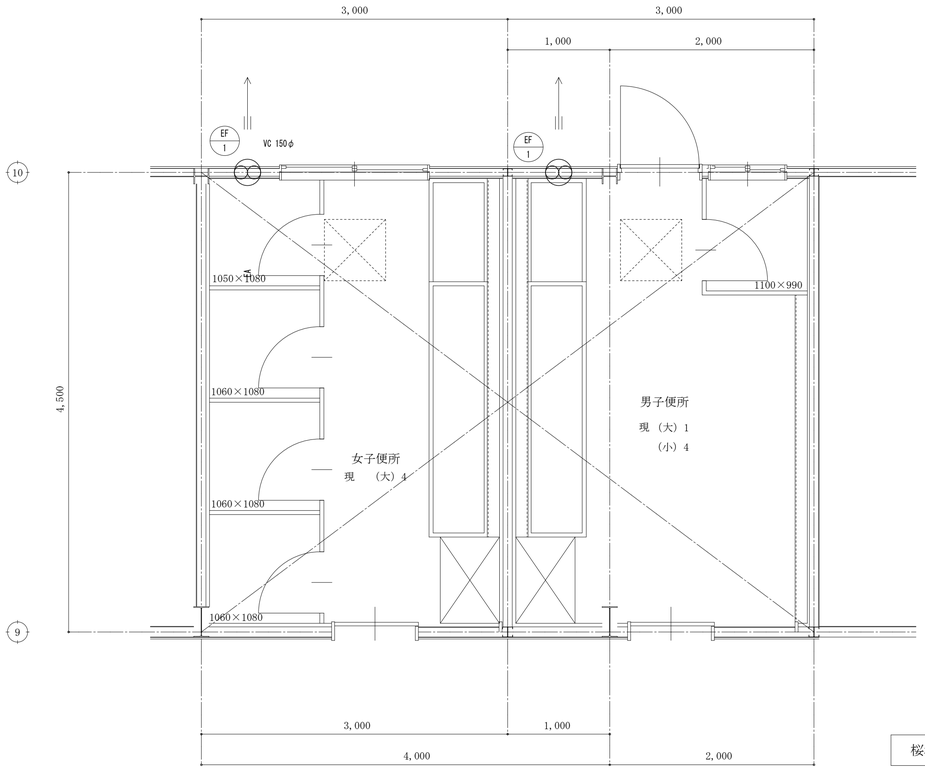

桜城小学校　改修前平面図

撤去　換気扇機器表

記号	機器名称	仕様	台数(台)	動力(50Hz) 相φ	電圧V	消費電力kW	連動	設置場所	備考
EF-1	壁　換　気　扇	型　式：　壁付型	2	1	100		－	1F　男子便所 女子便所	
		能　力：　250φ×m3/h							
		付属品：　フード　標準付属品一式							

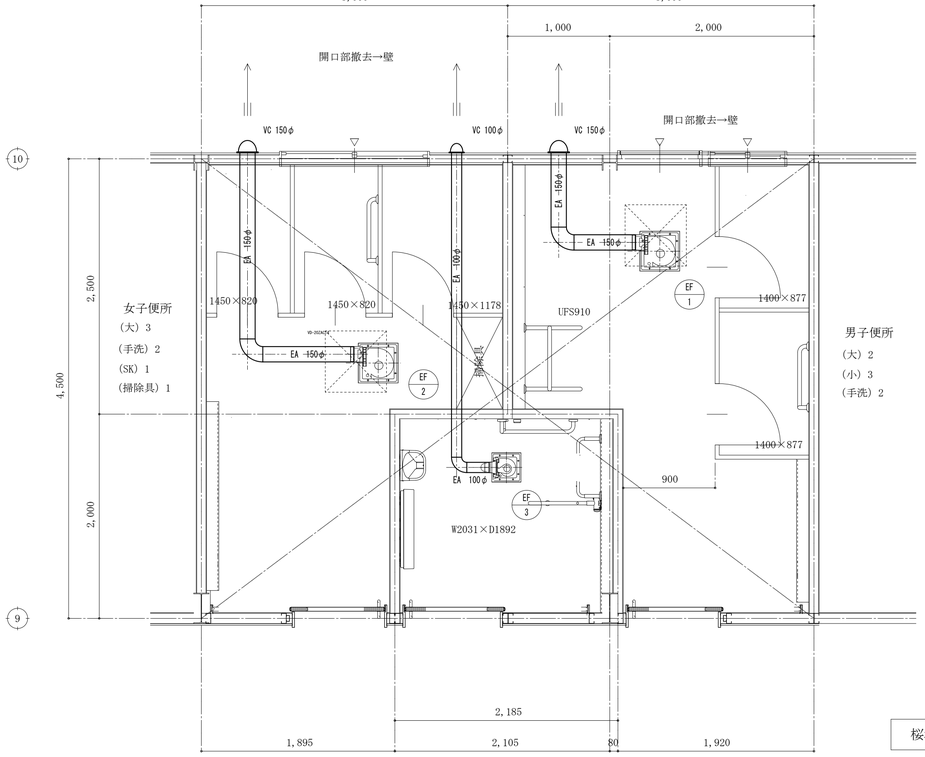

桜城小学校　改修後平面図

改修　換気扇機器表

記号	機器名称	仕様	台数(台)	動力(50Hz) 相φ	電圧V	消費電力kW	連動	設置場所	備考
EF-1	天　井　扇	型　式：　天井埋込型	1	1	100	0.044	－	1F　男子便所	参考型番：　VD-20ZC14
		能　力：　150φ×290m3/h×30Pa							
		付属品：　天井吊金物　他標準付属品一式							
EF-2	天　井　扇	型　式：　天井埋込型	1	1	100	0.044	－	1F　女子便所	参考型番：　VD-20ZC14
		能　力：　150φ×280m3/h×30Pa							
		付属品：　天井吊金物　他標準付属品一式							
EF-3	天　井　扇	型　式：　天井埋込型	1	1	100	0.013	－	1F　多目的便所	参考型番：　VD-13ZC14
		能　力：　100φ×110m3/h×40Pa							
		付属品：　天井吊金物　他標準付属品一式							

男子便所：(2.0*4.5)+(1.0*2.5)=11.5㎡
11.5*2.5h*10回=288m3/h

女子便所：(3.0*2.5)+(1.9*2.0)=11.3㎡
11.3*2.5h*10回=283m3/h

多目的便所：2.1*2.0=4.2㎡
4.2*2.5h*10回=105m3/h

盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角舘稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970
1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士 大臣登録 第253224号　澤田　照晴

検図	設計	担当	特記	年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	1級建築士 第253224号 澤田 照晴	2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一		R.6		2025.1	M-03	機械	換気設備 撤去・改修平面図	A1 S=1:30 / A3 S=1:60

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

盛岡市立北厨川小学校　　図 面 リ ス ト

図面番号	建築工事	縮尺	図面番号	電気設備工事	縮尺	図面番号	機械設備工事	縮尺
A - 01	改修工事 特記仕様書(1)	-	E - 01	電気設備工事特記仕様書	-	M - 01	機械設備工事特記仕様書	-
A - 02	改修工事 特記仕様書(2)	-	E - 02	分電盤　結線図	-	M - 02	衛生設備　撤去・改修平面図	S=1:30
A - 03	改修工事 特記仕様書(3)	-	E - 03	電灯幹線設備　平面図	S=1:50	M - 03	換気設備　撤去・改修平面図	S=1:30
A - 04	盛岡市 特記仕様書	-	E - 04	電灯分岐設備　平面図	S=1:50			
A - 05	配置図・案内図	S=1:500	E - 05	コンセント設備　平面図	S=1:50			
A - 06	仕上表・改修概要表	-	E - 06	誘導支援設備　平面図				
A - 07	既存1階平面図・仮設計画平面図	S=1:100						
A - 08	改修前・改修後 平面図・建具配置図・建具表	S=1:50						
A - 09	改修前・改修後 家具配置図・家具表	S=1:30 S=1:50						
A - 10	改修後 雑詳細図	S=1:30						
A - 11	改修前 展開図	S=1:50						
A - 12	改修後 展開図	S=1:50						

設計:　(有)角舘稲葉設計事務所

修繕名　盛岡市北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕　特記仕様書

Ⅰ．修　繕　概　要

１．修繕場所	盛岡市立北厨川小学校（盛岡市厨川三丁目1番54）　（　用途地域　第一種住居地域　防火地域　）
２．敷地面積	－
３．修繕種別	トイレ環境整備（機械設備）及びそれに伴う建築・電気設備修繕工事
４．修繕規模	盛岡市立北厨川小学校（屋内運動場：鉄骨造地上1階建て、960㎡）
５．修繕範囲	盛岡市立北厨川小学校（改修部分：27.10㎡）

Ⅱ．改修工事仕様

１．共通仕様

図面、特記仕様書及び現場説明事項に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「改修標仕」という。）による。

ただし、改修標仕に規定されている項目以外は、　建築物解体工事共通仕様書（最新版）

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕 様書（建築工事編）（最新版）　」

（以下「標準仕様書」という。）による。

２．特記仕様

（１）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

（２）特記仕様は、⊙印の付いたものを適用する。

⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。

（３）特記仕様書に記載の［　］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（４）G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２８年２月変更閣議決定）」に定める判断の基準を満たす物品を示す。

章	項目	特記事項
一般共通事項	①．適用基準	図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による ・建築物解体工事共通仕様書（最新版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 本設計図書における「標準詳細図」他は、次の基準を指す。（最新版） 建築工事標準詳細図（最新版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課
	②．工事実績情報の登録（工事カルテ）	⊙ 適用する　[1.1.4]
	③．発生材の処理等	引渡しを要するもの　[1.3.12] ※ なし ・ あり（　　） 特別管理産業廃棄物 ※ なし ⊙ あり（　解体ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材　　） ※ 上記以外の発生材は、可能な限り中間処理施設等において再利用・減量化等を図るものとし、処理方法等は監督員と協議する。 現場において再利用を図るもの（　　） ※ 現場における分別ー保存材は、分別する。 ⊙ 本工事で発生する建設廃棄物のうち、岩手県内の最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入される産業廃棄物については、岩手県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
	④．現場技術員等	現場には下記の現場技術員等を置く。　[1.3.2] ⊙ 監理技術者又は主任技術者：建設業法第26条による有資格者を専任又は常駐させること。 ⊙ 現場技術員　：適正な技術員を専任又は常駐させること。
	⑤．電気保安技術者	・ 適用する　[1.3.3]
	⑥．技能士	[1.6.2]

技術検定の職種	作業の種別
鉄筋工事　（ ⊙ 鉄筋施工）	⊙ 全て
コンクリート工事　（ ⊙ 左官 ⊙ 型枠施工）	⊙ 全て
鉄骨工事　（ ・ と　び）	・ 全て
ブロック・ＡＬＣパネル工事・ＰＣカーテンウォール工事（ ・ ﾌﾞﾛｯｸ建築 ・ ALCﾊﾟﾈﾙ施工 ・ ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工）	・ 全て
防水工事　（ ・ 防水施工）	・ 全て
石　工　事　（ ・ 石材施工）	・ 全て
タイル工事　（ ・ タイル張り）	・ 全て
木　工　事　（ ⊙ 建築大工）	⊙ 全て
屋根・とい工事　（ ・ 建築板金 ・ スレート施工）	・ 全て
金属工事　（ ⊙ 内装仕上げ施工（鋼製下地））	⊙ 全て
左官工事　（ ⊙ 左　官）	⊙ 全て
建具工事　（ ⊙ サッシ施工 ・ ガラス施工）	⊙ 全て
塗装工事　（ ⊙ 塗　装 ・ 樹脂接着材注入施工）	⊙ 全て
内装工事（ ⊙ 内装仕上げ施工（床、天井仕上げ等）・表装）	⊙ 全て
植栽工事　（ ・ 造　園）	・ 全て

	⑦．施工条件	施工順序に制約がある場合　[1.3.5] その他の施工条件　[1.3.5] ⊙ 通常の利用状態での工事となる為、生徒・職員・来客者の安全には十分配慮する事。 ⊙ 音・臭気の発生する作業を行う場合は、日時について担当職員と打合せを行い支障のある場合は日時を調整する事。
	⑧．建築材料等	(a) 原則として、全ての材料について監督員の承諾を受ける。 (b) 環境への配慮　[1.4.1] ※ 改修標仕 1.4.1 による
	⑨．特別な材料の工法	[1.4.2] 改修標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。

一般共通事項

⑩．提出書類	請負契約に定められている書類
（契約後）	⊙ 工事工程表 ⊙ 現場代理人、主任技術者等届 ⊙ 施工体制台帳 ⊙ 下請調書 ⊙ 各種届出書等 ⊙ 火災保険加入契約書（写）⊙ 請負代金内訳書 ⊙ 県外業者との下請契約締結報告書
（工事中）	・ 出来高検査願
（完成後）	⊙ 工事完成届　⊙ 工事完成引渡書（引渡図書目録添付）
改修標仕、特記仕様書等に定められている書類	
（契約後）	⊙ 製造所等承認願　⊙ 工事総合施工計画書　⊙ 仮設計画書　⊙ 現場技術員届
（工事中）	⊙ 各種工事施工計画書　⊙ 各種工事施工図　⊙ 工事作業日報 ⊙ 主要資材規格又は品質証明書　⊙ 各種試験成績書又は報告書 ⊙ 主要資材搬入検査簿　⊙ 技能士合格証明書
（完成後）	⊙ 完成図（修正設計図）　⊙ 責任施工保証書　⊙ 各種届出書等 ⊙ 官公署許認可及び検査済書　⊙ 維持管理取扱書（設備機器説明含む） ⊙ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
⑪．施工図及び施工計画書	施工図及び施工計画書の提出について (a) 施工図及び施工計画書は、各工種において作成し提出する。 (b) 施工図の記載内容及び記載水準は、建設大臣官房官庁営繕部監修「建築・設備工事施工図の描き方（平成元年）」に準ずるものとする。 (C) 本工事に係る施工図及び施工計画書の著作者の権利は、当該建物における使用に限り発注者に委譲するものとする。 (d) 提出部数は、施工図の原図及びその陽画複写図（１部）とする。ただし、製作図等で原図として提出が出来ないものは、原図に代わるものとしてよい。
⑫．完成図	※ 監督員の指示による。　[1.8.2]
⑬．工事完成写真	下記のものを監督員に提出する。

区分	分類	規格	撮影箇所数	部数	備考
着工前	※カラー	※サービス版	監督員の指示による。 （撮影計画を提出する）	1 部	
工事施工状況	※カラー	※サービス版		1 部	
完成時	※カラー	・ キャビネ版 ・ サービス版		1 部	

⑭．設備工事との取合い	施工範囲 ⊙ 図示した貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強 ⊙ 図示した壁、天井の仕上材、下地材の切り込み及び下地材の補強 ・ 駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ ・ 自動閉鎖装置取付けの箇所の切り込み及び補強
	施工図 設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。
15．施工調査	施工数量調査　[1.5.2] 調査範囲　・ 図示 調査方法　・ 図示 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　[1.5.3] ・ 図示

仮設工事

①．監督員事務所	[2.4.1] ・ 設ける 位　置　・ 既存建物内の一部を使用する ・ 構内に新設する 規　模　（　　）㎡ ⊙ 設けない
２．監督員事務所の備品等	[2.4.1]

備品の種類	机、椅子	書　棚	黒　板	製図板	掛時計
数　量	組	台	個	台	個
備品の種類	最高最低温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	
数　量	個	足	着	個	個
備品の種類	掃除具	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	懐中電灯
数　量	個	人用	台	個	個
備品の種類	加入電話の付属電話機（ＦＡＸ付）		テレビ	パソコン（メール付）	コピー機
数　量	台		台	台	台

③．工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償）　⊙ 監督員との協議による
④．工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償）　⊙ 監督員との協議による
⑤．足場等	[2.2.1][表2.2.1] 定置する足場、桟橋の類は、別契約の関係請負者に無償で使用させる。 内部足場　※ 脚立、足場板等 外部足場　種類 ⊙枠組足場 ・単管本足場 防護・防音シートによる養生　⊙行う 材料、撤去材等の運搬方法 種別 ・ A種 ⊙ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 C種：利用可能なエレベーター（　　） D種：利用可能な階段（　　） ⊙「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
⑥．既存部分の養生	養生の方法等　[2.3.1] ⊙ 既存部分　養生の方法（※ ビニルシート,合板　・　） ・ 既存家具、既存設備等　養生の方法（※ ビニルシート等　・　） ・ 既存ブラインド、カーテン等　養生の方法（・ ビニルシート等　・　） 保管場所　（・ 図示　・　） ・ 備品、机、ロッカー等の移動　（・ 図示　・　） 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・ 図示　・　[2.3.2]

仮設間仕切りの種別と材質等　[表2.3.1]

種別	下地	仕上材（厚さ mm）	塗装	充填
・ A種	・ 木	・ せっこうボード（9.5mm）	・ 無し	グラスウール 厚さ　mm
・ B種	・ 軽量鉄骨	・ 合板（9mm）・	・ 片面	
※ C種	単管	防炎シート		

仮設間仕切に設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	備考
※ 木製 ・	※合板張り程度 ・	・無し ・片面	
・	・		

7．代替室仮設関係	光熱費他：水道・下水道・電気料金・ｶﾞｽ料金 ﾘｰｽ料金等： 仮設ﾄｲﾚ：汲み取り式・洋便器・手洗い付き

外壁改修工事

4-3	タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験 ・ 行う　・ 行わない
	・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り タイル張りの工法 外装タイル ・ 密着張り　・ 改良圧着張り　・ 改良積上げ張り 外装ユニットタイル ・ マスク張り　・ モザイクタイル張り ・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り シーリング材の種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 伸縮調整目地その他の目地 ※変性シリコーン系
・目地改修工法	[4.1.4][4.5.16] ・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮調整目地改修工法 伸縮調整目地の位置及び寸法　・図示
・タイルの形状、寸法等	タイルの種類　[4.2.2]

施工箇所	形状寸法（mm）	再生材料の適用 G	吸水率による区分 I種	吸水率による区分 II種	吸水率による区分 III種	うわぐすり 施釉	うわぐすり 無釉	役物 有	役物 無	色 標準	色 特注	耐凍害性 有	耐凍害性 無	耐滑り性	備考

標準的な曲がりの役物は一体成型とする

試験張り　・ 行う　・ 行わない

見本焼き　・ 行う　・ 行わない

（4、塗り仕上外壁等の改修）	※ 仕上表による。　[4.6.2][表4.6.1]
・所要量の確認	工程ごとの所要量の確認　※改修標準仕様書表4.6.1による
・既存塗膜等の除去、下地処理、下地調整	既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法　[4.6.3]

工法	処理範囲	下地面の補修
・ サンダー工法	※ 図示	・ひび割れ部改修工法
・ 高圧水洗工法	※ 図示	・浮き部改修工法
・ 塗膜はく離剤工法	※ 図示	・欠損部改修工法
・ 水洗い工法	※ 図示	

・下地調整材	※下地調整材　・ ホリマーセメントモルタル　[4.6.4]
⊙仕上塗材、仕上	[4.1.5][4.2.2][4.6.5]

新規仕上塗材の種類、仕上げの形状、工法

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法
⊙薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材Ｓi	・	⊙ 砂壁状 ・ ゆず肌状（・吹付け ・ローラー塗り） ・ さざ波状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状（・吹付け ・こて塗り） ・着色骨材砂壁状（・吹付け ・こて塗り） ・ 砂壁状じゅらく ・京壁状じゅらく
	・ 可とう形外装薄塗材Ｓi	・	
	⊙ 外装薄塗材Ｅ	・	
	・ 可とう形外装薄塗材Ｅ	・	
	・ 防水形外装薄塗材Ｅ	・	
	・ 外装薄塗材Ｓ	・	
	・ 外装薄塗材Ｓ		
・厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材Ｃ	・	・吹放し　・凸部処理 ・平たん状　・凹凸状 ・ひき起し　・かき落し 上塗材　・適用する ・適用しない
	・ 外装厚塗材Ｓi	・	
	・ 外装厚塗材Ｅ	・	
・複層仕上塗材	・ 複層塗材ＣＥ	・	・ゆず肌状　・凸部処理 ・凹凸状 耐候性　※耐候形３種 上塗材 溶媒　※水系　・溶剤系 ・弱溶剤系 樹脂　・アクリル系 外観　※つやあり ・つやなし ・メタリック
	・ 可とう系複層塗材ＣＥ	・	
	・ 複層塗材Ｓi	・	
	・ 複層塗材Ｅ	・	
	・ 複層塗材ＲＥ	・	
	・ 防水形複層塗材CE	・	
	・ 防水形複層塗材E	・	
	・ 防水形複層塗材RE	・	
	・ 防水形複層塗材RS	・	
・可とう形改修用仕上塗材	・ 可とう形改修塗材Ｅ	・	・ 平たん状　・ さざ波状 ・ ゆず肌状 耐候性　※耐候形３種 上塗材 溶媒　※水系　・溶剤系 ・弱溶剤系 樹脂　・アクリル系 外観　※つやあり ・つやなし ・メタリック
	・ 可とう形改修塗材ＲＥ	・	
	・ 可とう形改修塗材ＣＥ	・	

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆

・マスチック塗材塗り	[4.1.5][4.7.2][表4.7.1] 種別　・ Ａ種　・ Ｂ種 仕上材塗り　※ つや有合成樹脂エマルションペイント

建具改修工事

①．改修工法	[5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	散去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具		・	・	・建具表による
・樹脂製建具		―	・	・建具表による
・鋼製建具	・外部	・	・	・建具表による
	・内部	・	・	・建具表による
⊙鋼製軽量建具		・	⊙	⊙建具表による
・ステンレス製建具		・	・	・建具表による

新規に建具を設ける場合

壁部分の開口の開け方　※図示

新規建具周囲の補修工法及び範囲　※図示

２、防火戸	[5.1.4] ・適用する　適用箇所（・建具表による　・　） ・適用しない
３、見本の製作等	[5.1.5] 建具見本の製作　・行う（建具符号：　） ・行わない 建具見本の程度　・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する ・納まり等が分かる程度のもの 特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　） ・行わない
４、防犯建具部品	[5.1.7] ・適用する　適用箇所（・建具表による　・　） ・適用しない
５、アルミニウム製建具	[5.2.2～5][表5.2.2] 性能等級 外部に面するアルミニウム製建具 ・Ａ種（建具符号：・建具表による　・　） ・Ｂ種（建具符号：・建具表による　・　） ・Ｃ種（建具符号：・建具表による　・　） 防音ドアセット・防音サッシ　遮音性の等級（・　） （建具符号：・建具表による　・　） 断熱ドアセット・断熱サッシ G 断熱性の等級（・　） （建具符号：・建具表による　・　） 耐震ドアセット　（面内変形追随性の等級（・　） （建具符号：・建具表による　・　） 枠の見込み寸法　・建具表による 表面処理 外部に面する建具　・Ｂ－１種　・Ｂ－２種 被膜等の種類　※改修標準仕様書表5.2.2による ・ 着色　・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー 屋内の建具　・Ｃ－１種　・Ｃ－２種 被膜等の種類　※改修標準仕様書表5.2.2による ・ 着色　・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー 結露水の処理方法　・図示 水きり板、ぜん板　・図示 網戸等

種類	材種	線径	網目
・ 防虫網	※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製	※ 0.25mm 以上 ・	※ 16~18 メッシュ ・
・ 防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法　15mm

６、樹脂製建具	[5.2.2][5.3.2～5] 性能等級 外部に面する建具　・Ａ種（建具符号：・建具表による　・　） ・Ｂ種（建具符号：・建具表による　・　） ・Ｃ種（建具符号：・建具表による　・　） 防音ドアセット・防音サッシ　遮音性の等級（・Ｔ－１　・Ｔ－２） （建具符号：・建具表による　・　） 断熱ドアセット・断熱サッシ G 適用する 断熱性の等級（・Ｈ－４　・Ｈ－５　・Ｈ－６　・　） （建具符号：・建具表による　・　） 枠の見込み寸法　・建具表による 表面色　※ 標準色　・ 特注色 水切り板、ぜん板　※ 図示 ガラス　※ 複層ガラス
７、鋼製建具	[5.2.2][5.4.2～4][表5.4.2] 性能等級 簡易気密型ドアセット　・ 適用する　（建具符号：・建具表による　・　） ・ 適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・Ｓ－４（建具符号：・建具表による　・　） ・Ｓ－５（建具符号：・建具表による　・　） ・Ｓ－６（建具符号：・建具表による　・　） 防音ドアセット、防音サッシ　遮音性の等級（・　） （建具符号：・建具表による　・　） 断熱ドアセット、断熱サッシ G 断熱性の等級（・　） （建具符号：・建具表による　・　） 耐震ドアセット　面内変形追随性の等級（　） （建具符号：・建具表による　・　） 鋼板

材料	めっき付着量	厚さ
・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）	※Z12又はF12 ・	・改修標準仕様書表5.4.2による ・
・JIS G 3317（溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板）	※Y08 ・	

H29.4

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970	検図 1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	設計 1級建築士 第253224号 澤田 照隆	担当 2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	特記	年度 R.6	施設番号	設計年月 2025.1	図番 A－01	区分 建築	図名 改修工事 特記仕様書(1)	縮尺 A1 : － A3 : －

1級建築士事務所
岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士
大臣登録 第253224号 澤田 照隆

5-2 建具改修工事

⑧. 鋼製軽量建具

性能等級 [5.2.2][5.5.2～4]

簡易気密型ドアセット ・適用する（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない

防音ドアセット、防音サッシ 遮音性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

断熱ドアセット、断熱サッシ G 断熱性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

耐震ドアセット 面内変形追随性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

鋼板 ※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板
・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板

鋼板の厚さ ・ 改修標準仕様書表5.5.1による

召合せ、縦小口包み板の材質 ※鋼板

9．ステンレス製建具

性能等級 [5.2.2][5.4.2][5.6.2～4]

簡易気密型ドアセット ・適用する （建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない

外部に面する建具の耐風圧性
・S－4（建具符号：・建具表による ・ ）
・S－5（建具符号：・建具表による ・ ）
・S－6（建具符号：・建具表による ・ ）

防音ドアセット、防音サッシ 遮音性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

断熱ドアセット、断熱サッシ G 断熱性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

耐震ドアセット 面内変形追随性の等級（ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

鋼板（屋外） ※SUS 430J1L ・SUS 443J1 ・SUS 304

鋼板（屋内） ※SUS 430 ・SUS 430J1L ・SUS 443 J1 ・SUS 304

表面仕上げ ※ ＨＬ仕上げ ・鏡面仕上げ

曲げ加工 ※ 普通曲げ ・角出し曲げ

10．建具用金物 [5.7.2～4]

金物の種類及び見え掛り部の材質等
※ 改修標仕 表5.7.1による

樹脂製建具に使用するﾃﾞﾝ
※改修標準仕様書表5.7.3による

握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置
・建具表による

マスターキーの製作 ⊙製作する ・製作しない
⊙既存のマスターキーに合わせる

その他の鍵 ※各室3本1組

鍵箱 ・有り ⊙無し

11．自動ドア開閉装置 [5.8.2～3]

自動ドア	開閉装置の性能	防錆	センサーの種類	凍結防止
・DSLD-1 ・DSLD-1 ・DSLD-1 ・DSLD-1	※改修標準仕様書表5.8.1による ・	・適用する ・適用しない	・マットスイッチ ・光線（反射）スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイレスイッチ	・行う（適用箇所は建具表による） ・行わない
・SWD-1 ・SWD-2	※改修標準仕様書表5.8.2による ・			
・図示	・			

12．自閉式上吊り引戸装置 [5.9.3]

自閉式上吊り引戸装置の性能値
※ 改修標仕 表5.9.1による

13．重量シャッター [5.10.2～3]

シャッターの種類
・管理用シャッター 耐風圧強度 （ ）N/㎡
・外壁用防火シャッター 耐風圧強度 （ ）N/㎡
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター

開閉機能による種類
※ 上部電動式（手動併用）
・上部手動式

屋内防火シャッターまたは防煙シャッターの危害防止機構
※改修標準仕様書5.10.2(d)(4)(ⅰ)かつ(ⅲ)
・改修標準仕様書5.10.2(d)(4)(ⅱ)かつ(ⅲ)

管理用シャッターのシャッターケース
・設ける ・設けない

スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)
・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
めっきの付着量 ※Z12又はF12

14．軽量シャッター [5.11.2～4]

開閉形式 ※ 手動式 ・ 上部電動式（手動併用）

耐風圧強度 （ ）N/㎡

スラットの材質
・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
めっきの付着量（※ Z06又はF06 ・ ）
・JIS G 3322(塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ－亜鉛合金めっき鋼板)
めっきの付着量（※ AZ90 ・ ）

スラットの形状
・インターロッキング形
・オーバーラッピング形

15．オーバーヘッドドア [5.12.2～3]

セクション材料による区分	耐風圧区分(Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電 動 式	・スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板

6 内装改修工事

① 改修範囲 [6.1.3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示
天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
※ 既存のまま ・ 図示

② 既存床の撤去、下地補修

ビニル床シート等の除去 ※ 仕上げ材のみ（接着剤とも） [6.2.2]
・ 下地モルタルとも（・ 図示の範囲 ・ 撤去範囲全て）

合成樹脂塗床材の除去工法 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。

改修後の床の清掃範囲 ※ 図示

③ 既存壁の撤去、及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2]
※ 改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り
（塗り厚 25mm を超える場合の補強 ・ 行う ・ 行わない）
・ 図示

④ 木下地等の表面仕上げ [6.5.1][表6.5.1]

仕上げの種別	適用箇所
・Ａ種	
・Ｂ種	
・Ｃ種	

⑤ 製 材 G [6.5.2]

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	等級	形状	寸法（mm）		間伐材の適用
		※2級 ・			※A種 ・B種	・
		※2級 ・			※A種 ・B種	・
		※2級 ・			※A種 ・B種	・

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	等級	形状	寸法（mm）	含水率	間伐材の適用
見え掛り面		※上小節 ・			※A種 ・B種	・
見え掛り面以外		※小節以上 ・			※A種 ・B種	・
					※A種 ・B種	・

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	等級	形状	寸法（mm）	含水率	間伐材の適用
		※1級 ・			※10%以下 ・A種 ・B種	・
		※1級 ・			※10%以下 ・A種 ・B種	・
		※1級 ・			※10%以下 ・A種 ・B種	・

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材の適用
			（ 造作材の場合 （※A種・B種）	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種	・
			（ 造作材の場合 （※A種・B種）	・適用する ・適用しない	**・適用する** ・適用しない	※A種 ・B種	・
			（ 造作材の場合 （※A種・B種）	・適用する ・適用しない	**・適用する** ・適用しない	※A種 ・B種	・

・代用樹種を使用できない箇所（ ）

ホルムアルデヒド放散量 ※☆☆☆☆ [6.5.2]

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	見付材面の品質	寸法（mm）	間伐材の適用
		※1等 ・2等		・
		※1等 ・2等		・
		※1等 ・2等		・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	見付材面の品質	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ(mm)	間伐材の適用
	化粧薄板： 芯材：	※1等 ・2等			・
	化粧薄板： 芯材：	※1等 ・2等			・
	化粧薄板： 芯材：	※1等 ・2等			・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ(mm)	間伐材の適用
	化粧薄板： 芯材：			・
	化粧薄板： 芯材：			・
	化粧薄板： 芯材：			・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付材面の品質	含水率	間伐材の適用
				※15%以下	・
				※15%以下	
				※15%以下	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・

6-2 内装改修工事

⑦ 造作用単板積層材 G

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・

ホルムアルデヒド放散量 ※ Ｆ☆☆☆☆ [6.5.2]

・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材等の適用
		・有 （加工：・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工） ・無（等級： ）	・適用する ・適用しない	・
		・有 （加工：・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工） ・無（等級： ）	・適用する ・適用しない	・

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	含水率	防虫処理	間伐材等の適用
		・有 （加工：・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工） ・無（ ）	※ 14%以下 ・	・適用する ・適用しない	・
		・有 （加工：・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工） ・無（ ）	※ 14%以下 ・	・適用する ・適用しない	・

⑧ 床張り用合板等

ホルムアルデヒド放散量 ※ Ｆ☆☆☆☆ [6.5.2]

・普通合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防炎処理	間伐材等の適用
	※ 5.5 ・ 9.0 ・ 15.0	ﾌﾗﾝﾍﾞﾆﾔ	※ 1類 ・ 2類	広葉樹 ※ 2等以上 ・ 1等 針葉樹 ※ C-D以上 ・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・
	・		・ 1類 ・ 2類		・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・
	・		・ 1類 ・ 2類		・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・

・構造用合板 G [6.5.2]

施工箇所	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※ 2級以上 ・ 1級		※ 1類 ・特類	※ C-D以上 ・	※ 12 ・		・適用する ・適用しない	・適用する（ ） ・適用しない	・
	・ 2級 ・ 1級		・ 1類 ・特類	・	・		・適用する ・適用しない	・適用する（ ） ・適用しない	・
	・ 2級 ・ 1級		・ 1類 ・特類	・	・		・適用する ・適用しない	・適用する（ ） ・適用しない	・

・パーティクルボード G [6.5.2]

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		※ 13タイプ ・	※ Ｐ又はM ・		※ 15 ・
		・			・

・ 構造用パネル [6.5.2]

施工箇所	等級	厚さ（mm）
	・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級	
	・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級	

⑨ 接着剤 [6.5.3～4][6.8.2][6.9.3][6.11.4～5]

接着剤は可塑剤(揮発性の可塑剤を除く）が添付されていないものとする。難揮発性のものとする。
ホルムアルデヒド放散量 ※ Ｆ☆☆☆☆
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着材の種別 ・図示

10. 防腐、防蟻処理 [6.5.5]

・ 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材
適用部位：（ ）

・ 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・Ｋ2 ・Ｋ3 ・Ｋ4
	・Ｋ2 ・Ｋ3 ・Ｋ4
	・Ｋ2 ・Ｋ3 ・Ｋ4

・ 薬剤の塗布による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※ 改修標準仕様書6.5.5(a)(ⅲ)②ア～エによる ・
	・
	・

・ ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理
適用部位：（ ）

H29.4

6-4 内装改修工事

⑪ 軽量鉄骨天井下地 [6.6.2～4]

野縁等の種類 屋外 ・19型 ※ 25型
屋内 ※19型 ・25型

・ 屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法 建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1.0 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法とする
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・ 図示
周辺部の端からの間隔 ・ 図示
野縁の間隔 ・ 図示

既存の埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない
あと施工アンカーの引抜き試験 ・ 行う（屋外の場合の方法： ）
・ 行わない

・ 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法 ※ 図示
・ 天井のふところが1.5m以上3.0m の場合
補強方法 ※ 改修標準仕様書6.4.4(h)(1)(2)による ・
・ 天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法 ※ 図示
・ 天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所 ・ 図示
補強方法 ※ 図示

⑫ 軽量鉄骨壁下地 [6.7.3][表6.7.1]

スタッド、ランナーの種類
※ 改修標準仕様書6.7.3によるスタッド高さによる区分に応じた種類
スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※ 図示

⑬ ビニル床シート G [6.8.2～3]

種 類	JIS記号	施工箇所	色 柄	特殊機能	厚さ(mm)	備 考
発泡層のないもの	※ FS ・		・ 無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄	・帯電防止 ・耐動荷重性	※ 2.0 ・	
発泡層のあるもの	・		・ 無地 ・ 柄物	・防滑性 ・耐薬品性		

工法 ※ 熱溶接工法
・突付け（施工箇所： ）

特殊機能
帯電防止 ・ 帯電防止性能評価値（JIS A 1455） 1.2 以上～ 3.2 未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1x10 ～1x10 Ω程度

14. ビニル床タイル G [6.8.2]

JIS記号	施工箇所	色 柄	寸法 (mm)	特殊機能	厚さ(mm)	備 考
・FT （複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）		・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450	・ 帯電防止 ・ 防滑性	※ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	
・KT （ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）		・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450	・ 帯電防止 ・ 防滑性	・ 2.0 ・ 3.0	
・FGI （置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）		・ 無地 ・ 柄物	・ 500×500	・ 帯電防止 ・ 防滑性	・	

特殊機能
帯電防止 ・ 帯電防止性能評価値（JIS A 1455） 1.2 以上～ 3.2 未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1x10 ～1x10 Ω程度

ビニル幅木 材質 ・ 軟質 ・ 硬質
高さ（mm） ※ 60 ・ 70 ・ 100
厚さ（mm） ※ 1.5以上 ・

15. ゴム床タイル [6.8.2]

色柄 （ ）
厚さ(mm) ・ 3.0 ・ 4.5 ・ 6.0 ・ 9.0
寸法(mm) （ ）

16. カーペット敷き G [6.9.3～4][表6.9.1～2]

・ 織じゅうたん

種別	パイル形状	織り方	色柄等	帯電性	備考(参考品番)
・A種 ・B種 ・C種	・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用	・ ウィルトンカーペット ・ ダブルフェースカーペット ・ アキスミンスターカーペット	・ 無地 ・ 柄物（標準品）	・ 適用する（性能：※ 人体耐電圧 3kv 以下 ・ ） ・ 適用しない	

下敷き材 ※ 反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm

・ タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ (mm)	工 法	帯電性	備考(参考品番)
・カットパイル	※ 5～7	※ 全面接着工法	・ 適用する（性能：※ 人体耐電圧 3kv 以下 ・ ）	
・ループパイル	※ 4～6	・ グリッパー工法		
・レベルループパイル	※ 4			
・カット、ループ併用	・		・ 適用しない	

下敷き材（グリッパー工法の場合）
※ 反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm

・ ニードルパンチカーペット
厚さ（mm）（ ）
帯電性 ・ 適用する（性能：※ 人体帯電圧 3kv 以下 ・ ）
・ 適用しない
備 考 （ ）

・ タイルカーペット

パイル形状	種 別	施工箇所	寸法 (mm)	厚さ (mm)	備 考
※ ループパイル	※ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ カットパイル	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ カット、ループ併用	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	

タイルカーペットの敷き方
平場 ※ 市松敷き ・ 模様流し ・
階段部分 ※ 模様流し ・ 市松敷き ・

見切り、押え金物
・ 適用する（材質、形状等 ※ 図示 ・ ）
・ 適用しない

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56 TEL 019-646-9990 FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第ご(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田 照陵	検 図 1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	設 計 1級建築士 第253224 号 澤田 照陵	担 当 2級建築士(総手)第6770号 佐々木 信一	特 記	年 度 R. 6	施設番号	設計年月 2025. 1	図番 A － 02	区分 建築	図名 改修工事 特記仕様書(2)	縮尺 A1 － A3 －

⑥-4 内装改修工事

１７．合成樹脂塗床

[6.10.2～3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			※ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		・ 薄膜流し展べ工法 ・ 厚膜流し展べ工法 ・ 樹脂モルタル工法	・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			
・アクリル樹脂塗床 （JIS K 5970）			工　程 塗布量（kg/㎡） ・ 表面仕上げ ・ 平滑　・ 防滑 溶剤 ・ 水性系　・ 溶剤系 ・ 無溶剤系 仕上色 ・ 標準色　・

塗料のホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆

⑱．フローリング張り

[6.11.2～6]

単層フローリング Ⓖ

種類	工法	樹種	厚さ(mm)	大きさ（mm）	仕上塗装	間伐材等の適用
・フローリング ボード１等	・釘留め工法 （根太張り）	※ なら ・	15	板幅　75 板長さ500以上	⊙ 塗装品 ・ 無塗装品	・
	・釘留め工法 （直張り）	※ なら ・	・12以上	板幅　75 板長さ300以上		・
	・接着工法	※ なら ・	・12以上	板幅　75 板長さ300以上		・
・フローリング ブロック１等	・接着工法	※ なら ・	15	303×303	・ 塗装品 ・ 無塗装品	・
・モザイク パーケット１等	接着工法	・	・	・	・ 塗装品 ・ 無塗装品	・

複合フローリング Ⓖ

種類	工　法	樹　種	厚さ・大きさ（mm）	種別	防湿処理	仕上塗装	間伐材等の適用
⊙ 天然木化粧複合 フローリング	・釘留め工法 （根太張り） ⊙ 釘留め工法 （直張り）	※ なら ・		・A種 ・B種 ※C種	・ 通気する ⊙ 通気しない	・ 塗装品 ⊙ 無塗装品	・
	⊙ 接着工法 （特殊張り）	※ なら ・	板厚 ・ 8以上 板幅 ・ 75以上 板幅 900以上				・

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆
接着工法の場合の緩衝材　※ 合成樹脂発泡シート　・
現場塗装仕上　⊙ 行う（施工箇所　ｱﾘｰﾅ床　）
※ ウレタン樹脂ワニス塗り
・ オイルステインの上、ワックス塗り
・ 生地のままワックス塗り
・ 行わない

１９．畳敷き

[6.12.2]

種別　・A種　・B種　・C種　・D種　[畳表：・KT-Ⅰ　・KT-Ⅱ　・KT-Ⅲ　・KT-Ⅳ　・KT-Ⅴ]
下地の種類　・標準仕様書　表12.6.1による床組
・ ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン Ⓖ）
・
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

⑳．せっこうボードその他ボード及び合板張り

[6.13.2～3]

種　類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・ 硬質木毛セメント板 Ⓖ	HW	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 中質木毛セメント板 Ⓖ	MW	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 普通木毛セメント板 Ⓖ	NW	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 硬質木片セメント板 Ⓖ	HF	・ 12　・ 15　・ 18　・ 21
・ 普通木片セメント板 Ⓖ	NF	・ 30　・
⊙ けい酸カルシウム板 Ⓖ	0.8 FK 1.0 FK	タイプ２（無石綿）（化粧）
・ ロックウール化粧吸音板	DR	・ フラットタイプ （・ 9（不燃）・ 12(不燃）　・　） ・ 凹凸タイプ（・ 12（不燃）・ 15(不燃）　・　）
ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・ 25
・ グラスウール吸音ボード32K	GW-B	・ 25（ガラスクロス包）　・
・ せっこうボード	GB-R	・ 12.5（不燃）　・ 15（不燃）　・
・ 不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5（不燃）　・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様）
⊙ シージングせっこうボード	GB-S	12.5（・不燃　・準不燃 ）　⊙ 9.5（準不燃）
・ 強化せっこうボード	GB-F	・ 12.5（不燃）　・ 15（不燃）
・ せっこうラスボード	GB-L	9.5
・ 化粧せっこうボード（木目）	GB-D	12.5（不燃）　幅 440mm 程度 模様（・ 柾目　・ 板目）専用下地材有り
⊙ 化粧せっこうボード （トラバーチン模様）	GB-D	9.5（準不燃）

⑥-5 内装改修工事

・ 普通合板 Ⓖ		表面の材種 生地、透明塗料塗り （※ ラワン程度　・　） 不透明塗料塗り （※ しな程度　・　） 板面の品質（　） 厚さ（mm）（　） 接着の程度（・１類　・２類 ） ・ 防虫処理　・ 防炎処理
⊙ 天然木化粧合板 Ⓖ		樹種名（　米松他　） 接着の程度（・ １類　・ ２類） 厚さ（mm）（　15　） ・ 防虫処理　・ 防炎処理
・ 特殊加工化粧合板 Ⓖ		特殊加工の方法 （・ オーバーレイ　・ プリント　・ 塗装） 表面性能（　　）タイプ 接着の程度（・ １類　・ ２類） 厚さ（mm）（　　） ・ 防虫処理　・ 防炎処理
・ メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による　厚さ（※ 1.2　・　）
・ ポリエステル樹脂化粧板		
・ミディアムデンシティファイバーボード Ⓖ	耐水	・ 3　・ 7　・ 9　・ 12　・
・ 単板張りパーティクルボード Ⓖ		・ 未研磨板　・ 研磨板 ・ 10　・ 12　・ 15　・ 18　・
・ 化粧パーティクルボード Ⓖ		・ 単板オーバーレイ　・ プラスチックオーバーレイ・ 塗装 ・ 10（難燃）　・ 12（難燃）　・
・ ハードボード（素地） Ⓖ	特	・ 無研磨板（・ スタンダード　・ テンパード） ・ 研磨板（・ スタンダード　・ テンパード）
・ ハードボード（化粧） Ⓖ		・ 内装用　・ 外装用 ・ 2.5　・ 3.5　・ 5　・ 7
・ インシュレーションボード Ⓖ	1B	A級（・ 天井仕上　・ 内装仕上　・　） ・ 9　・ 12　・ 15　・ 18

せっこうボード等の下地は図示による。
遮音シール材　・ 適用する（・ シーリング材　・ ジョイントコンパウンド）
・ 適用しない
合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※ Ｆ☆☆☆☆
合板類の張付け　※ Ｂ種　・ Ａ種
せっこうボードの目地工法　・ 仕上げ表による

２１．壁紙張り

ホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆　[6.14.2～3]

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維	プラスチック	無機質	その他	防火種別	備考(参考品番)
	・	・	・	・	・	※ 不燃　準不燃	
	・	・	・	・	・	※ 不燃　準不燃	
	・	・	・	・	・	※ 不燃　準不燃	
	・	・	・	・	・	※ 不燃　準不燃	

モルタル・プラスター面の下地調整　※ ＲＢ種
コンクリート・ＡＬＣ面の下地調整　※ ＲＢ種
せっこうボード面の下地調整　※ ＲＢ種

22．モルタル塗り

[6.15.3～6]

吸水調整材は、改修標準仕様書表4.2.2による。
既製目地材　・ 設ける　施工箇所（　　）　形状（※ 図示　・　　）
・ 設けない
床目地　・ 設ける（工法：※ 押し目地　・　　）　・ 設けない
・ 防水剤
（品質・性能）

項目	品質・性能
防水剤の種別	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤
混合割合	セメント重量の5%以下
凝結及び安定性	（凝結） JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の8の規定によって行う。 凝結時間　始発：1時間以上　終結：10時間以内 （安定性） JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の9の規定によって行い、収縮性、膨張性のひび割れ及びそりについて観察する。
曲げ及び圧縮強度比	70%以上
吸水比	95%以下
透水比	80%以下

23．タイル張り

[6.16.2～4]

伸縮調整目地の位置
床タイル（※ 縦、横とも4m以内ごと　・ 図示　・　　）
床タイル以外（・ 図示　・　　）
・ セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法（mm）	再生材の適用 Ⓖ	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施釉	無釉	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考(参考型番)
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・ 行う　・ 行わない
見本焼き　・ 行う　・ 行わない
・ 接着剤による陶磁器質タイル張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法（mm）	再生材の適用 Ⓖ	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施釉	無釉	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考(参考型番)
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・ 行う　・ 行わない
見本焼き　・ 行う　・ 行わない
内装壁タイル接着剤張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆

２４．セルフレベリング材塗り

[6.17.2～3]

種類　・ せっこう系　・ セメント系
塗厚（mm）　・

⑦ 塗装改修工事

①．材　料

[7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※ Ｆ☆☆☆☆

防火材料　※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・ 次の箇所を除き防火材料とする　（箇所　　）

２．下地調整

[7.2.1～7]

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
※ 塗替え面積の 30%　・ 図示

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	新　規	ひび割れ部の補修
木部	※ＲＢ種	・ＲＡ種　・ＲＢ種	—
鉄鋼面	※ＲＢ種	ＲＡ種	—
亜鉛めっき鋼面	※ＲＢ種	ＲＡ種	—
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※ＲＢ種	ＲＣ種	—
モルタル面、プラスター面	※ＲＢ種	・ＲＡ種　・ＲＢ種	・行う ・行わない
コンクリート面（ＤＰ以外）、ＡＬＣパネル面	※ＲＢ種	ＲＡ種ＨＥＲ種	・行う ・行わない
コンクリート面（ＤＰ）、押出成形セメント板面	・	ＲＡ種	・行う ・行わない
せっこうボード面、その他ボード面	※ＲＢ種	・ＲＡ種　・ＲＢ種	—

３．錆止め塗料塗り

[7.3.2～3]

錆止め塗料塗りの種類

塗装面		塗料	工程
鉄鋼面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	Ａ種	※ Ｃ 種
		新規見え掛り	Ａ種	※ Ａ 種
		新規見え隠れ	Ａ種	※ Ｂ 種
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	Ｂ種	※ Ｃ 種
		新規見え掛り	Ｂ種	※ Ａ 種
		新規見え隠れ	Ｂ種	※ Ｂ 種
亜鉛めっき鋼面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	※ Ｂ 種	※Ｃ種
		新規（鋼製建具）	※ Ｂ 種	※Ａ種
		新規（鋼製建具以外）	※ Ｂ 種	※ Ｃ 種
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	※ Ｂ 種	※ Ｃ 種
		新規（鋼製建具）	※ Ｂ 種	※ Ａ 種
		新規（鋼製建具以外）	※ Ｂ 種	※ Ｃ 種

④ 塗装

[7.4.2～7.15.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	新　規
⊙合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ）塗料の種別 ※１種　・２種	木部屋外	※ Ｂ 種	※ Ａ 種
	木部屋内	※ Ｂ 種	※ Ｂ 種
	鉄鋼面	※ Ｂ 種	※Ｂ種　・Ａ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※ Ａ 種	※ Ｂ 種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※ Ｂ 種	※ Ｂ 種
・クリヤラッカー塗り（ＣＬ）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・フタル酸樹脂エナメル塗り（ＦＥ）		—	—
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り（ＮＡＤ）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・耐候性塗料塗り（ＤＰ）	鉄鋼面　上塗り等級（　）級	・	Ａ種
	亜鉛めっき面　上塗り等級（　）級	・	Ａ種
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・	・
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）	コンクリート面等	※ Ｂ 種	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の木部	※ Ｂ 種	・ Ａ 種
	屋内の鉄鋼面	※ Ｂ 種	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※ Ｂ 種	※Ｂ種　・Ａ種
⊙合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）		※ Ｂ 種	※ Ｂ 種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（ＥＰ－Ｔ）		※ Ｂ 種	※Ｂ種　・Ａ種
⊙ウレタン樹脂ワニス塗り（ＵＣ）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・ラッカーエナメル塗り（ＬＥ）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
⊙オイルステイン塗り（ＯＳ）		—	—
・木材保護塗料塗り（ＷＰ）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード、その他のボード面）の塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※ 改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

・ 高日射反射塗料塗り Ⓖ
下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　・ ＲＡ種　・ ＲＢ種　・ ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量（kg/㎡）
塗料塗り	JIS K 5675	耐候性屋根用塗料	２種	・１級 ・２級 ・３級	塗料製造所の仕様による

H29.4

⑨-1 環境配慮改修工事

①．アスベスト含有建材の処理工事

[9.1.1～5]

施工調査
※ アスベスト含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び質与する設計図書等によってアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。
調査範囲（・　・図示　）
貸与資料（　）
・ 分析によるアスベスト含有建材の調査
分析対象
・アクチノライト、・アモサイト、・アンソフィライト、・クリソタイル、
・クロシドライト及び　・トレモライト
分析方法

材　料　名	定性分析（JIS A 1481-2）	定量分析（JIS A 1481-3）
	・箇所数（　）	・箇所数（　）
	・箇所数（　）	・箇所数（　）
	・箇所数（　）	・箇所数（　）

サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・ 図示

アスベスト粉じん濃度測定　[9.1.1]
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・計　点
・	測定2		調査対象室外部の付近	・計　点
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・計　点
・	測定4		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置 ・計　点
・	測定5		処理作業室外（敷地境界）	・計　点
・	測定6	処理作業後（ｼｰﾄ養生中）	処理作業室内	・計　点
・	測定7	処理作業後シート	処理作業室内	・計　点
・	測定8	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	・計　点

測定方法

	測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定5
メンブレンフィルタ直径（mm）	25	25	47
試料の吸引流量（l/min）	・1	・5　・	・10　・
試料の吸引時間（min）	・5	・120	・240

ｱｽﾍﾞｽﾄ等含有建材　分析結果一覧表　（含有率0.1%≦：規制対象建材）

資料番号	試料名	試料の形状・材質	定性分析	ﾚﾍﾞﾙ区分
1	北胆川小学校（壁材：ｽﾚｰﾄﾎﾞｰﾄﾞ）	成形板	（有）ｸﾘｿﾀｲﾙ・ｱﾓｻｲﾄ	3相当
2	北胆川小学校（天井材：ｽﾚｰﾄﾎﾞｰﾄﾞ）	成形板	（有）ｸﾘｿﾀｲﾙ・ｱﾓｻｲﾄ	3相当
3	桜城小学校（壁材：珪酸ｶﾙｼｳﾑ板）	成形板	（有）ｸﾘｿﾀｲﾙ	3相当
4	桜城小学校（壁材：仕上塗材・窯業系ｻｲﾃﾞﾝｸﾞ）	仕上塗材・成形板	—	—

アスベスト含有建材の処理
・ アスベスト含有吹付け材の除去
除去対象範囲　・ 図示
除去工法　※ 9.1.3(b)(1)による
除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止
※ 密封処理　※ 湿潤化　・ セメント固化
除去したアスベスト含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設）
・ アスベスト含有保温材の除去
除去対象範囲　・ 図示
除去したアスベスト含有保温材の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設）
⊙ アスベスト含有成形板の除去
除去対象範囲　⊙ 図示　※除去工法：湿潤化（飛散防止措置）・手ぼらし工法
除去したアスベスト含有成形板の処分
⊙ アスベスト含有せっこうボード
※ 埋立処分（管理型最終処分場）
⊙ アスベスト含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板
⊙ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設）

２．断熱アスファルト防水改修工事

[9.2.1～3]

改修特記仕様書第３章による

３．外断熱改修工事 Ⓖ

[9.3.2～4]

断熱材

種　類		厚さ（mm）
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材		
・ 押出法ポリスチレンフォーム保温材（スキンなし）	・ 保温板（2種ｂ） ・ 保温板（3種ｂ）	
・ Ａ種硬質ウレタンフォーム保温材		
・ フェノールフォーム保温材（３種２号を除く）		
・ ロックウール		
・ グラスウール		
・		

施工箇所　・ 図示　・
ホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆

外壁材

種　類	防火性能	備考
・		

既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去　・ あり　・ なし
下地面の清掃　・ 行う　・ 行わない
欠損部の改修工法　・ 改修標準仕様書4.1.4による　・ 図示　・

工法
通気層の有無　・ あり（　mm）　・ なし
断熱材の施工　※ 断熱材製造所の仕様による　・
外装材の施工　・ 外装材製造所の仕様による　・
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1.0　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

工事請負契約に伴う事務手続き事項

1 工事着手届の提出

受注者は、契約締結後７日以内に工事着手届を発注者へ提出しなければならない。

2 工事実績情報の登録

請負代金額が５００万円以上の全ての工事は、工事実績情報（工事カルテ）の登録をおこなわなければならない。登録する際は監督員に予め内容の確認を受け、登録完了後、速やかに登録機関発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員へ提出しなければならない。また、機関への登録期限は下記表のとおりとし、日数には「行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）」に定める行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始）は含まないこととする。

	機関への登録期限	概　要
工事受注時	契約締結後１０日以内	工事着手時
登録内容の変更	変更契約締結後から１０日以内	工期の変更、請負代金額の変更、技術者の変更
工事完成時	工事完成後１０日以内	

工事着手から引渡しまでの期間、工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に付し、その写しを監督員に提出すること。

4 現場代理人の兼務及び常駐義務の緩和

受注者は、現場代理人の常駐義務を緩和させたい場合や、現場代理人を本工事以外の他の工事に兼務させたい場合は、監督員と協議しなければならない。
盛岡市ホームページの「市営建設工事に係る現場代理人及び下請負人に関する取扱いについて」を参照のこと。

5 建設リサイクル法の適用

・ 対象外工事　⊙ 対象工事（本工事は下記表に該当する工事）

工事の種類	規模の基準	備　考
建築物の解体工事	床面積の合計：80平方メートル以上	
建築物の新築・増築工事	床面積の合計：500平方メートル以上	
建築物の修繕・模様替等工事（リフォームなど）	請負代金額：１億円以上（税込み）	
建築物以外の工作物の解体・新築工事等	請負代金額 500万円以上（税込み）	土木・電気・機械工事を含む

落札が決定した業者は、分別解体等省令で定める様式第１号別表１～３のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、発注担当者等に説明書を提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づいて書面により報告すること。

6 建設リサイクル法の通知等

特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材）を用いた対象建設工事は、建設リサイクル法に基づき、発注者は通知書を作成し、工事を着手する前までに所定の特定行政庁へ通知書を提出しなければならない。

7 建設資材廃棄物処理方法等通知書

建設リサイクル法の対象工事の場合、受注者は、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定により「盛岡市建設資材廃棄物処理方法等通知書」等を工事着手する前までに、所定の行政機関へ提出とする。

工期等関連事項

8 工　期

全体工期	105　日間	※全体工期 ＝ 余裕期間 ＋ 実工期
うち余裕期間	−　日間	※工期の始期日を含めて数えた180日を超えない日数とする。
うち実工期	105　日間	※工事開始日を含めて数えた日数とする。

実工期には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休工日（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工日、連休等（ゴールデンウィーク　7日間、お盆休暇　4日間 、お正月休暇 6日間 ）を含むものとする。

9 余裕期間の設定等

⊙ なし　・ あり （ 本工事の工事着手は、令和　　年　　月　　日からとする。）
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
※１　余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
※２　余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
※３　工事実績情報システム(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日(変更後の工事開始日含む。)後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。
※４　工事請負契約約款第３条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。
※５　工事請負契約約款第４条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。
※６　工事請負契約約款第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。
※７　工事請負契約約款第16条第２項の規定に基づく工事用地の管理については、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。
※８　工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材や労働者の確保が図られる場合は、受発注者協議により、工事開始日を変更することができる。なお、工事開始日を遅らせる場合は、余裕期間を180日間超えないこととする。
※９ その他、余裕期間を設定する工事の取扱いは、盛岡市ホームページに掲載されている「余裕期間（建築工事関係）の設定について運用基準」による。

10 週休２日工事

⊙ 週休２日工事(発注者指定型) ・ 週休２日工事(受注者希望型) ・ 週休２日交替工事(発注者指定型) ・ 週休２日工事の対象ではない。
⊙ 週休２日工事は、４週８休(現場閉所率が28.5%以上)であることを求める。　［　・ 完全週休２日　　・ 月単位の週休２日　⊙ 通期の週休２日　］
発注者指定型において、４週８休が達成できない場合は、補正係数分を減額して設計変更を行う。
週休２日工事に取り組むことを理由に工期の延長は行わない。
受注者は、週休２日工事である旨を現場の公衆の見えやすい場所に掲示(※)しなければならない。
手続き及び条件の詳細は、盛岡市ホームページの「盛岡市週休２日工事実施要領」を参照のこと。

(※)週休２日工事　掲示の例
この工事は、盛岡市が発注した週休２日工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。
受注者：
電　話：

(※) 週休２日交替制工事　掲示の例
この工事は、盛岡市が発注した週休２日交替制工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組んでいます。
受注者：
電　話：

11 工事の一時中止

工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、工事の続行に備え中止期間中における工事現場の管理計画書を提出すること。本計画書には、中止時点における工事の出来高、搬入材料及び建設機械器具等の調書、中止期間中の体制及び工事現場の維持管理に関することを記載すること。

各種検査関係事項

12 指定部分検査及び指定部分工事目的物の引渡し

⊙ なし　・ あり（指定部分検査を受けるべき建物等は、下記の表のとおりとする。）

建物または工種	工事段階	備　考

13 中間検査

⊙「請負工事検査要領（平成25年４月１日改正）」の第６第１項(4)の規定により、中間検査を実施することがある。
⊙「請負工事検査要領（平成25年４月１日改正）」の第６条第３項の規定により、中間検査を実施することがある。

14 経年検査

・ 行わない　　・ 行う（ 工事の引渡しから１年を経過したときに経年検査を実施する。）

総合評価

15 総合評価落札方式（建設資材調書）

⊙ なし　・ あり（ ・ 標準型　・ 簡易型　・ 特別簡易型 ）
建設資材調書の提出は、工事完成後、紙で出力した建設資材調書に押印したものを監督員に提出するものとする。
詳細は、盛岡市ホームページの「総合評価落札方式競争入札」を参照のこと。

発生材の処理等

16 産業廃棄物

・ なし ⊙ あり　　　工事の施工により発生する産業廃棄物は、以下の場所に搬入することとする。

廃棄物名	産業廃棄物受入施設等名	受入場所	備　考
コンクリート殻（有筋）			
廃コンクリート殻（無筋）			
アスファルト殻			
廃金属類			
木材			

産業廃棄物受入施設等名については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が上記施設とは異なる施設で処理する場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。
本工事で発生した産業廃棄物は、可能な限り中間処理施設等に於いて再利用、減量化を図るものとする。また、最終処分場で処分される産業廃棄物は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）で管理すること。

17 残土の処理

・ 構内指示の場所に敷き均し　・ 構内指示の場所に堆積　・ 構外搬出

18 ＰＣＢ分析調査

⊙ なし　・ あり（ＰＣＢ分析調査を本工事で実施し、含有している場合は発注者へ引渡しとする。）

19 特別管理産業廃棄物

・ なし ⊙ あり（　・ ＰＣＢ（　・ シーリング材　・ 高圧機器類　・ 安定器　・ 低圧機器類 ）⊙ アスベスト　）
ＰＣＢを含有する機器等は、廃棄物処理法に基づき、飛散、流出、地下浸透、悪臭が発生しないよう、発注者の指定する施設内の場所へ適切に保管とする。

20 冷媒の回収

⊙ なし　・ あり（　　　　　　　）
冷媒の回収にあたっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に従って行い、監督職員に第一種フロン類回収業者登録通知書の写し、フロン類回収証明書を提出する。ただし、家庭等のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、法に従ってリサイクル（フロン類の改修を含む）を行い、監督員に、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しを提出する。

21 資源有効利用促進法の運用

受注者は、次のいずれかに該当する数量の建設資材を搬入又は搬出する場合は、再生資源利用（促進）計画書を作成し、監督員に提出後、現場に掲示すること。

・再生資源利用計画書（搬入）

建設資材	数量	対象
・土砂	500m3以上	・
・砕石	200 t以上	・
・加熱アスファルト混合物	200 t以上	・

・再生資源利用促進計画書（搬出）

建設資材	数量	対象
・土砂	500m3以上	・
・コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材	合計 200 t以上	・

※国土交通省で定めている様式を準用すること。
※対象となる建設資材については、設計数量をもとに定めている。

現場事務所の掲示物

22 工事表示板の設置

受注者は、契約締結後速やかに、当該工事現場の公衆の見えやすい場所に工事表示板を掲げなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、その設置を省略することができる。また、工事表示板の大きさは、日本工業規格Ａ２（420×594）程度を標準とする。

工事表示板（参考）

工　事　名	
発　注　者	
設　　　計	
監　　　理	
施　　　工	
工　　　期	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
現場連絡先	電話　　　　現場代理人

23 施工体制の掲示等

受注者は、当該請負工事における下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成することとし、施工体系図は工事現場の公衆が見えやすい場所へ掲示しなければならない。

共通費の実績変更

24 労働者確保に要する共通費の実績変更について

※１　本工事は、受注者が負担する「労働者に係る宿泊費」、「労働者に係る送迎費」及び「募集及び解散等に要する費用」について、不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合（以下「実績変更対象費」という。）を受注者の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。
共通仮設費（積上式）：①宿舎等（借上費、宿泊費）、②労働者送迎費
現場管理費（率式）　：①募集及び解散費に要する費用、②賃金以外の食事・通勤費等に要する費用
※２　実績変更対象費（率分）に含む内容は、下記の内容である。
実績変更対象費（率分）：【現場管理費（率分）】①募集及び解散等に要する費用、②慰安、娯楽及び厚生に要する費用、③純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、④賃金以外の食事・通勤費等に要する費用、⑤安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用、⑥労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
※３　受注者は、労働者確保に要する共通費の実績変更（以下「共通費の実績変更」という。）を請求する意思がある場合は、すみやかに書面により発注者に対し通知するものとする。
※４　受注者は、「共通費の実績変更」を請求する場合は、監督員に設計額における「実績変更対象費」を確認の上、実績報告書（様式１）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を監督員に提出し、「共通費の実績変更」の内容について協議するものとする。なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
※５　受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「共通費の実績変更」の対象としない。
※６　発注者は、「共通費の実績変更」をする場合は、実績変更対象費に実際支払った額のうち証明書類において確認された費用について、下記に示す方法により積算変更時の設計額を算出するものとする。
共通仮設費（積上式）：積算基準により算出した共通仮設費に加算
現場管理費（率式）　：「実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用から積算基準により算出した現場管理費に含まれる実績変更対象費（率分）を差し引いた費用」を積算基準により算出した現場管理費に加算
※７　発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
※８　受注者は、「共通費の実績変更」に伴う契約変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
※９　詳細については、「労働者確保に要する共通費の実績変更の運用基準（建築・電気設備・機械設備）」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。
http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsuitaku/1008588.html

25 施工体制台帳の作成

受注者は下請負契約を締結した場合は、その金額に関わらず施工体制台帳を作成し、その写しを監督員に提出し確認を受けなければならない。

工事期間中の書類等

26 工事関係担当者の通知

受注者は、現場代理人等を補助する者を定めた場合は、工事関係担当者等通知書を提出しなければならない。

27 下請負契約対象の限定

社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることは禁止することとし、その者を下請負人とした場合は、「工事成績評定の減点」や「受注者の指名停止措置」を講じる。また、社会保険等の未加入業者を下請負人とする場合は、工事請負契約約款第７条の２第２項の規定による。
詳細は、盛岡市ホームページの「盛岡市(市上下水道局を含む)発注の工事請負契約における社会保険等未加入対策の強化について(平成30年4月1日)」を参照のこと。

28 工事月間工程報告書の作成

発注者、受注者及び関連工事の受注者の間で工事の進捗状況及び今後の工事工程等を確認するため、受注者は工事月間工程会議で報告しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、報告書の作成を省略することができる。
雛形は、盛岡市ホームページ（盛岡市トップページ ＞ 事業者の皆さんへ ＞ 市の発注契約）の「営繕工事特記仕様書に定める提出書類等」による。

29 休業期間中の現場管理体制の報告

受注者は、工事期間内に工事作業を休業（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）する場合は、休業期間中の工事現場の管理体制を報告しなければならない。

30 各種手続き

工事の着手、施工及び完成において官公署その他関係機関へ必要となる諸手続き等は、監督員と協議のうえ受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

31 事故報告

本工事で事故が発生した場合、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。なお、報告要領は盛岡市ホームページを参照のこと。

32 工事施工上必要な図書等

受注者は、下記表に掲げる工事施工上必要な図書等を作成し、現場に備えなければならない。ただし、監督員の承諾を得た図書等は、その作成を省略することができる。
また、工事完成時には工事施工上必要な図書として監督員へ提出しなければならない。
（下記表の部数の欄で、工事監理業務委託の監督員が選任されている場合はカッコ書きの部数を提出し、選任されていない場合はカッコ無しの部数とする。）

必要な図書等		部数	提出時期	備　考
施工予定に関する事項	工程表：実施工程表（全体） 変更実施工程表（全体）	2（3）	契約締結後速やかに提出する。	監督員の承諾を受ける。
	工程表：週間又は月間工程表 工種別工程表	1（2）		監督員の指示により作成する。
	総合施工計画書	2（3）	契約締結後30日以内に提出すること。	盛岡市様式第19号により届け出る。（総合仮設を含む工事の全般的な進め方、主要工事の施工方法、品質目標と管理方針、重要管理事項等、各種検査予定表の大要等を記載し、監督員の承諾を受ける。） なお、週休２日工事の対象の場合は、次の書類を添付すること。 週休２日工事(発注者指定型)：週休２日工事工程表(計画) 週休２日工事(受注者希望型)：週休２日工事工程表(計画) 週休２日交替制工事(発注者指定型)：交替制による週休２日の確保を実施する旨を記載
	工種別施工計画書	2（3）	一工程の施工の着手の７日前を目途に適宜提出すること。	盛岡市様式第19号により届け出る。総合施工計画書に基づいて工種別の施工計画を定める。施工要領のほか、仮設計画、工程計画、養生計画、安全・環境対策、品質計画、一工程の施工の確認を行う段階、施工体制等を記載し、品質計画は監督員の承諾を受ける。
	施工体制台帳の写し	2	適宜提出とする。	
	施工図（加工図）	2（3）	一工程の施工の着手前に適宜提出すること。	監督員の承諾を受ける。
	総合図	2（3）		監督員の承諾を得て省略することができる。
施工記録に関する事項	工事材料搬入報告書	1（2）	監督員の指示による。	試験成績書、規格証明書、品質証明書等を含む。また、自主検査記録、監理者等検査記録、是正報告書等は監督員の指示により提出。
	工事材料検査記録	1（2）		
	施工報告書	1（2）		
	施工検査（立会）記録	1（2）		
	工事実施状況報告書	1（2）	監督員の指示による。	週休２日工事の対象の場合は、次の内容を記載すること。 週休２日工事(発注者指定型)：休工日の実績 週休２日工事(受注者希望型)：休工日の実績 週休２日交替制工事(発注者指定型)：休日率
	工事週報	1	毎週火曜日	監督員の承諾を得て省略することができる。
	工事日報	1	毎月上旬	雛形は盛岡市ホームページによる。
	工事打合せ簿	1（2）		監督員の指示により作成する。
	工事写真	1		「営繕工事写真撮影要領」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課による。
	産業廃棄物管理票（写）	1（2）		Ａ票・Ｂ２票・Ｄ票・Ｅ票・受渡確認票
	週休２日工事工程表(実施)	1	工事完成届提出の20日前までに提出すること。	週休２日工事の対象の場合は、次の内容を記載し提出すること。 なお、週休２日交代制工事(発注者指定型)の場合は、実施工程表に記載し提出すること。 週休２日工事(発注者指定型)：休工日の実績、現場閉所の状況 週休２日工事(受注者希望型)：休工日の実績、現場閉所の状況 週休２日交替制工事(発注者指定型)：休日率

工事完成時に提出する図書

33 工事完成図書等

受注者は、下記表に掲げる工事完成時に提出する図書等を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た図書等は、提出を省略することができる。

	提出する図書等	部数	備　考
工事完成図書	工事施工上必要な図書等	1	工事期間中に監督員から承諾を受けた施工図面及びその他の書類全てを提出とする。
	主要機器一覧表	1	機器名称、製造者名（連絡先含む）、形式、容量、出力、数量等
	機器完成図	1	
	出荷証明書	1	
完成写真	写真帳	1	
図面の製本	完成図　　（Ａ１版、またはＡ２版）	2	黒文字青表紙の二つ折り製本とする。また、完成図は、
	縮小完成図（Ａ３版）	2	工事の完成に合わせ設計図を修正した図面を収めること。
	施工図　　（Ａ１版、またはＡ２版）	1	黒文字青表紙の二つ折り製本とする。
提示または写しの提出（工事成績評定の加点に係る書類）	安全協議会、安全教育及び安全訓練等（店社パトロール、ＫＹ、ＴＢＭ等）、新規入場者教育 仮設工事の点検・監理・記録等 建設機械車両の低騒音・低振動・排ガス対策の配慮、過積載防止点検記録 品質管理表、品質確認記録、出来形管理記録、社内検査記録 地域に貢献したことを証明できる書類（地域イベント参加や道路清掃等）		

34 保全に関する資料

受注者は、下記表に掲げる引渡時に提出する図書等を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を施設管理者に説明しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た図書等は、提出を省略することができる。

提出する図書等		部数	備　考
保証書	責任施工部分保証書	2	工事部分に関する保証（例：屋根工事等）
	機器類の製造者保証書	2	
建築物等の利用に関する説明書	建物の主要な構造部や外構について	2	
	建物を使用するうえでの注意事項	2	
	建物に設置されている建具及び家具、機器等の概要	2	
	建物、工作物、植栽等を管理するうえでの保全業務の要点	2	
	建物等の清掃の要点	2	
機器取扱説明書	系統図及びフローチャート図等により、機器等の配置位置や運転方法、取り扱いに関する注意事項等	2	
	製造者の機器取扱説明書	2	
試験成績書	現地試験成績表	2	各種の建築、電気、機械に係る試験
	機器試験成績表	2	
官公署届出書類	各署関係機関の届出や申請書類	2	原本、原本の写し
緊急連絡先	装置・機器類の不具合や故障が発生したときの連絡表	2	
総合試運転報告書		2	
鍵箱	鍵番号一覧表	−	建築工事の鍵箱に、関連工事の鍵を一式収納すること。
予備品・工具類	機器等に付属されたもの	−	

※１　保全に関する図書は、施設管理者で取扱説明書として利用するものと、監査や検査等で使用する保存版の２部構成とする。

電子納品事項

35 電子納品特記仕様書

1　適用
本工事は、電子納品の対象工事とする。
電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品するものとする」をいう。ここでいう電子成果品とは、盛岡市電子納品ガイドライン（案）（ 以下、「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データを指す。
(http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/douro_kotsu/douro/1017579.html)

2　電子納品対象書類
本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。
(○)本工事は、電子納品を「義務」として実施する。
(　)本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。
※いずれかに「○」を記入するものとする

3　電子納品対象書類
〔建築関係(建築設備を含む。)〕
本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー名		書類名	作成者：発注者	作成者：受注者	備　考
工事写真				○	JPEG形式
PLAN	施工計画書	総合施工計画書			PLAN.XML
		工種別施工計画書			PLAN.XML
SCHEDULE	工程表	マスター工程表			SCHEDULE.XML
		月間工程表			SCHEDULE.XML
MEET	打合簿	工事打合せ記録			MEET.XML
MATERIAL	機材関係資料	試験計画書			MATERIAL.XML
		試験成績書			MATERIAL.XML
		品質証明書			MATERIAL.XML
		調合表			MATERIAL.XML
		規格証明書			MATERIAL.XML
PROCESS	施工関係資料	試験計画書			PROCESS.XML
		試験成績書			PROCESS.XML
		出来高管理図			PROCESS.XML
INSPECT	検査関係資料	完成検査記録			INSPECT.XML
SALVAGE	発生材関係資料	発生材調書			SALVAGE.XML
		処理報告書			SALVAGE.XML
DRAWINGF	完成図	完成図		○	SFC形式(DRAWINGF.XML) JWW形式、PDFの全て
MAINT	保全に関する資料	保全に関する説明書		○	MAINT.XML
		官公署届出書類			MAINT.XML
		備品リスト			MAINT.XML
OTHERS	施工図	施工図		○	OTHRS.XML
	完成写真	完成写真		○	JPEG形式(OTHRS.XML)
	その他の資料				OTHRS.XML

※１　作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※２　上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※３　ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載するものとする。
※４　参考フォルダ　　　http://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/579/sample1.zip
4　電子成果品は、ガイドラインに基づいて作成し、電子媒体(CD-R又はDVD-R)で２部提出するものとする。
5　電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム、SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラー及び誤りがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出するものとする。
6　電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出するものとする。

図　電子媒体の表記例(正副２部)

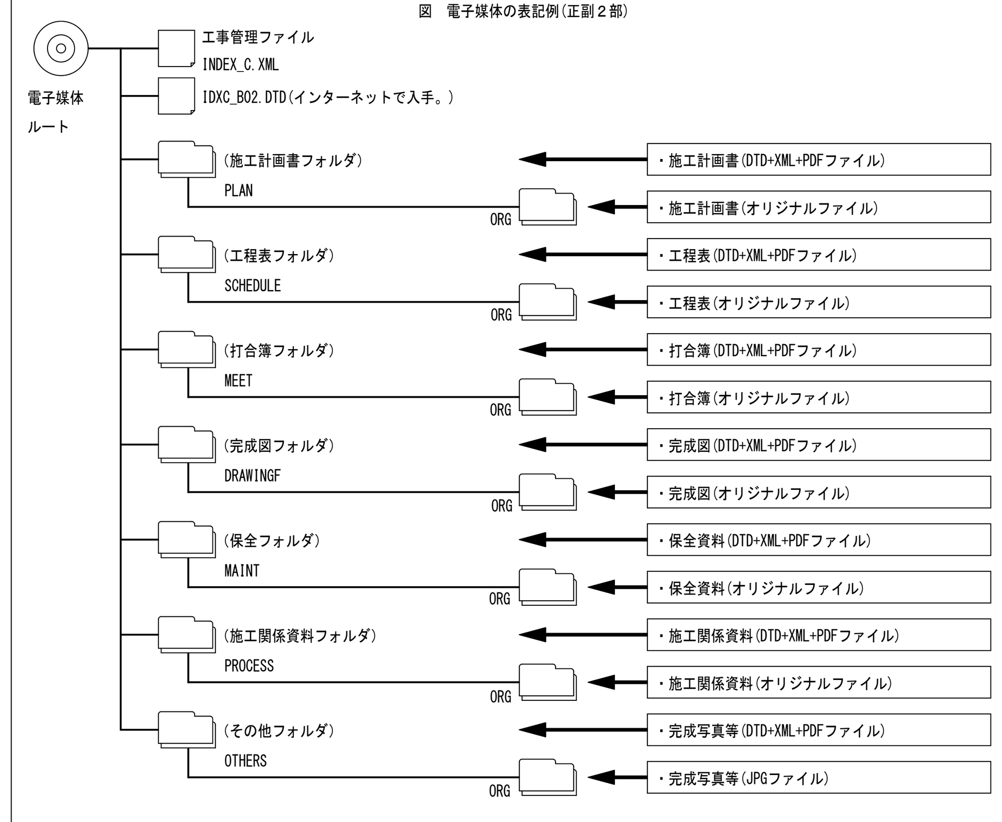

35 電子納品特記仕様書

工事管理ファイル(INDEX_C.XML)の記述例（注意　アスタリスク「*」は、半角スペースに置き換えてください。）

```
<?xml version="1.0" encoding="shift_jis"?>
<!DOCTYPE constdata SYSTEM "IDXC_B02.DTD"[]>
<!-- http://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/579/sample1.zip から「IDXC
_B02.DTD」をダウンロードできます。-->
<constdata DTD_version="02">
**<基礎情報>
****<メディア番号>1</メディア番号>
****<メディア種別>DVD-R</メディア種別>
****<メディア総枚数>1</メディア総枚数>
****<メディアフォーマット>UDF</メディアフォーマット>
****<完成図フォルダ名>DRAWINGF</完成図フォルダ名>
****<完成図オリジナルファイルフォルダ名>DRAWINGF/ORG</完成図オリジナルファイルフォルダ名>
****<保全に関する資料フォルダ名>MAINT</保全に関する資料フォルダ名>
****<保全に関する資料オリジナルファイルフォルダ名>MAINT/ORG</保全に関する資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<施工計画書フォルダ名>PLAN</施工計画書フォルダ名>
****<施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>PLAN/ORG</施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>
****<工程表フォルダ名>SCHEDULE</工程表フォルダ名>
****<工程表オリジナルファイルフォルダ名>SCHEDULE/ORG</工程表オリジナルファイルフォルダ名>
****<打合せ簿フォルダ名>MEET</打合せ簿フォルダ名>
****<打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>MEET/ORG</打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>
****<機材関係資料フォルダ名>MATERIAL</機材関係資料フォルダ名>
****<機材関係資料オリジナルファイルフォルダ名>MATERIAL/ORG</機材関係資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<施工関係資料フォルダ名>PROCESS</施工関係資料フォルダ名>
****<施工関係資料オリジナルファイルフォルダ名>PROCESS/ORG</施工関係資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<検査関係資料フォルダ名>INSPECT</検査関係資料フォルダ名>
****<検査関係資料オリジナルファイルフォルダ名>INSPECT/ORG</検査関係資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<発生材関係資料フォルダ名>SALVAGE</発生材関係資料フォルダ名>
****<発生材関係資料オリジナルファイルフォルダ名>SALVAGE/ORG</発生材関係資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<その他資料フォルダ名>OTHRS</その他資料フォルダ名>
****<その他資料オリジナルファイルフォルダ名>OTHRS/ORG</その他資料オリジナルファイルフォルダ名>
**</基礎情報>
**<ソフトウェア情報>
****<ソフトウェア名>○○電子成果品作成支援・検査システム</ソフトウェア名>
****<バージョン情報>○○</バージョン情報>
****<メーカ名>○○株式会社</メーカ名>
****<メーカ連絡先>東京都○○区■■</メーカ連絡先>
****<ソフトメーカ用TAG></ソフトメーカ用TAG>
**</ソフトウェア情報>
**<工事情報>
****<!--(必須項目)工事番号は、契約書に掲載してある番号を入力するものとする。掲載の無いものは、「999999」を入力するものとする。-->
****<工事番号>○○○○○○</工事番号>
****<工事名称>市営○○住宅○○主体工事</工事名称>
****<!--(必須項目)工事分野は,CORINSの「公共事業の分野」に従って記入するものとする。-->
****<工事分野>○○</工事分野>
****<!--(必須項目)工事業種は、CORINSの「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」に従って記入するものとする。-->
****<工事業種>○○一式工事</工事業種>
****<!--(必須項目)工種は、CORINSの「工種、工法・型式」の「工種」を記入するものとする。-->
****<工種>○○一式工事</工種>
****<!--(必須項目)工法型式は、CORINSの「工種、工法・型式」の「工法・型式」を記入するものとする。-->
****<工法型式>○○一式工事</工法型式>
****<契約金額>○○○○○</契約金額>
****<工期開始日>2016-○○-○○</工期開始日>
****<工期終了日>2016-○○-○○</工期終了日>
****<工事内容>新営,○○</工事内容>
**</工事情報>
**<発注者情報>
****<発注者コード>50301201</発注者コード>
****<発注者名称>盛岡市</発注者名称>
**</発注者情報>
**<受注者情報>
****<!--(必須項目)受注者コードは、盛岡市役所財政部契約検査課から送付のある盛岡市競争入札参加資格者名簿(４桁)を入力するものとする。-->
****<受注者コード>○○○○</受注者コード>
****<受注者名称>△△建設株式会社</受注者名称>
**</受注者情報>
**<施設情報>
****<!--(任意項目)発注者より提示されたコードを記入する。官庁営繕事業では8桁で入力するものとする。-->
****<施設識別コード>○○○○○○○○</施設識別コード>
****<施設名称>○○市営住宅</施設名称>
****<!--(必須項目)境界座標情報は、位置情報を http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/citycode.cgi?code=03201 で確認し、入力すること。-->
****<施設基準点緯度>39.702236</施設基準点緯度>
****<施設基準点経度>141.154714</施設基準点経度>
****<建築物情報>
******<!--(任意項目)発注者より提示されたコードを記入する。官庁営繕事業では11桁で入力するものとする。-->
******<建築物識別コード>○○○○○○○○○○○</建築物識別コード>
******<建築物名称>○○市営住宅○号棟</建築物名称>
******<!--(必須項目)建築物の所在地を入力するものとする。-->
******<所在地>盛岡市○丁目××</所在地>
******<!--(必須項目)境界座標情報は、位置情報を http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/citycode.cgi?code=03201 で確認し、入力すること。-->
******<建築物基準点緯度>39.702236</建築物基準点緯度>
******<建築物基準点経度>141.154714</建築物基準点経度>
****</建築物情報>
**</施設情報>
**<予備>監督職員　盛岡市役所建設部建築住宅課　盛岡太郎</予備>
**<予備>現場代理人　○○建設株式会社　都南二郎</予備>
**<予備>主任技術者　○○建設株式会社　玉山三郎</予備>
**<予備>下請負人　□□舗装株式会社　△△設備株式会社・・・</予備>
</constdata>
```

施設識別コードの設定　施設識別コードは８桁とする。（盛岡市コード（６桁）＋施設コード（２桁））
建築物識別コードの設定　建築物識別コードは11桁とする。〔盛岡市コード（６桁）＋建物コード（５桁）〕
各種コード詳細
盛岡市コード（６桁）：032018
施設コード（２桁）　：01
建築物コード（５桁）：00001

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角舘稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970

１級建築士事務所　岩手県知事登録 第こ(2903)342号
１級建築士　大臣登録 第253224号　澤田　照隆

検　図	設　計	担　当	特　記
１級建築士 第114738号 稲葉　雄一	１級建築士 第253224号 澤田　照隆	２級建築士(岩手)第6770号 佐々木　信一	

年　度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
R.6		2025.1	A − 04	建築	盛岡市　特記仕様書	A1 − / A3 −

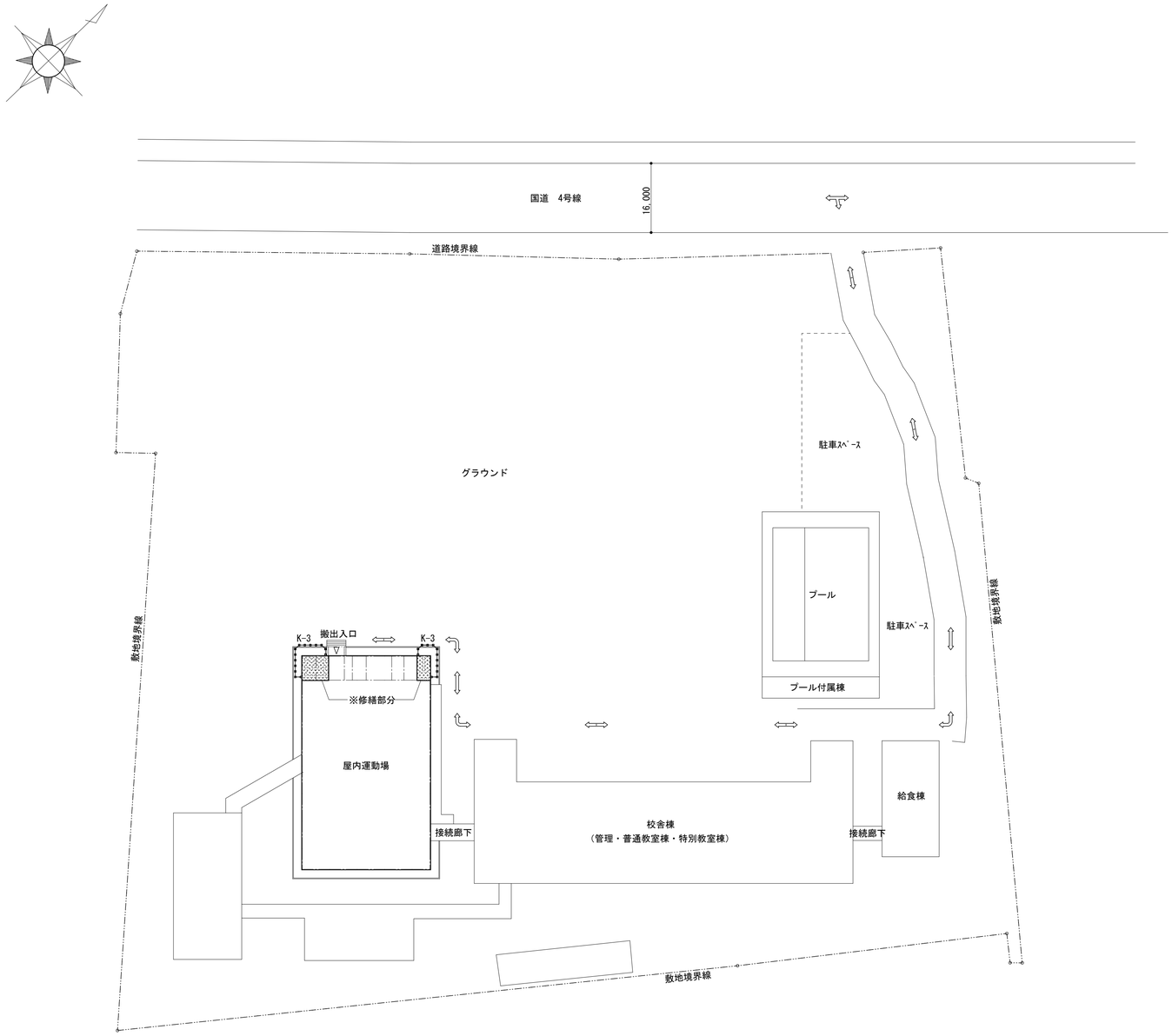

配　置　図　　S=1:500

案　内　図

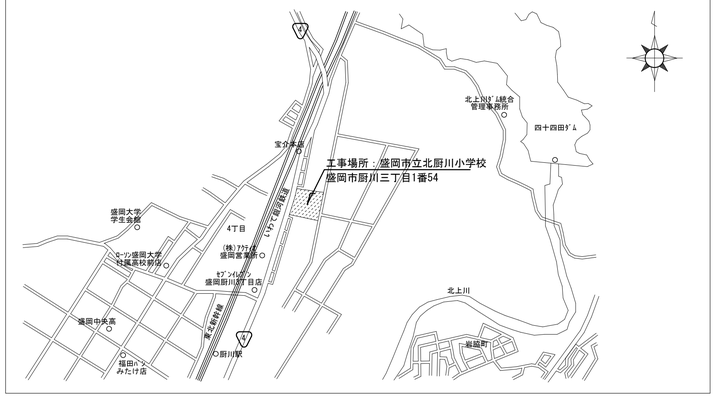

項　目	種　類	摘　要
K-1	仮設間仕切	枠組足場W=600×2段 防炎ｼｰﾄ貼り ※床面養生（合板・ｼｰﾄ）
K-2	仮設間仕切出入口	防炎ｼｰﾄ貼り
K-3	ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ	樹脂製AKﾌｪﾝｽ H=1,200 W=1,000
⟺	工事用車両進入経路	

特記事項
・屋内運動場使用中（授業中）の資材搬出入は極力避けること。 ・仮設計画について、監督員・市側と協議の上決定すること。

外 部 仕 上 表 ・ 改 修 概 要 表

	改 修 前	改 修 後	備 考
外壁	ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ22kg下地　ｾﾒﾝﾄ中空押出成形板t=15 AEP塗装	既存一部撤去 軽量鉄骨胴縁下地+ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ22kg下地　ｾﾒﾝﾄ中空押出成形板t=15 AEP(EP)塗装	
開口部	【外部】ｱﾙﾐ引違い窓 【内部】木製片引き戸、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	【外部】外部建具撤去 【内部】内部建具・ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ 撤去 LSD・ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ新設	
その他	木製造り付け手洗（ｽﾃﾝﾚｽｼﾝｸ） 木製掃除用具入 女子更衣室：棚　ﾗｳﾝﾄ=25 H=1,600 4段・12列 玄関：下足棚　ﾗｳﾝﾄ=25 H=1,800 5段・9列	既存手洗撤去→手洗器新設（機械設備工事） 既存掃除用具入撤去→掃除用具入新設 女子更衣室：棚　ﾗｳﾝﾄ=25 H=1,600 4段・12列　⇒内　6列ｶｯﾄ・撤去 玄関：下足棚　ﾗｳﾝﾄ=25 H=1,800 5段・9列　⇒内　3列ｶｯﾄ・撤去 LSD部床見切（踏摺り）：ｽﾃﾝﾚｽ t=2.0 W=40　HL ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板：ｽﾄﾚﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ t=20（KPAﾀｲﾌﾟ） 天井点検口：ｱﾙﾐ製450×450、額縁ﾀｲﾌﾟ（各室1ヶ所） 改修壁：ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24k t=100充填（外壁開口塞ぎ部分共） 改修部天井：ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24k t=100敷き込み ﾋﾟｸﾄｻｲﾝ：ｱｸﾘﾙ製 150×150（男子・女子・多目的） 手摺設置ｻｲﾝ：ｽﾃｯｶｰ、150×150（男子・女子：各1ヶ所） ※女子便所-多目的便所（現：女子更衣室）：地中梁(FG2)上立上り貫通部(t=120)は鉄筋探査を実施すること。（機械設備工事）	
土間ｺﾝｸﾘｰﾄ	砕石t=250 鉄筋：D13@200ﾀﾃ・ﾖｺ（既存鉄筋に溶接） ｺﾝｸﾘｰﾄ t=120 金ｺﾞﾃ仕上	既存土間撤去・周囲ｶｯﾀｰ入れ・端部鉄筋はL=500≦残す 砕石t=150+砂敷t=30+防湿ﾌｨﾙﾑt=0.15+押出発泡ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑt=50 鉄筋：D13@200ﾀﾃ・ﾖｺ ｺﾝｸﾘｰﾄFc=21N/mm2 t=120 金ｺﾞﾃ仕上	

内 部 仕 上 表 ・ 改 修 概 要 表

階	室 名		床 下地	床 仕上	巾木	壁 下地	壁 仕上	天井 下地	天井 仕上	天井 廻縁	天井 CH	備 考
1	男子便所 （既存改修）	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄt=120 ﾓﾙﾀﾙ	長尺塩ビｼｰﾄ t=2.0 汚垂れ部：磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ50角 W=600 （ｽﾃﾝﾚｽ目地金物）	ｿﾌﾄ巾木 H=100	軽量鉄骨 木製胴縁組	ｽﾚｰﾄﾎﾞｰﾄﾞ t=6 VP ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ：100角ﾀｲﾙ H=1,200	LGS	ｽﾚｰﾄﾎﾞｰﾄﾞ t=5 目透かし VP	塩ビ	2,500	木製造り付け手洗（ｽﾃﾝﾚｽｼﾝｸ） 木製掃除用具入 W=750 H=1,690 D=500 天井点検口：ｱﾙﾐ製450×450
		改修後	既存土間ｺﾝｸﾘｰﾄ全面撤去 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ新設t=120 金ｺﾞﾃ	既存撤去 複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(FS) t=2.0（ﾄｲﾚ用消臭抗菌ﾀｲﾌﾟ）	既存撤去 ｿﾌﾄ巾木(R) H=100	軽量鉄骨：既存存置 木製胴縁組：既存撤去 LGS新設（受材：2C-100×50×20×2.3）	既存撤去 ｼｰｼﾞﾝｸﾞ石膏ﾎﾞｰﾄﾞ(GB-S)t=9.5+化粧珪酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6.0 （目地・入隅：ｼｰﾘﾝｸﾞ工法、出隅：ｼﾞｮｲﾅｰ工法）	既存撤去 LGS新設	既存撤去 化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5	既存撤去 塩ビ	2,440	木製造り付け手洗撤去 木製掃除用具入撤去：新設 天井点検口撤去：新設 ｱﾙﾐ製450×450、額縁ﾀｲﾌﾟ
1	女子便所 （既存改修）	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄt=120 ﾓﾙﾀﾙ	長尺塩ビｼｰﾄ t=2.0	ｿﾌﾄ巾木 H=100	軽量鉄骨 木製胴縁組	ｽﾚｰﾄﾎﾞｰﾄﾞ t=6 VP	LGS	ｽﾚｰﾄﾎﾞｰﾄﾞ t=5 目透かし VP	塩ビ	2,500	木製造り付け手洗（ｽﾃﾝﾚｽｼﾝｸ） 木製掃除用具入 W=750 H=1,690 D=500 天井点検口：ｱﾙﾐ製450×450
		改修後	既存土間ｺﾝｸﾘｰﾄ全面撤去 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ新設t=120 金ｺﾞﾃ	既存撤去 複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(FS) t=2.0（ﾄｲﾚ用消臭抗菌ﾀｲﾌﾟ）	既存撤去 ｿﾌﾄ巾木(R) H=100	軽量鉄骨：既存存置 木製胴縁組：既存撤去 LGS新設（受材：2C-100×50×20×2.3）	既存撤去 ｼｰｼﾞﾝｸﾞ石膏ﾎﾞｰﾄﾞ(GB-S)t=9.5+化粧珪酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6.0 （目地・入隅：ｼｰﾘﾝｸﾞ工法、出隅：ｼﾞｮｲﾅｰ工法）	既存撤去 LGS新設	既存撤去 化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5	既存撤去 塩ビ	2,440	木製造り付け手洗撤去 木製掃除用具入撤去：新設 天井点検口撤去：新設 ｱﾙﾐ製450×450、額縁ﾀｲﾌﾟ
1	現：女子更衣室 多目的便所 （新設）	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄt=120 ﾓﾙﾀﾙ	長尺塩ビｼｰﾄ t=2.0	桟　100×24 OP	軽量鉄骨 木製胴縁組	ﾗﾜﾝﾍﾞﾆﾔ t=5.5 目透かし OP	LGS	ｼﾞﾌﾟﾄｰﾝ t=9.0	塩ビ	2,500	木製棚（ﾗﾜﾝt=25 H=1,600 4段 12列）
		改修後	既存土間ｺﾝｸﾘｰﾄ一部撤去 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ新設t=120 金ｺﾞﾃ	改修部分一部既存撤去 複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(FS) t=2.0（ﾄｲﾚ用消臭抗菌ﾀｲﾌﾟ）	改修部分一部既存撤去 ｿﾌﾄ巾木(R) H=100	軽量鉄骨：改修部分一部既存撤去 木製胴縁組：改修部分一部既存撤去 LGS新設（受材：2C-100×50×20×2.3）	改修部分一部既存撤去 ｼｰｼﾞﾝｸﾞ石膏ﾎﾞｰﾄﾞ(GB-S)t=9.5+化粧珪酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6.0 （目地・入隅：ｼｰﾘﾝｸﾞ工法）	改修部分一部既存撤去 LGS新設・補修	改修部分一部既存撤去 化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5	塩ビ	2,500	木製棚（4段 6列　撤去）
1	アリーナ （既存改修）	改修前	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ t=150 鋼製床下地 型枠用合板 t=12	ﾗﾗ積層ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ t=18 樹脂系塗料仕上	ﾗﾜﾝ　150×24 OSV	軽量鉄骨 木製胴縁組	腰：ﾗﾜﾝ合板 t=3 + 白ﾗﾜﾝ t=15 本実加工　目透かし張り OSV 壁：ﾗﾜﾝ合板（有孔） t=5.5 OSV	見え掛り鉄部 OP	木毛ｾﾒﾝﾄ板 t=25 ｱﾗﾜｼ	－	－	
		改修後	既存のまま 一部型枠用合板 t=12 撤去・補修	既存のまま 改修部分周囲：補修・復旧（追加）・ｳﾚﾀﾝ塗装 ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｺﾞﾑ 20×18	改修部分一部既存撤去 ﾗﾜﾝ　150×24 OSV	軽量鉄骨：改修部分一部既存撤去 木製胴縁組：改修部分一部既存撤去	腰：改修部分一部既存撤去 ﾗﾜﾝ合板 t=3 + 米松（羽目板） t=15　目透かし張り OSV 壁：既存のまま	既存のまま	既存のまま	－	－	
1	玄関 （既存改修）	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ ﾓﾙﾀﾙ	長尺塩ビｼｰﾄ t=2.0	桟　100×24 OP	軽量鉄骨 木製胴縁組	ﾗﾜﾝﾍﾞﾆﾔ t=5.5 目透かし OP	LGS	ｼﾞﾌﾟﾄｰﾝ t=9.0	塩ビ	2,500	木製下足棚（ﾗﾜﾝt=25 H=1,800 5段 9列）
		改修後	既存のまま	改修部分一部既存撤去 長尺塩ビｼｰﾄ t=2.0（補修）	改修部分一部既存撤去 ﾗﾜﾝ　100×24 SOP（補修）	軽量鉄骨：改修部分一部撤去・補修 木製胴縁組：改修部分一部撤去・補修	改修部分一部既存撤去 ﾗﾜﾝﾍﾞﾆﾔ t=5.5 目透かし SOP（補修）	既存のまま	改修部分周囲：補修	塩ビ	2,500	木製下足棚（5段 3列　撤去）

特記事項・凡例

□ ※石綿含有建材（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）は、解体除去・処分には必要な措置を講じること。（届出が必要な場合はその届出）
レベル3相当（成形板）：　除去工法：湿潤化等による飛散防止措置を講じる事

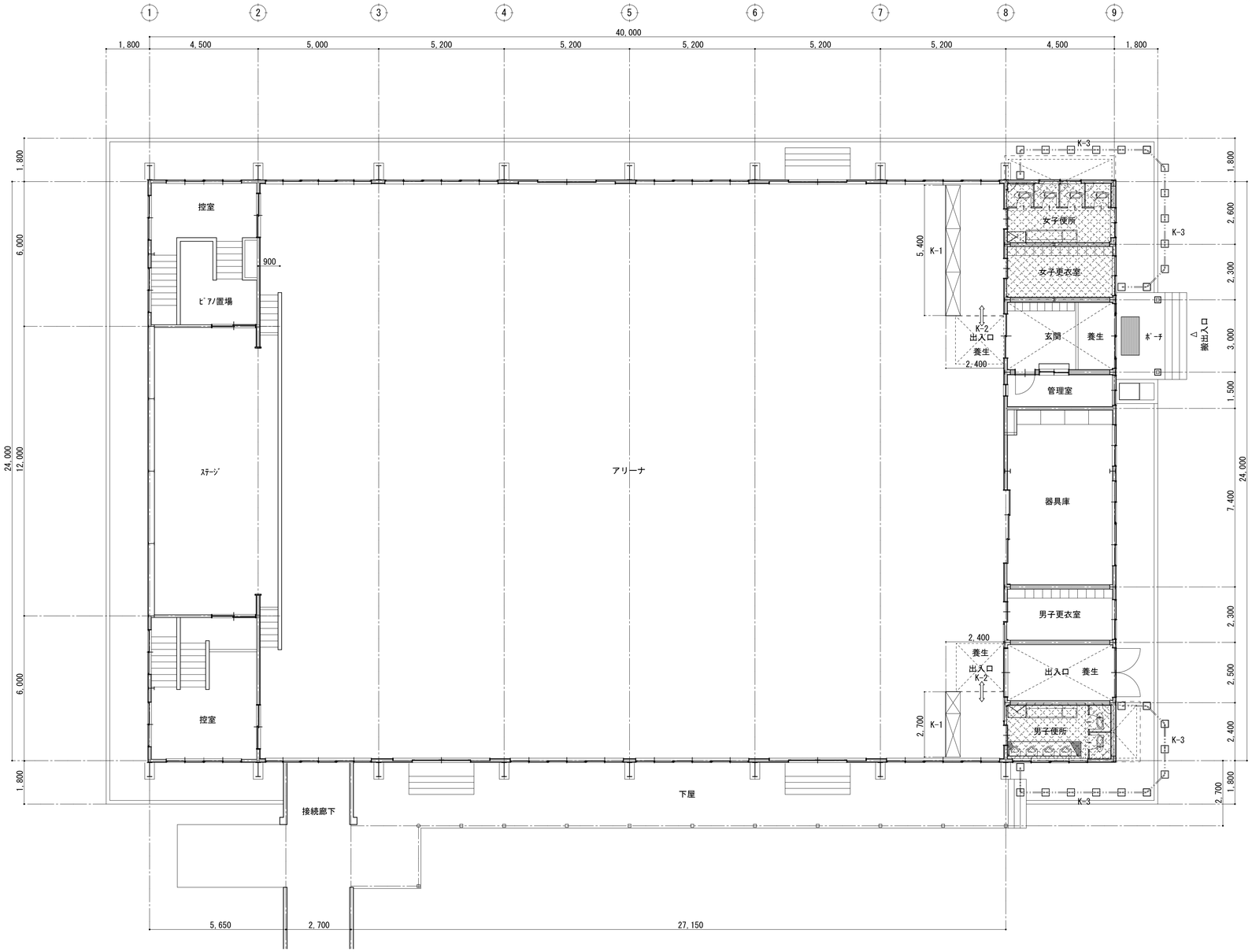

既存１階平面図・仮設計画平面図　S=1:100

【特記事項・凡例】

・改修範囲を示す

項　目	種　類	摘　要
K-1	仮設間仕切	枠組足場W=600×2段 防炎ｼｰﾄ貼り ※床面養生（合板・ｼｰﾄ）
K-2	仮設間仕切出入口	防炎ｼｰﾄ貼り
K-3	ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ	樹脂製AKﾌｪﾝｽ H=1,200 W=1,000
⟺	工事用車両進入経路	

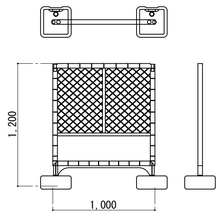

K-3　AKﾌｪﾝｽ　詳細図　S=1 : 30

特記事項	・屋内運動場使用中（授業中）の資材搬出入は極力避けること。 ・仮設計画について、監督員・市側と協議の上決定すること。

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角館稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田　照隆	検図 1級建築士 第114738号 稲葉　雄一	設計 1級建築士 第253224号 澤田　照隆	担当 2級建築士(岩手)第6770号 佐々木　信一	特記	年度 R.6	施設番号	設計年月 2025.1	図番 A－07	区分 建築	図名 既存１階平面図・仮設計画平面図	縮尺 A1　S=1:100 A3　S=1:200

改修前

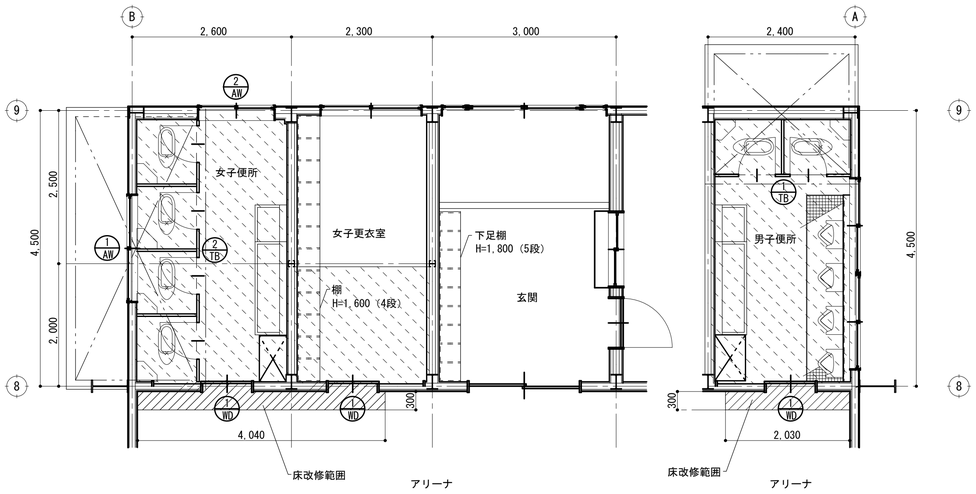

平面図・建具配置図　S=1:50

【特記事項・凡例】
- ・従前便槽：水洗化後の状態・配管経路等不明の為、土間下埋設配管と推定
- ・既存土間ｺﾝｸﾘｰﾄ(t=120)撤去・復旧新設部分を示す

A面 / B面 / C面 / D面 展開表示

記号、数量							
	(1/AW) 撤去	1	(2/AW) 撤去	1	(1/WD) 撤去	3	
姿図 / 基準FL	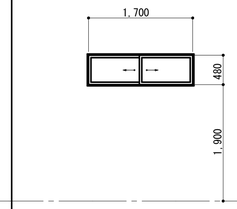		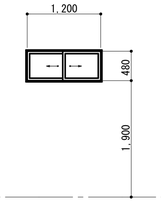		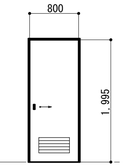		
型式、見込	引違い窓	70	引違い窓	70	片引きﾌﾗｯｼｭ戸（ｱﾙﾐｶﾞﾗﾘ付き）	40	
材質、仕上	ｱﾙﾐ（ｼﾙﾊﾞｰ）		ｱﾙﾐ（ｼﾙﾊﾞｰ）		ｼﾅ合板（ﾍﾞｰﾊﾞｰﾊﾆｶﾑ）		
硝子	F4.0		F4.0				
施錠、金物	標準金物一式、ｸﾚｾﾝﾄ		標準金物一式、ｸﾚｾﾝﾄ		ｽﾃﾝﾚｽﾚｰﾙ、戸車、引手		
取付場所	女子便所		女子便所		男子便所・女子便所・女子更衣室		

記号、数量							
	(1/TB) 撤去	1	(2/TB) 撤去	1			
基準FL	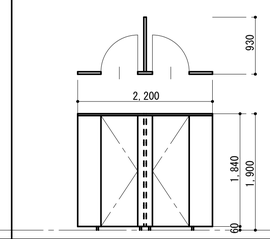		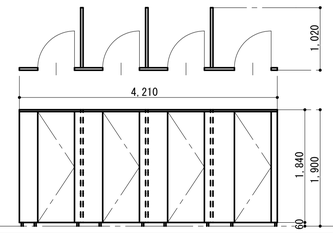				
型式、見込	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	40	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	40			
材質、仕上	ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ合板		ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ合板				
硝子							
施錠、金物	標準金物一式、ｽﾃﾝﾚｽ笠木、ｽﾃﾝﾚｽｻﾎﾟｰﾄ、ｽﾗｲﾄﾞﾛｯｸ		標準金物一式、ｽﾃﾝﾚｽ笠木、ｽﾃﾝﾚｽｻﾎﾟｰﾄ、ｽﾗｲﾄﾞﾛｯｸ				
取付場所	男子便所		女子便所				

改修後

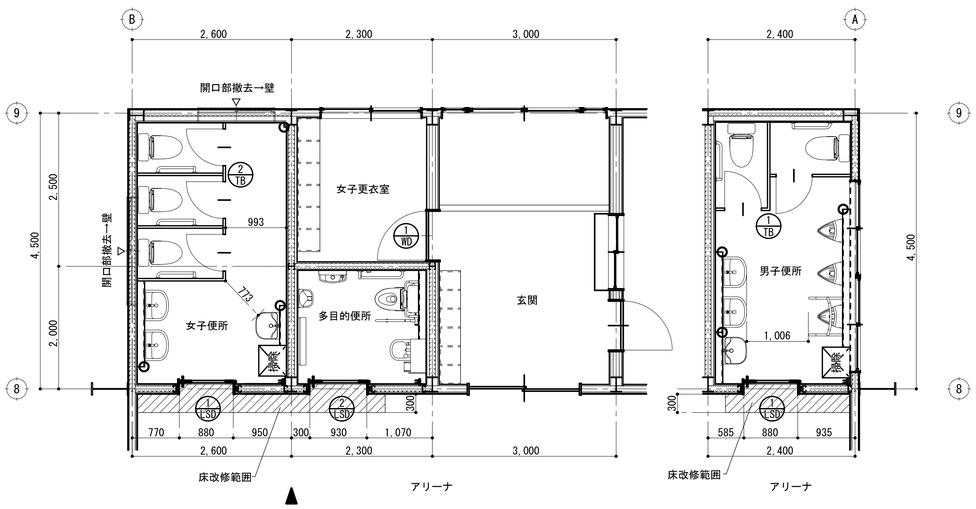

平面図・建具配置図　S=1:50

【特記事項・凡例】
- ・壁：ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24k t=100 充填範囲を示す
- ・壁：改修部分LGSは全て 100型
- ・内装出隅：ｱﾙﾐｼﾞｮｲﾅｰ部分を示す
- ※女子便所-多目的便所（現：女子更衣室）：地中梁(FG2)上立上り貫通部(t=120)は鉄筋探査を実施すること。（機械設備工事）

A面 / B面 / C面 / D面 展開表示

記号、数量							
	(1/LSD)	2	(2/LSD)	1	(1/WD)	1	
姿図 / 基準FL	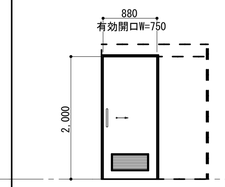		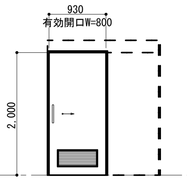		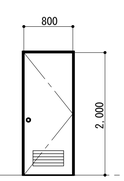		
型式、見込	片引きｶｰﾑﾄﾞｱ：外付け枠ﾀｲﾌﾟ（ｶﾞﾗﾘ付き）	40	片引きｶｰﾑﾄﾞｱ：外付け枠ﾀｲﾌﾟ（ｶﾞﾗﾘ付き）	40	片開きﾄﾞｱ（ｱﾙﾐｶﾞﾗﾘ付き）	40	
材質、仕上	亜鉛ﾒｯｷ鋼板・焼付塗装仕上（芯材：ﾍﾟｰﾊﾟｺｱ）		亜鉛ﾒｯｷ鋼板・焼付塗装仕上（芯材：ﾍﾟｰﾊﾟｺｱ）		ﾒﾗﾐﾝ化粧合板		
硝子							
施錠、金物	標準金物一式、傾斜ﾚｰﾙ、制御装置、一般ﾛｯｸ		標準金物一式、傾斜ﾚｰﾙ、制御装置、ｻﾑﾀｰﾝ（非常開錠表示付）		標準金物一式、DC、握り玉錠（内：ｻﾑﾀｰﾝ）		
取付場所	男子便所・女子便所		多目的便所		女子更衣室		

記号、数量							
	(1/TB)	1	(2/TB)	1			
基準FL	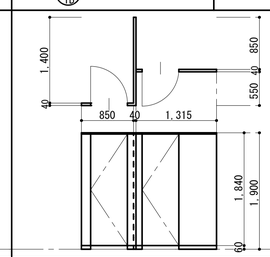		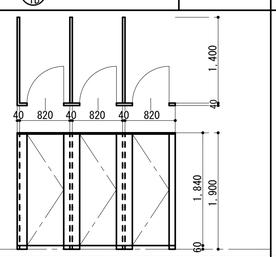				
型式、見込	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	40	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	40			
材質、仕上	高圧ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧合板		高圧ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧合板				
硝子							
施錠、金物	標準金物一式、ｱﾙﾐRｴｯｼﾞ、指挟み防止、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、表示ﾛｯｸ、非常錠外開き		標準金物一式、ｱﾙﾐRｴｯｼﾞ、指挟み防止、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、表示ﾛｯｸ、非常錠外開き				
取付場所	男子便所		女子便所				

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角舘稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970
1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田 照陸

検図	設計	担当	特記
1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	1級建築士 第253224号 澤田 照陸	2級建築士七(岩手)第6770号 佐々木 信一	

年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
R.6		2025.1	A - 08	建築	改修前・改修後 平面図・建具配置図・建具表	A1 S=1:50 / A3 S=1:100

改修前

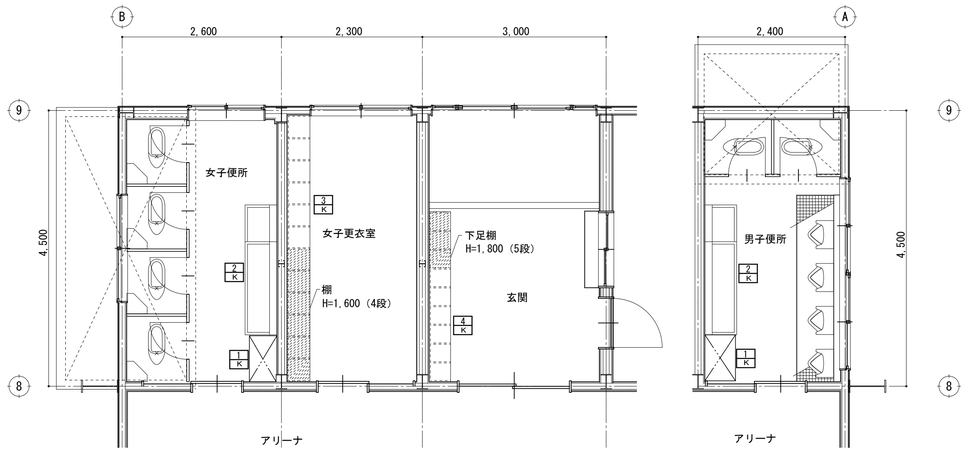

家具配置図　S=1:50

【特記事項・凡例】

・女子更衣室棚、玄関下足棚ｶｯﾄ：撤去範囲を示す（ﾗﾜﾝ t=25）

符号・名称・数量	1 K 掃除用具入	2	2 K 手洗い・掃除流し	2
取付場所	男子便所・女子便所		男子便所・女子便所	

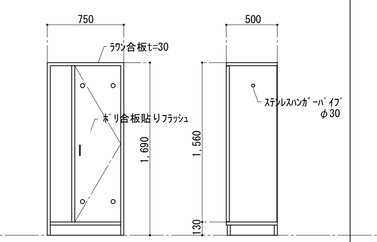

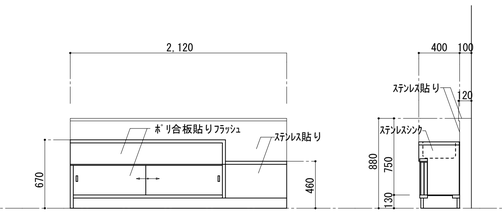

符号・名称・数量	3 K 棚	1	4 K 下足棚	1
取付場所	女子便更衣室		玄関	

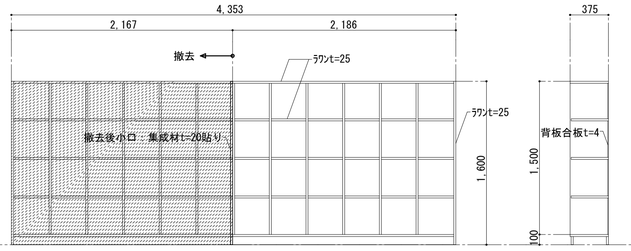

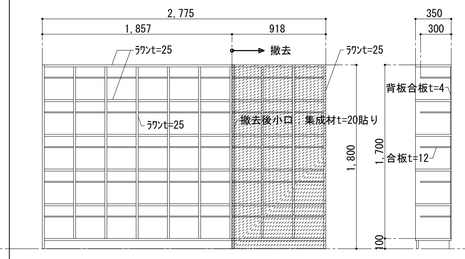

改修後

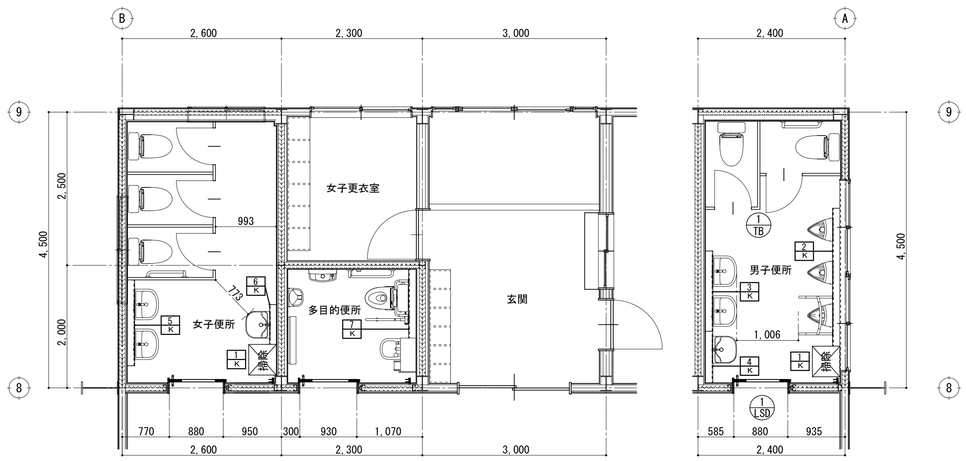

家具配置図　S=1:50

符号・名称・数量	1 K 掃除用具入	2	2 K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	1	3 K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	1	4 K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	1
取付場所	男子便所・女子便所		男子便所		男子便所		男子便所	
			L=2,250		L=1,310		L=840	
			ﾎﾞｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ：KPAﾀｲﾌﾟ		ﾎﾞｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ：KPAﾀｲﾌﾟ		ﾎﾞｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ：KPAﾀｲﾌﾟ	

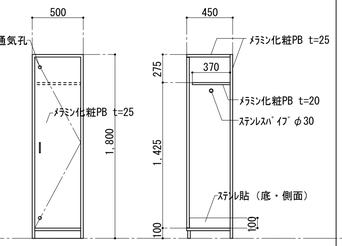

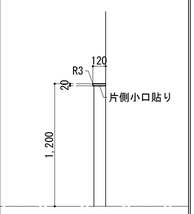

符号・名称・数量	5 K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	1	6 K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	1	7 K ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ甲板	1				
取付場所	女子便所		女子便所		多目的便所					
	L=1,400		L=650		L=1,120					
	ﾎﾞｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ：KPAﾀｲﾌﾟ		ﾎﾞｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ：KPAﾀｲﾌﾟ		ﾎﾞｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰ：KPAﾀｲﾌﾟ					

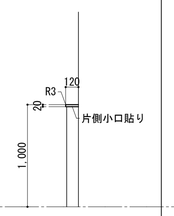

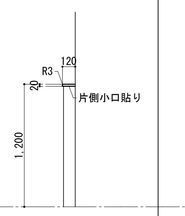

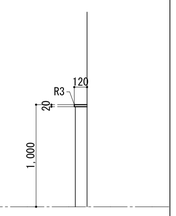

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角舘稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970

1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士 大臣登録 第253224号　澤田　照陵

検図	設計	担当	特記
1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	1級建築士 第253224号 澤田 照陵	2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	

年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
R.6		2025.1	A - 09	建築	改修前・改修後 家具配置図・家具表	A1 S=1:30 S=1:50 A3 S=1:60 S=1:100

名称	新設土間・立上り貫通
場所	女子便所-多目的便所（現：女子更衣室）

姿　図

【多目的便所（現：女子更衣室）】　　【女子便所】

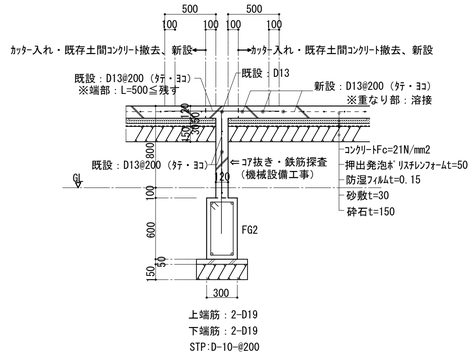

上端筋：2-D19
下端筋：2-D19
STP:D-10-@200

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角舘稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970

1級建築士事務所
岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士
大臣登録 第253224号　澤田　照隆

検図	設計	担当	特記	年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
1級建築士 第114738号	1級建築士 第253224号	2級建築士(岩手)第6770号		R.6		2025.1	A－10	建築	改修後 雑詳細図	A1 S=1:30 A3 S=1:60
稲葉　雄一	澤田　照隆	佐々木　信一								

改修前

男子便所

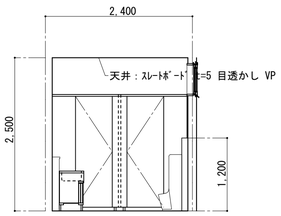

A 面

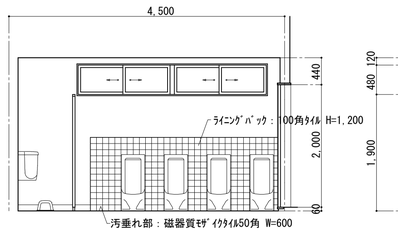

B 面

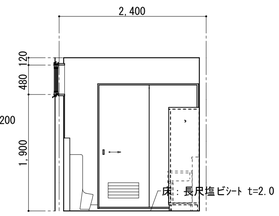

C 面

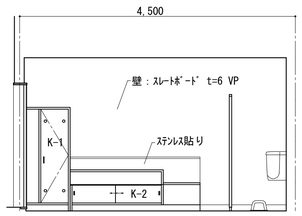

D 面

女子便所

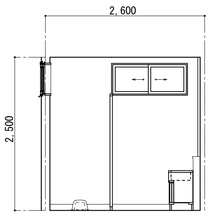

A 面

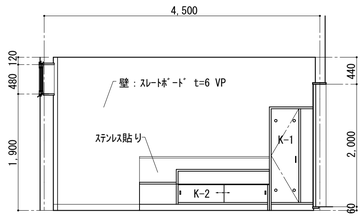

B 面

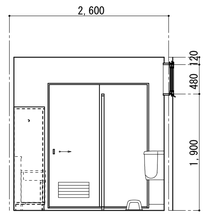

C 面

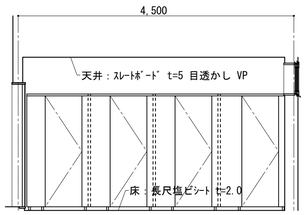

D 面

女子更衣室

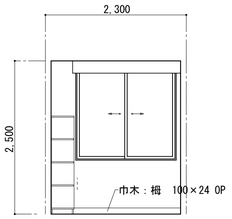

A 面

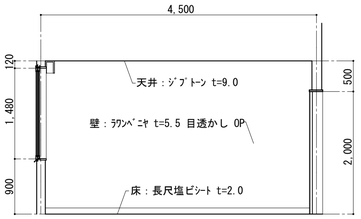

B 面

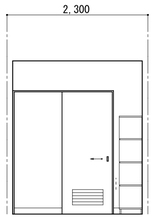

C 面

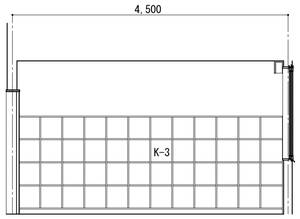

D 面

玄関

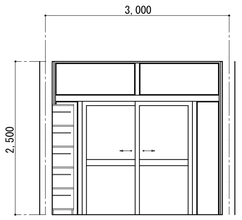

A 面

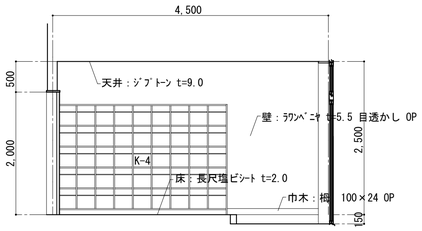

D 面

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角舘稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56 TEL 019-646-9990 FAX 019-646-9970

1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田 照隆

検図：1級建築士 第114738号 稲葉 雄一
設計：1級建築士 第253224号 澤田 照隆
担当：2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一

特記

年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
R. 6		2025. 1	A - 11	建築	改修前 展開図	A1 S=1:50 / A3 S=1:100

改修後

男子便所

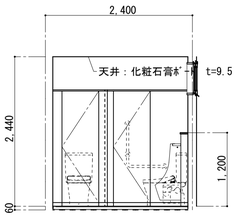

※既存土間撤去・新設t=120
現FL+60mm

A 面

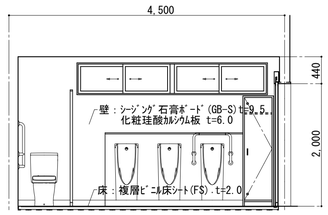

B 面

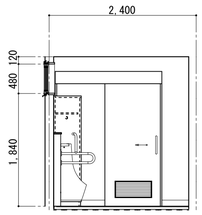

C 面

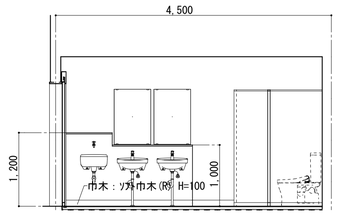

D 面

女子便所

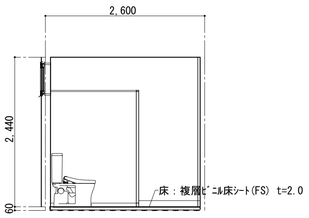

※既存土間撤去・新設t=120
現FL+60mm

A 面

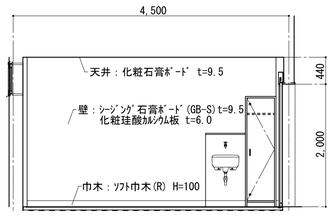

B 面

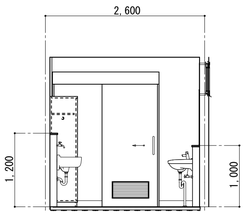

C 面

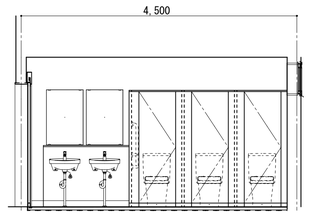

D 面

多目的便所

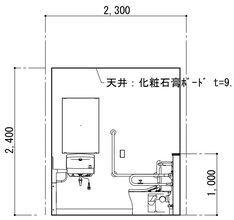

※既存土間撤去・新設t=120

A 面

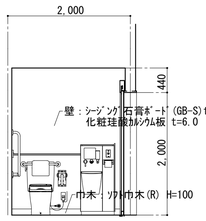

B 面

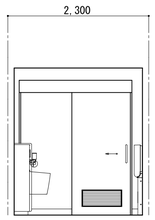

C 面

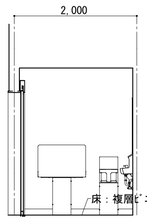

D 面

女子更衣室

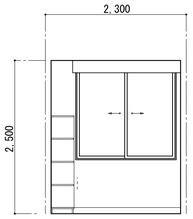

※既存土間撤去・新設t=120

A 面

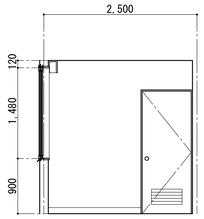

B 面

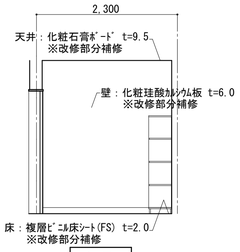

C 面

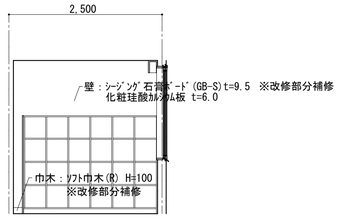

D 面

玄関

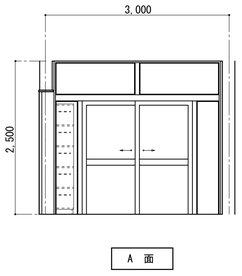

A 面

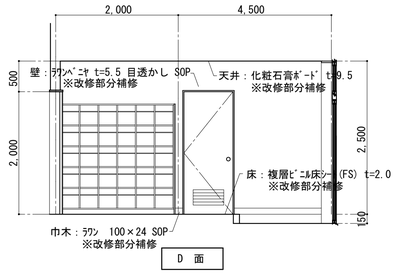

D 面

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角館稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56 TEL 019-646-9990 FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田 照陸	検図 1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	設計 1級建築士 第253224号 澤田 照陸	担当 2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	特記	年度 R.6	施設番号	設計年月 2025.1	図番 A - 12	区分 建築	図名 改修後 展開図	縮尺 A1 S=1:50 A3 S=1:100

R7.1.16改訂版

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ 修繕概要

1 修繕の名称　盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

2 修繕の場所　盛岡市厨川三丁目1番54

3 建物概要

建物名称	構造	階数	延床面積(㎡)	建築面積(㎡)	建築基準法施行規則による用途区分	消防法施行令別表第一による用途区分	備考
屋内運動場	鉄骨造	1階	960.0				

4 工事細目（○印のついたものを適用する。）

細目別＼建物別	建物名称					備考
	屋内運動場					
電灯設備	○					電灯幹線 電灯分岐 コンセント分岐
動力設備						動力幹線 動力分岐
電動自動車用充電設備						
電熱設備	○					
雷保護設備						
受変電設備						
電力貯蔵設備						直流電源 交流無停電電源 電力平準化用蓄電
発電設備						自家発電　燃料電池発電　太陽光発電
構内情報通信網設備						
構内交換設備						
情報表示設備						マルチサイン 出退表示 時刻表示
映像・音響設備						
拡声設備						
誘導支援設備	○					音声誘導 インターホン トイレ等呼出
テレビ共同受信設備						
監視カメラ設備						
駐車場管制設備						
防犯・入退室管理設備						防犯 入退室管理
火災報知設備						自動火災報知 自動閉鎖 非常警報 ガス漏れ
中央監視制御設備						
発生材処理						
構内配電線路						電力引込み 外灯
構内通信線路						通信引込み 通信
テレビ電波障害防除設備						
撤去工事	○					

Ⅱ 特記仕様書

1 一般事項

（1）特記事項は、原則、全て適用するものとし、・印の箇所がある項目等、○印がある項目はそれを適用する。なお、いずれの・印等にも○印のない項目は、適用外とする。また、一般共通事項以外の欄で斜線が引かれたものは適用外とする。

（2）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編、最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編、最新版）、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、最新版）」による。

（3）建築工事及び機械設備工事を本工事に含む場合、建築工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。

（4）特記仕様書及び図面、または、それらに記載されていない事項について、疑義が生じた場合は、その都度、監督員と協議するものとする。

2 特記事項

章	項目	特記事項
一般共通事項	1 機材等	本工事で使用する機材等は、設計図書に規定するもの、またはこれらと同等、若しくは同等以上のものとする。ただし、監督員の承諾を受ける。 使用する材料のホルムアルデヒド仕様は、日本産業規格及び日本農林規格のF☆☆☆☆規格品、壁装材料協会規格適合品または同等品、化学物質等製品安全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。
	2 機材の品質・性能証明	本工事着手前に主要機材メーカーリストを提出し、監督職員の承諾を受ける。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（(社)公共建築協会）によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを標準仕様書第１編１．４．２(b)に定める品質及び性能を有することの証明となる資料とすることができる。
	3 電気保安技術者	電気工作物に係る工事において、電気保安技術者を置くものとする。
	4 工事用電力等	本工事に必要な電力、水等の費用は、引渡しの時まですべて受注者の負担とする。
	5 工事用仮設物	構内につくることが　○出来る　・出来ない ・設ける　○設けない
	6 監督員事務所	○別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。　・　本工事で設置する。
	7 足場、さん橋類	なお、枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月改訂）によるものとし、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
	8 耐震施工	耐震施工における設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（(独)建築研究所監修）による。本工事の施設分類は（　○　特定の施設　・　一般の施設　）で地域係数は１とし、設計用標準水平震度は下表のとおりとする。なお、（　）内の数値は防震支持の場合に適用する。

設計用標準震度＼設置場所	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
一階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

重要機器類

・配電盤　・発電装置　・ＵＰＳ装置　・直流電源装置

・交換機　・受信機（自立型）　・中央監視装置　・情報通信ラック

重量が１００kg以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においては、設備機器の製造者の指定する確実に行うことでも良いものとする。

	9 天井機器の取付方法	天井機器の取付方法は、標準仕様書第２編２．１４．３に定めるとおりとするが、やむを得ず天井下地材で支持する場合には、脱落防止の措置を入念に施すこと。

章	項目	特記事項
一般共通事項	10 工事区分	関連工事との工事区分は、下表のとおりとする。

項目		電気設備工事	建築工事	機械設備工事	その他工事
姿貫通部の補強及びスリーブ（スリーブ）		○			
〃	（補　強）	○			
天井埋込形器具	（墨出し）	○			
〃	（下地切込）	○			
〃	（仕上げ材切込）	○			
〃	（天井開口補強）	○			
換気扇類	（天井扇及び換気扇）			○	
〃	（空調換気扇）			○	
〃	（有圧換気扇）			○	
〃	（電源供給）	○			
〃	（スイッチ）	○			
天井点検口			○		

	11 保温、結露防止	外部に面する壁、天井でＦＰ板（スタイロホーム等）打込み箇所に取付ける位置ボックスなどは、保温、結露防止の処理を行うこと。
	12 電線、ケーブル	原則としてＥＭ電線、ＥＭケーブルを使用すること。
	13 合成樹脂製可とう管	合成樹脂製可とう管は、ＰＦ管（一重管）とし、温度による分類はタイプ−25とする。
	14 二種金属製可とう管	露出箇所（　ビニル被覆あり　・ビニル被覆なし　）　隠蔽箇所（　ビニル被覆あり　・ビニル被覆なし　）
	15 インサート	鋼鈑製とする。なお、床版で保温板打込み部分は断熱材用インサート（亜鉛めっき製品）を使用すること。
	16 呼び線	長さ１ｍ以上の通線しない電線管には、１．２ｍｍ以上のビニル被覆鉄線を通線すること。
	17 フラッシュプレート	・金属製（ステンレス、新金属を含む）・樹脂製
	18 フロアプレート・ベース	・水平高低調節付（空転防止リング付）　・鋼合金製　・アルミ合金製
	19 ハンドホール蓋	電およびチェーン（ステンレス製）付のものとする。
	20 支持金物、固定金物	屋外の機器及び配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製とし、屋外機器のアンカーボルトのナットには、ナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。また、振動をともなう機器の支持金物のナットは、ダブルナットとする。
	21 あと施工アンカー	施工方法　・接着系　（　・有機系　・接着剤　） ・金属拡張系　（　・本体打込式　・　）
	22 接地極埋設標	性能・施工確認　・行わない　・行う 文字の記入は刻記による。なお、外灯用接地極の埋設標は不要とする。
	23 材料、盤の塗装	塗装を施す場合は、下表の○印箇所を適用とする。（マンセル値は、盛岡市標準色とする。）

	２．５Ｙ９／１	１０ＹＲ２／１	メーカー標準色
電線管、プルボックス等	○		○
屋内盤（分電盤、動力盤、端子盤、機器収容箱）	○		○
屋外盤（分電盤、動力盤、端子盤、機器収容箱）			
キュービクル			

	24 山留め	切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、山留めを行うものとする。
	25 舗装工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）２２章（舗装工事）及び建築工事監理指針（下巻）２２章（舗装工事）による。
	26 はつり	既存コンクリート床、壁などの配管貫通は、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	27 再使用機器	再使用する機器は、現場内で清掃、絶縁抵抗測定のうえ、取り付ける。
	28 撤去後の補修等	機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は、既存仕上げと同等とする。なお、施工に際し、既存設備及び施設に損傷を及ぼした場合は、原状に復旧する。
	29 有害物質の取り扱い	ＰＣＢ（変圧器、コンデンサ、安定器等）、鉛・カドミウム（鉛蓄電池、小形二次電池等）、水銀、放射性物質（イオン化式感知器等）の有害物質の含有を掲出前に確認し、監督職員に報告書を提出するとともに、その処理方法を監督員と協議し、関係法令に基づき適正に取り扱うこと。

電灯設備	1 電気方式	幹　線（○単相３線式２００Ｖ／１００Ｖ　・単相２線式１００Ｖ　）
		分　岐（○単相２線式１００Ｖ　○単相２線式２００Ｖ　）
	2 分電盤	形　式（　埋込形　○壁掛形　・自立形　）　材　質（○鋼板製　・ステンレス製　○プラスチック製　）
	3 照明器具	ＬＥＤ（○一体型　○ダウンライト　・その他（　　））
	4 照明制御装置	○個別照明制御（　・明るさセンサ　○人感センサ　・微動検知人感センサ　）　・総合照明制御
	5 防災用照明器具	・非常用照明器具（　・電池内蔵形　・電源別置形　）
		・誘導灯（　・ＬＥＤ誘導灯　・誘導標識　）
	6 照度測定	照度測定は、原則、本工事範囲全て行うものとするが、これにより難い場合は監督員との協議による。
	7 ハイテンションアウトレット	形　式（　飛び出し形　・外部固定形　）
		材　質（　鋼合金製　・アルミ製　）
動力設備	1 電気方式	幹　線（　・三相３線式２００Ｖ　）
		分　岐（　・三相３線式２００Ｖ　・単相２線式２００Ｖ　）
	2 動力盤	形　式（　・埋込形　・壁掛形　・自立形　）　材　質（　・鋼板製　・ステンレス製　・プラスチック製　）
	3 警報盤	形　式（　・埋込形　・壁掛形　・防災盤組込形　）
	4 機器への接続	電動機などへの接続は本工事とする。
	5 電動機等の接地	図示以外は全て金属管接地とする。
電気自動車用充電設備	1 電気方式	入力電圧（　・単相２線式１００Ｖ　・単相２線式２００Ｖ　・三相３線式２００Ｖ　）
	2 充電装置	充電方式（　・普通充電装置　・急速充電装置　）
		キュビネット材質（　・鋼板製　・ステンレス製　）
		形　式（　・壁外型　・屋内型　）
	3 その他	充電用コネクタ付属ケーブル（　７ｍ　）

電熱設備	1 排水路ヒーター	電気方式（　・２００Ｖ　・１００Ｖ　）
		制御方式（　・制御器（温度及び水分センサー）　・制御器（温度センサーのみ）　・自己制御型　・制御なし　）
	2 電気暖房器	電気方式（○２００Ｖ　・１００Ｖ　）　材　質（○鋼板製　・ステンレス製　）
		形　式（○乾式壁掛形　・湿式壁掛形　・遠赤外線式天井形　）　温度制御（○有　・無　）
		※動作開始温度は５℃を基本とし、これに拠りがたい場合は監督職員と協議すること。
	3 その他	電気方式（　・２００Ｖ　・１００Ｖ　）
		施工場所及び面積（　　㎡）
雷保護設備	1 受雷部	・突　針　・棟上導体　・笠木（別途）等
	2 避雷導線	・引下げ導線　・建築構造体利用
	3 接地極	・接地極埋設　・建築構造体利用
受変電設備	1 電気方式	高　圧（　・三相３線式６ｋＶ　）
		低　圧（　・単相３線式１００Ｖ／１００Ｖ　・３相３線式２００Ｖ　）
	2 配電盤	形　式（　・屋内形キュービクル　・屋外形キュービクル　）
	3 主遮断装置	形　式（　・高圧交流遮断器（ＣＢ）　・限流ヒューズ及び高圧負荷開閉器（ＰＦ−Ｓ））　・
		定格遮断電流　（　　ｋＡ）
	4 変圧器	形　式（　・油入式　・乾　式　）
		変圧器総容量　（　　ｋＶＡ）
	5 遅相用コンデンサ	・高圧用（　・６％　・１３％　）　・低圧用
	6 リアクトル	・６％　・１３％
電力貯蔵設備	1 直流電源装置	用　途（　・非常用照明器具電源　・受変電設備制御電源供用　・受変電設備制御専用　・非常用照明器具専用　）
		蓄電池（　・鉛蓄電池（　・ＨＳ　・ＣＳ　・ＭＳＥ　・長寿命形ＭＳＥ　）
		・アルカリ蓄電池（　・ＡＨ　・ＡＭＨ　）　・リチウムイオン蓄電池　）
	2 交流無停電電源装置	用　途（　　）
		蓄電池（　・鉛蓄電池（　・ＨＳ　・ＣＳ　・ＭＳＥ　・長寿命形ＭＳＥ　）
		・アルカリ蓄電池（　・ＡＨ　・ＡＭＨ　）・リチウムイオン蓄電池　）
発電設備	1 発電機	形　式（　・簡易形　・キュービクル式　・オープン形　）
		電気方式　三相３線式　５０Ｈｚ　電圧２００Ｖ　定格出力　　ｋＶＡ　運転時間　　時間
	2 原動機	種　類（　・ディーゼル　・ガスタービン　）
		定格出力　　ｋＷ以上（　　ＰＳ以上）
		始動方式（　・電気式　・空気式　）
		冷却方式（　・ラジエータ式　・水冷循環式　）
	3 燃　料	種　類（　・軽油　・灯油　・Ａ重油　）
		・燃料出小槽　Ｌ
		主貯油槽（　・なし　・あり　）
	4 太陽光発電装置	太陽電池アレイ公称出力　　ｋＷ
		パワーコンディショナ　相　線式　定格電圧　　Ｖ　定格出力　　ｋＷ
		自立運転（　・有　・無　）
		蓄電池（　・有（定格容量　　ｋＷｈ）　・　無　）
	5 系統連系	連　系（　・有　・無　）
構内情報通信網設備	1 工事範囲	・配線（　・全部　・端子盤以降　）　配管（　・全部　・壁の立上り、立下り部分　）
	2 種　類	インターフェース種別（　・１０ＢＡＳＥ−Ｔ　・１０ＢＡＳＥ−Ｆ　・１００ＢＡＳＥ−ＴＸ
		・１００ＢＡＳＥ−ＦＸ　・１０００ＢＡＳＥ−Ｔ　・１０００ＢＡＳＥ−ＳＸ
		・１０００ＢＡＳＥ−ＬＸ　・２．５ＧＢＡＳＥ−Ｔ　・５ＧＢＡＳＥ−Ｔ
		・１０ＧＢＡＳＥ−ＳＲ　・１０ＧＢＡＳＥ−ＬＲ　・１０ＧＢＡＳＥ−ＥＲ
		・１０ＧＢＡＳＥ−ＬＸ４　・１０ＧＢＡＳＥ−Ｔ）
構内交換設備	1 電話交換機	形　式（　・ボタン電話装置　・デジタルＰＢＸ　・ＩＰ−ＰＢＸ　・ＶｏＩＰサーバ）
		収容回線（　・光回線　・アナログ回線　・ＩＳＤＮ回線　・専用線　・その他）
	2 保安器用接地	・本工事　・別途工事
	3 回線申請手続き	・本工事　・別途工事
情報表示設備	1 出退表示装置	表示方式（　・ＬＥＤ（２モード形）　・ＬＥＤ（４モード形）　・液晶式　）
	2 マルチサイン装置	形　式（　・壁掛形　・自立形　）
		表示方式（　・ＬＥＤ（４色）　・ＬＥＤ（フルカラー）　・液晶式　）
	3 時刻表示	親時計（　・防災盤組込形　・壁掛形　）
		（　・電子式チャイム組込　・プログラムタイマ組込　）
映像・音響設備	1 映像・音響機器	・入力（　・ＣＤ　・ＤＶＤ　・ＢＤ　・ＨＤＭＩ　・Ｄ−ｓｕｂ１５　・ＤＶＩ　・その他　）
拡声設備	1 増幅器	用　途（　・一般放送用　・一般放送兼非常放送用　）
		形　式（　・壁掛形　・卓上形　・防災盤組込形　）
誘導支援設備	1 音声誘導	検出部（　・無線式　・磁気式　・画像認識　）
	2 インターホン	形　式（　・テレビ　・外部受付用　・身障者用　・夜間受付用　・相互式　・複合式　）
	3 トイレ等呼出	呼出表示器（　・防災盤組込形　・壁掛形　○埋込形　）　・通話機能
テレビ共同受信設備	1 アンテナ	ＵＨＦ（　・ＡＵ−１　・ＡＵ−２　・平板型　・その他　）
		ＢＳ/ＣＳ（　・ＣＳＢＳＡ−６０　・ＣＳＢＳＡ−７５　・ＣＳＢＳＡ−９０　・ＳＨＡ−７５　・ＳＨＡ−９０　）
	2 アンテナマスト	形　式（　・壁面取付形　・柱上取付形　・自立形　）
	3 機　器	規　格（　・ＳＨ対応　・ＣＳ対応　・一束原用　）
	4 その他	電界強度測定及び受信調査（全チャンネル）を実施とする。
監視カメラ設備	1 モニタ	形　式（　・白黒方式　・カラー方式　）　解像度（　・１０２４×７６８以上　・その他　　以上　）
	2 伝送方式	種　類（　・ネットワーク　・アナログ　・デジタル同軸　）
	3 録画装置	デジタル記憶用媒体容量（　・　ＧＢ　・　ＴＢ　）
		時刻補正機能（　・戦時計　・時刻同期装置　・その他（　　））　録画条件（　・姿図参照）

駐車場管制設備	1 機　器	・管制盤　・検知器（　・光線式　・ループコイル式　）
		・信号灯　・警報灯　・発券機　・カーゲート　・カードリーダー
防犯・入退室管理設備	1 認証方式	・磁気カードリーダ　・テンキーパッド　・ＩＣカードリーダー　・バイオメトリックス
		・ハンズフリー認証
	2 その他	・設置工事（　・本工事　・別途　）
火災報知設備	1 自動火災報知設備	・形　式（　・壁掛形　・防災盤組込形　）
		・受信機（　・Ｐ型２級　・Ｐ型１級　・Ｒ型　・アナログ式　）　・副受信機
		・総合盤（　・屋内消火栓箱組込形　・専用埋込形　・専用露出形　）
		・火災通報装置　・消防機関へ通報する火災報知設備（Ｍ型発信機）
	2 自動閉鎖設備	・連動制御器（　・壁掛形　・防災盤組込形　）
		・自動閉鎖装置（　・防火戸用ラッチ式　・防火扉用電磁式　・防火シャッター用　・防煙ダンパー用　）
	3 非常警報設備	・非常ベル（自動式サイレンを含む）　・非常放送設備
	4 ガス漏れ火災警報設備	・受信機（　・壁掛形　・防災盤組込形　）
		・検知器（　・都市ガス用　・液化石油ガス用　）　定格電圧（　・ＡＣ１００Ｖ　・ＤＣ２４Ｖ　）
	5 住宅用火災警報器	・電池式　・ＡＣ電源式（　・単独形　・連動形　）
中央監視制御設備	1 監視制御対象設備	・動力設備　・受変電設備　・発電設備　・火災報知設備
	2 表示操作盤	形　式（　・壁掛形　・自立形　）
	3 監視制御装置	機械機器（　・グラフィックパネル　・内照式液晶ディスプレイ　・操作卓
		・監視操作装置　・信号処理装置　・伝送装置　・分散処理装置　・中央処理装置　・補助記憶装置
		・記録装置　・電源装置　・機器周辺字装置　）
構内配電線路	1 工事範囲	・管路　・配線　・機器類
	2 電気方式	・高圧　三相３線式６ｋＶ
		・低圧（　・三相３線式２００Ｖ　・単相３線式１００／２００Ｖ　・単相２線式１００Ｖ　）
	3 敷設方式	・地中埋設式（　・ＦＥＰ　・ＰＥＧ　）　・架空線式
	4 引込柱	・コンクリート柱　・パンザマスト柱　・鋼管柱
	5 柱上機器	・高圧負荷開閉器（　・一般用　・重耐塩用　・ＶＴ内蔵　・ＬＡ内蔵　）
		・地絡継電器（　・方向性　・無方向性　）　ＳＯＧ
		・避雷器（　・一般用　・耐塩用　）
		・高圧ホットアウト（　・一般用　・耐塩用　）
	6 外　灯	電　圧（　・１００Ｖ　・２００Ｖ　）
	7 引込開閉器類	形　式（　・壁掛形　・自立形　・柱取付形　）
構内通信線路	1 工事範囲	・管路　・配線　・機器類
	2 用　途	・電話用　・通信情報用　・消防用　・その他
	3 敷設方式	・地中環境式（　・ＦＥＰ　・ＰＥＧ　）　・架空線式
テレビ電波障害防除設備	1 工事範囲	・事前調査　・機器類

機器取付高さは下表を標準とする。ただし、これに拠りがたい場合は監督職員と協議すること。

	名称	測点	取付高（mm）
電力設備	取引用計器	地上〜壁中心	1,800
	引込開閉器	床上〜中心	1,800〜2,200
	分電盤	床上〜上端	上端1,900以下
	ホーム分電盤	〃	上端2,200以下
電灯設備	スイッチ（一　般）	床上〜中心	1,300
	〃（和　室）	〃	1,200
	〃（高齢者）	〃	1,100
	コンセント（一　般）	床上〜中心	300
	〃（和　室）	〃	150〜200
	〃（台　上）	台上〜中心	150
	〃（ファン用）	床上〜下端	ファン下端
	〃（厨　房）	床上〜中心	500
	〃（車　庫）	〃	500
	〃（機械室）	〃	500
	〃（屋　外）	〃	500
	〃（専用機器）	〃	機器により設定
	プラケット（一　般）	〃	2,100〜2,300
	〃（誘　場）	〃	2,500
	〃（鏡　用）	鏡上端〜中心	150
	避難口誘導灯	床上〜下端	1,500以上
	廊下通路誘導灯	床上〜上端	1,000以下
動力設備	壁掛形制御盤	床上〜上端	上端1,900以下
	開閉器箱	床上〜中心	1,500
	電磁開閉器用ボタン	〃	1,300
身障者用	壁付インターホン（親機）	床上〜中心	1,300
	〃（玄関子機）	〃	1,300
	非常ボタン（便所用）	〃	900（フレット付は400）
	廊下表示灯	床上〜上端	鏡具上端
	復旧ボタン	〃	1,300
	スイッチ（身障者）	床上〜中心	1,100

	名称	測点	取付高（mm）
構内交換設備	集合保安器箱		天井下〜上端	200
	端子盤(廊下、室内)		床上〜下端	300
	〃（ＥＰＳ等）		床上〜中心	上端1,900以下
	壁付アウトレット（一　般）		〃	300
	〃（和　室）		〃	150〜200
時計・拡声・通信設備	壁掛形親時計		床上〜中心	1,500(上端2,000以下)
	子時計		〃	2,300
	壁掛形スピーカ		〃	2,300
	壁付アッテネータ		〃	1,300
	壁付インターホン		〃	1,300
	壁付アウトレット（一　般）		〃	300
	〃（和　室）		〃	150〜200
	機器収容箱		天井下〜上端	200
	直列ユニット（一　般）		床上〜中心	300
	〃（和　室）		〃	150〜200
警報・表示灯	表示盤		床上〜中心	2,300
	壁付発信機		〃	1,300
	ベル、ブザー、チャイム		〃	2,300
	壁付押しボタン（一　般）		〃	1,300
	〃（身障者玄関）		〃	900
火災報知設備	受信機		床上〜操作部	800〜1,500
	副受信機		〃	800〜1,500
	機器収容箱		〃	800〜1,500
	発信機		〃	800〜1,500
	表示灯		床上〜中心	2,100
	ベル		〃	2,300
	液化石油ガス用検知器		床上〜上端	250
	都市ガス用検知器(軽貨)		天井下〜下端	150
	〃（重貨）		床上〜上端	250

１φ３Ｗ２００／１００Ｖ５０ＨＺ

BE3P100／100AT

備　考	電　圧（Ｖ）	負荷容量（ＶＡ） その他	コンセント	電　灯	負　荷　名　称	配　線　用 遮　断　器 （　ＡＴ　）	No.
	２００	２５００			水銀灯	MCB 2P 50/20A	1
	２００	２５００			水銀灯	MCB 2P 50/20A	3
	２００	２５００			水銀灯	MCB 2P 50/20A	5
	１００	９３０			玄関　更衣室　便所　電灯	MCB 1P 50/20A	1
	１００	１３５０			ステージ　電灯	MCB 1P 50/20A	3
	１００	１０００			西　コンセント	MCB 1P 50/20A	5
	１００	２００			北　コンセント	MCB 1P 50/20A	7
	１００	３００			防犯灯	MCB 1P 50/20A	9
	１００	５００			ステージコンセント	MCB 1P 50/20A	11
	１００	２０			時計用コンセント	MCB 1P 50/20A	13
	１００	６００			ステージコンセント	MCB 1P 50/20A	15
	１００				予備	MCB 1P 50/20A	17
	１００				予備	MCB 1P 50/20A	19

No.	配　線　用 遮　断　器 （　ＡＴ　）	負　荷　名　称	負荷容量（ＶＡ） 電　灯	コンセント	その他	電　圧（Ｖ）	備　考
2	MCB 2P 50/20A	誘導灯回路				１００	
2	MCB 2P 50/20A	水銀灯			２５００	２００	
4	MCB 2P 50/20A	水銀灯			２５００	２００	
6	MCB 2P 50/20A	トイレヒーター				２００	
2	MCB 1P 50/20A	ステージ　電灯			１４２５	１００	
4	MCB 1P 50/20A	管理事務所　コンセント			２００	１００	
6	MCB 1P 50/20A	南　コンセント			４００	１００	
8	MCB 1P 50/20A	外灯			１５０	１００	
10	MCB 1P 50/20A	南　コンセント			４００	１００	
12	MCB 1P 50/20A	端子盤　コンセント			１００	１００	
14	MCB 1P 50/20A	ステージ　コンセント			３００	１００	
16	MCB 1P 50/20A	予備				１００	
18	MCB 1P 50/20A	予備				１００	
20	MCB 1P 50/20A	予備				１００	

ＮＳ　１０

既存

電灯盤（Ｌ－１）結線図

埋込型

本工事増設

ELCB 50AF／40AT
6，207VA

備　考	電　圧（Ｖ）	負荷容量（ＶＡ） その他	コンセント	電　灯	負　荷　名　称	配　線　用 遮　断　器 （　ＡＴ　）	No.
	１００		７８９		男子便所　コンセント	MCCB 2P 50/20A	301
	１００		１，２６１		身障者便所①　コンセント	MCCB 2P 50/20A	303
	２００	１，０００			男子便所(凍結防止)	MCCB 2P 50/20A	EH1
	２００	５００			身障者便所(凍結防止)	MCCB 2P 50/20A	EH3

No.	配　線　用 遮　断　器 （　ＡＴ　）	負　荷　名　称	負荷容量（ＶＡ） 電　灯	コンセント	その他	電　圧（Ｖ）	備　考
302	MCCB 2P 50/20A	女子便所　コンセント		１，１０６		１００	
304	MCCB 2P 50/20A	オストメイト用　コンセント		６００		１００	
EH2	MCCB 2P 50/20A	女子便所(凍結防止)			１，０００	２００	
呼出	MCCB 2P 50/20A	トイレ呼出電源		２５０		１００	

新設

分電盤結線図

※住宅用分電盤(樹脂製)

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56 TEL 019-646-9990 FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田 照隆	検図 1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	設計 1級建築士 第253224号 澤田 照隆	担当 2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	特記	年度 R. 6	施設番号	設計年月 2025. 1	図番 E-02	区分 電気	図名 分電盤　結線図	縮尺 A1 —— A3 ——

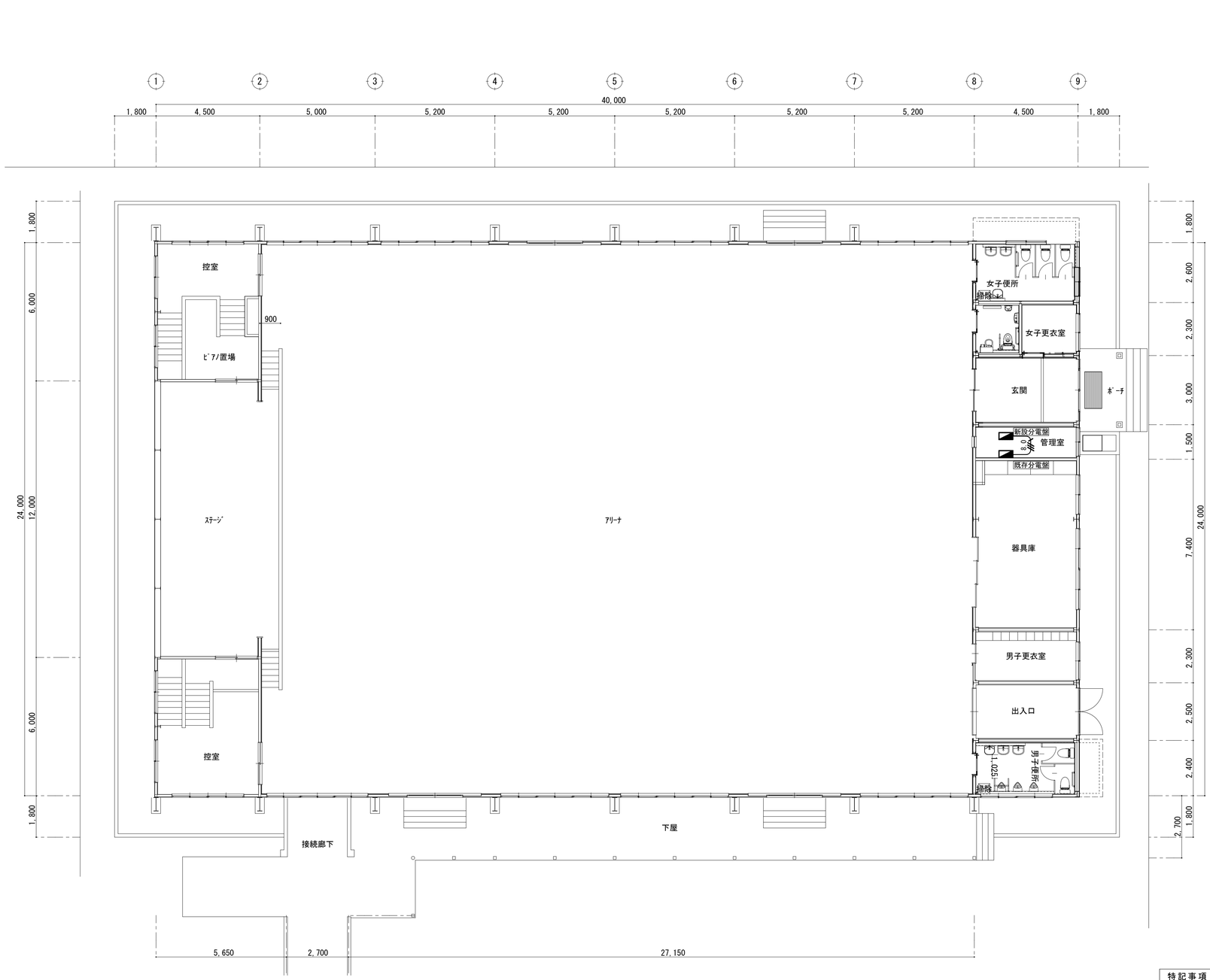

1階平面図　幹線設備平面図　　S=1:100

特記事項	
1．図中、記入なき配管・配線は、下記による。	
■　幹線設備	（保護管）
8.0　EM−CE　8．0−4C（1E）	（PF28）

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号　澤田　照隆	検図	設計	担当	特記	年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
			1級建築士 第114738号 稲葉　雄一	1級建築士 第253224号 澤田　照隆	2級建築士(岩手)第6770号 佐々木　信一		R. 6		2025. 1	E-03	電気	電灯幹線設備　平面図	A1　S=1:100 A3　S=1:200

改修前

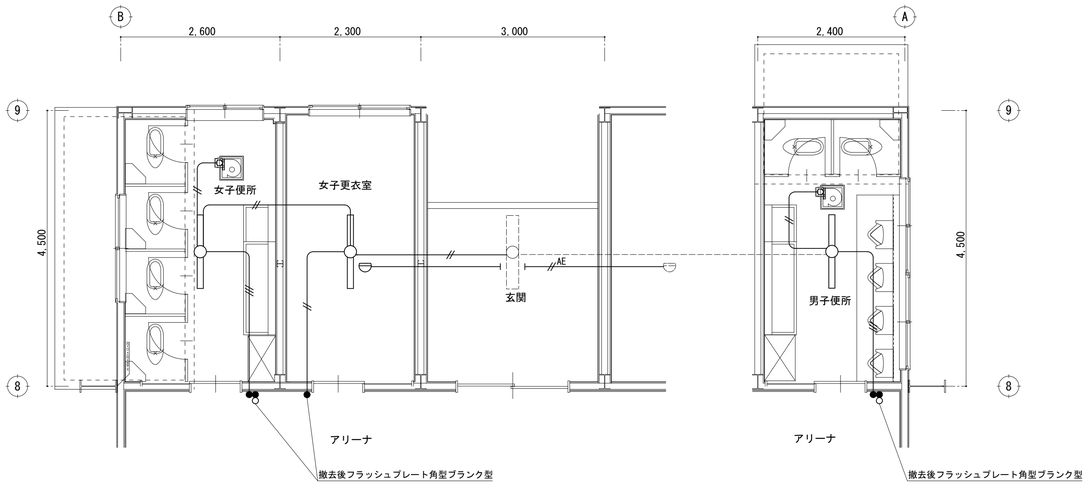

撤去　電灯分岐設備平面図　S=1/50

A	蛍光灯　露出
	ＦＬ４０－１

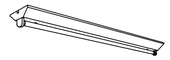

特記事項【撤去処分】		
※ 図中特記なき配管配線は下記による		保護管
//	ＩＶ１．６×２	(E19)
///	ＩＶ１．６×３	(E25)
AE //	ＡＥ１．２－２Ｃ	(E25)
※ 凡　例		
	埋込スイッチ　１Ｐ１５ＡＸ２＋１ＰＬｘ１　金属製プレート共	
●	埋込スイッチ　１Ｐ１５ＡＸ１　金属製プレート共	
⌓	取外し・再取付とする。	

改修後

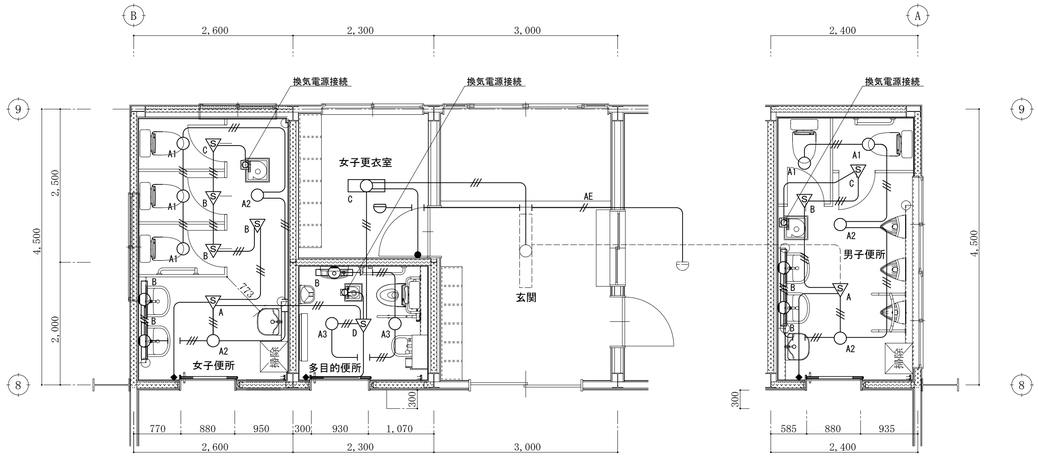

修繕　電灯分岐設備平面図　S=1/50

A	天井埋込型　LED（昼白色）　ダウンライト	B	天井直付型・壁直付型　LED（温白色）　多目的灯　両面化粧タイプ・拡散タイプ	C	天井直付型　２０形　一体型ＬＥＤベースライト　Ｄスタイル
Ａ１	消費電力：７Ｗ相当		ＬＥＤ内蔵、電源ユニット内蔵		富士型　直管形蛍光形ＦＬ２０形２灯器具相当
Ａ２	消費電力：１１．６Ｗ相当		消費電力：９．５Ｗ相当		消費電力：１１．６Ｗ相当
Ａ３	消費電力：１５Ｗ相当				

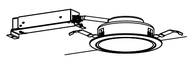

Ａ１　パナソニック：ＸＮＤ１０６９ＷＮ　ＬＥ９　相当品　　公：ＬＲＳ１－０８　対象
Ａ２　パナソニック：ＸＮＤ１５６９ＷＮ　ＬＥ９　相当品　　公：ＬＲＳ１－１３　対象
Ａ３　パナソニック：ＸＮＤ２０６９ＷＮ　ＬＥ９　相当品　　公：ＬＲＳ１－１７　対象

パナソニック：ＬＧＢ８５０４６　相当品

パナソニック：直付ＸＬＸ２１０ＡＥＮＣＬＥ９　相当品　　公：ＬＳＳ９－２－１５　対象

特記事項		
１．図中、記入なき配管・配線は、下記による。		
■	電灯分岐設備・自走火災報知設備	（保護管）
———	ＥＭ－ＥＥＦ　１．６－２Ｃ	（ＰＦ１６）
///	ＥＭ－ＥＥＦ　１．６－３Ｃ	（ＰＦ１６）
AE //	ＥＭ－ＡＥ　１．２－２Ｃ	
２．壁立上り・立下り及び貫通部分は、ＰＦ管にて保護のこと。		
３．図中、記入なきシンボルは、下記による。（フラッシュプレートは、金属製とする。）		
シンボル	名　称　・　適　用	
S A	熱線センサ付自動スイッチ　親器（広角検知形）	
S B	熱線センサ付自動スイッチ　子器（広角検知形）	
S C	熱線センサ付自動スイッチ　子器（換気扇端子付）	
S D	熱線センサ付自動スイッチ（換気扇連動用・換気扇遅れＯＦＦ機能付）	
◆	埋込熱線センサ付自動スイッチ用操作ユニット（２回路用）	
●	埋込スイッチ　１Ｐｘ１	

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第ニ(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田　照隆	検図 1級建築士 第114738号 稲葉　雄一	設計 1級建築士 第253224号 澤田　照隆	担当 2級建築士(岩手)第6770号 佐々木　信一	特記	年度 R. 6	施設番号	設計年月 2025. 1	図番 E-04	区分 電気	図名 電灯分岐設備　平面図	縮尺 A1 S=1:50 A3 S=1:100

改修前

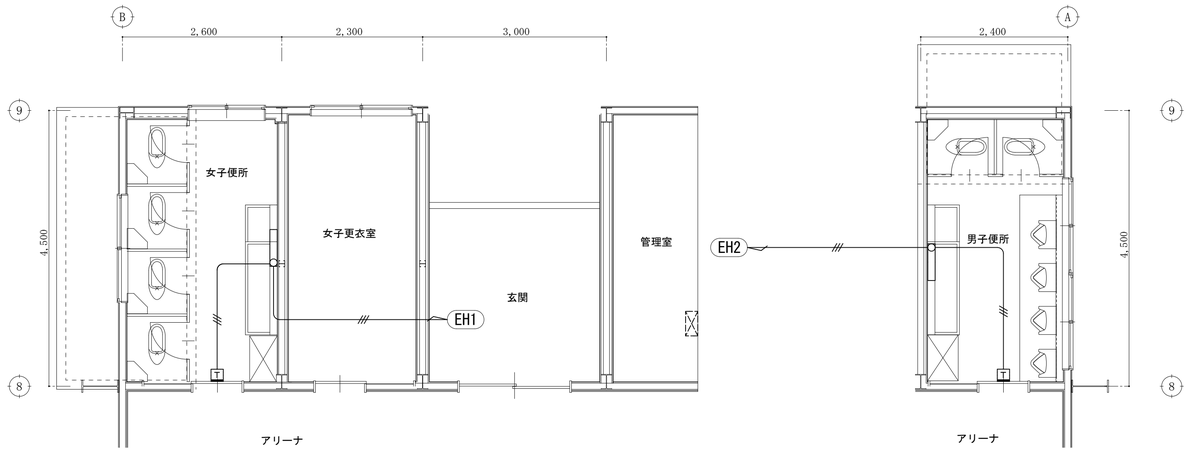

撤去　コンセント設備平面図　S=1/50

特記事項【撤去処分】	
1．図中、記入なき配管・配線は、下記による。	
■　コンセント・電熱設備	（保護管）
―――///――― ＩＶ　２．０×３	（Ｅ１９）

シンボル	名　称　・　適　用
T	サーモスタット

■電気暖房器の仕様は、下記による。

記　号	機　器　仕　様	数　量					
		男子便所	女子便所	屋外男子便所	屋外女子便所		計
ＥＨ－１	鋼板製・パネル式（壁面）　１φ２００Ｖ－１．０ＫＷ	1	1				2
	計	1	1				2

改修後

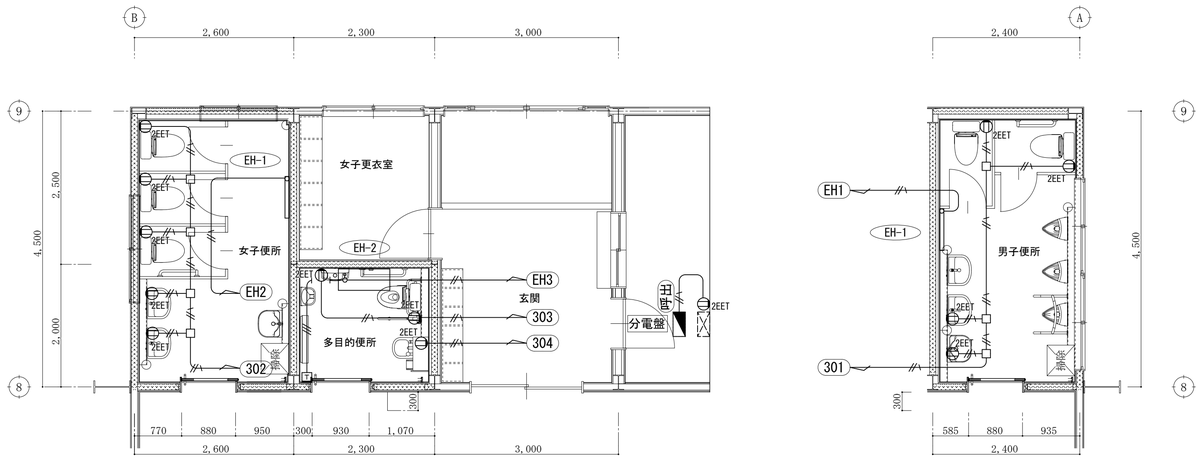

修繕　コンセント設備平面図　S=1/50

特記事項	
1．図中、記入なき配管・配線は、下記による。	
■　コンセント・電熱設備	（保護管）
―――///――― ＥＭ－ＥＥＦ　２．０－３Ｃ（１Ｅ）	（ＰＦ２２）
―――///――― ＥＭ－ＥＥＦ　１．６－３Ｃ（１Ｅ）	（ＰＦ１６）
4．図中、記入なきシンボルは、下記による。（フラッシュプレートは、金属製とする。）	

シンボル	名　称　・　適　用
2EET	埋込コンセント　２Ｐ１５Ａ×２（接地極・接地端子付）
T	サーモスタット
□	アウトレットボックス　中四角浅型　D44

■凍結防止ヒーターの仕様は、下記による。

記　号	機　器　仕　様	数　量					
		男子便所	女子便所	身障者用便所			計
ＥＨ－１	鋼板製粉体塗装・パネル式（壁面）　１φ２００Ｖ－１．０ＫＷ	1	1				2
	サーモスタット・イタズラ防止カバー付き　ハトメプレート共						
ＥＨ－２	ステンレス製・輻射式（天井面）　１φ２００Ｖ－０．５ＫＷ			1			1
	ハトメプレート共						
	計	1	1	1			3

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970	1級建築士事務所 岩手県知事登録 第こ(2903)342号 1級建築士 大臣登録 第253224号 澤田　照隆	検図 1級建築士 第114738号 稲葉　雄一	設計 1級建築士 第253224号 澤田　照隆	担当 2級建築士(岩手)第6770号 佐々木　信一	特記	年度 R. 6	施設番号	設計年月 2025. 1	図番 E-05	区分 電気	図名 コンセント設備　平面図	縮尺 A1 S=1:50 A3 S=1:100

改修後

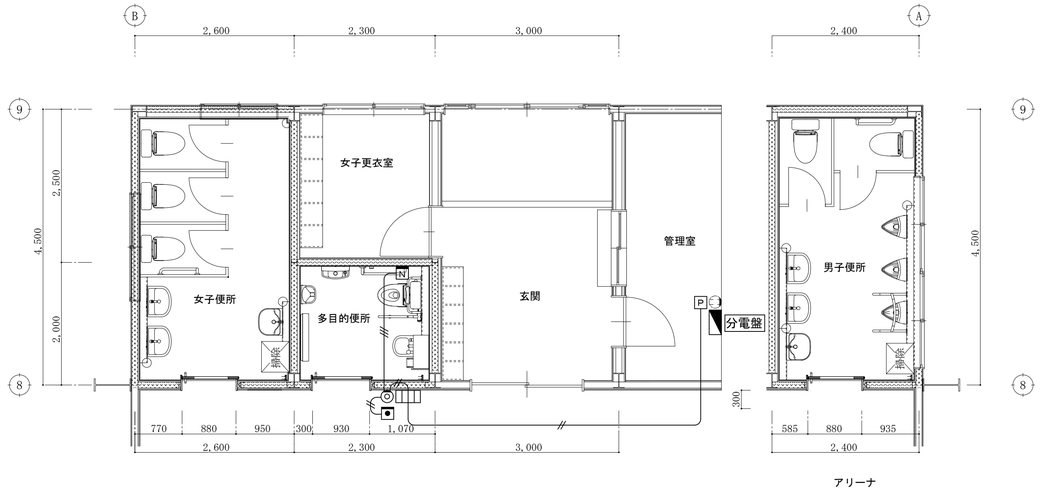

アリーナ

修繕　誘導支援設備平面図　S=1/50

特記事項	
１．図中、記入なき配管・配線は、下記による。	
■　照明制御設備	（保護管）
――//―― EM－AE　1．2－2C	（PF16）
――//―― EM－AE　1．2－3C	（PF16）
２．壁立上り・立下り及び貫通部分は、ＰＦ管にて保護のこと。	
３．図中、記入なきシンボルは、下記による。（フラッシュプレートは、金属製とする。）	

シンボル	名　称　・　適　用
▭	トイレ呼出表示器　電源部共
P	電源アダプター
◎	ブザー付廊下灯
●	トイレ呼出　復帰ボタン
N	トイレ呼出　押しボタン　（ひも付き）

埋込表示器　防球ガード共

CN-1A34/A

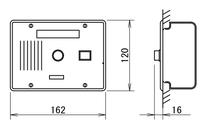

電源電圧	ＤＣ１２Ｖ（電源アダプタから供給）
形　状	埋込形（ＪＩＳ３個用スイッチボックス）
材　質	ステンレス
窓　数	１窓
表示方法	断続ブザー音と表示窓点灯

電源アダプター

PS-1225A

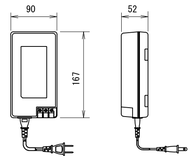

電源電圧	AC100V　50/60Hz
入力容量	75VA
出力電圧	DC12V
出力電流	2．5A
形　状	据置・壁取付（専用金具）両用
材　質	難燃性樹脂

ブザー付廊下灯　防球ガード共

NR-BZLB27

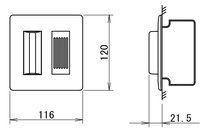

形　状	壁埋込型（JIS２個用スイッチボックス）
材　質	パネル：自己消火性樹脂 ランプカバー：ポリカーボネート
備　考	ブザー付

復旧ボタン　防球ガード共

NBR-2A-C

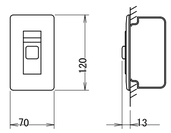

形　状	壁埋込型（JIS１個用スイッチボックス）
材　質	樹脂
備　考	非防水形

呼出ボタン(引きひも付)

NBR-7HWA

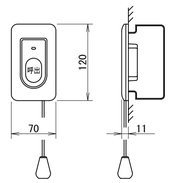

形　状	壁埋込型(JIS１個用スイッチボックス)
材　質	自己消火性樹脂
備　考	引きひも式、押ボタン式両用

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角館稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970

１級建築士事務所
岩手県知事登録 第こ(2903)342号
１級建築士
大臣登録 第253224号　澤田　照晧

検図	設計	担当	特記	年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
１級建築士 第114738号 稲葉　雄一	１級建築士 第253224号 澤田　照晧	２級建築士(岩手)第6770号 佐々木　信一		R. 6		2025. 1	E-06	電気	誘導支援設備　平面図	A1　S=1:50 A3　S=1:100

機械設備改修特記仕様書

Ⅰ．修繕概要

1．修繕名称　盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

2．修繕場所　盛岡市厨川三丁目１番５４

3．建物概要　学校

建物名称	構造	階数	延床面積(m2)	建築面積(m2)	建築基準法施行令による用途区分	消防法施行令別表第一による用途区分	備考
盛岡市北厨川中学校	鉄骨造	地上１階	960㎡ （トイレ22.5㎡）			７項	

4．工事種目（○印のついたものを適用する。）

工事種目 ＼ 建設別及び屋外	屋内	屋外	工事種別			
・空気調和設備						
・冷房設備						
・暖房設備						
・油送設備						
⊙ 換気設備	○					
・自動制御設備						
⊙ 衛生器具設備	○					
⊙ 給水設備	○					
⊙ 排水設備	○					
・給湯設備						
・消火設備						
・厨房機器設備						
・ガス設備						
・し尿浄化槽設備						
・昇降機設備						

5．設備概要　（ ・ 印のついたものは、主要方式を示す）

方式	設備概要
空気調和方式等	・空気調和　・全空気方式　・ファンコイルユニット・ダクト併用方式　⊙ パッケージ方式
	・温風暖房　⊙ 温風暖房機　・ ・　全空気方式　・ファンコンベクター・ダクト併用方式 ・　将来冷房考慮（・ ダクト　・ 配管　・ 機器）　・考慮外
	・直接暖房　・蒸気暖房　・温水暖房　・床暖房
自動制御方式	・電気式　・電子式　・デジタル式　・空気式　・中央監視制御
給水方式	・水道直結方式　⊙ 高置タンク方式　・タンクレスブースター方式 ⊙ 受水槽方式　・井戸（ポンプ加圧）
排水方式	建物内の汚水及び雑排水（⊙ 分流式　・ 合流式 ） 建物内の汚水及び雑排水（・ 分流式　⊙ 合流式 ） 放流先　汚水　（⊙ 下水道直放流　・ し尿浄化槽　・ 便槽 ） 雑排水　（⊙ 下水道直放流　・ し尿浄化槽　・ 側溝　・ 浸透桝）
給湯方式	・局所式　・中央式
消火設備方式	・屋内消火栓　（・ 湿式　・ 乾式）　・連結送水管　・泡消化 ・スプリンクラー　（・ 湿式　・ 乾式）　・連結散水　・粉末消化 ・二酸化炭素　・屋外消火栓
ガス設備方式	・都市ガス　種別（ ）　kJ／m3（N）（供給圧力　Pa）　・液化石油ガス

Ⅱ．特記仕様書

1．一般事項　（１）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」及び同部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）」による。
（２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記事項　（１）項目は番号に○印の付いたものを適用する。
（２）特記事項は、○印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	①適用基準等	・機械設備工事監理指針　（最新版）　（国土交通省大臣官房長官営繕部監修） ・盛岡市給水装置工事施工要領（最新版）　（盛岡市上下水道局） ・排水設備の設計基準　（最新版）　（盛岡市上下水道局）
	②機材等	本工事に使用する機材等は、銘柄は特に指定しないが全て国土交通省指定のものから選定し、監督員の承諾を受けるものとする。
	③機材の品質及び品質証明	本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し、監督員の承諾を受ける。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（(社)公共建築協会）によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出するものとする。
	④施工計画書及び施工図等	工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。 工事の施工に先立ち、工種別施工要領書および施工図等を作成し、監督員の承諾を受ける。
	⑤主任技術者等の資格	本工事の主任技術者等の資格に、下記の者を適用させる。 ・　資格の区分　建設業法第７条第二号の資格を有する者
	⑥電気保安技術者	・　適用する　・　適用しない
	⑦技能士の適用	本工事に下記の当該職種別技能士を適用させる。（資格証の写しを提出する） ・　配管（配管工事）　・　建築板金（ダクト製作及び取付け）　・　熱絶縁施工（保温工事） ・　冷凍空気調和機器施工（チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付及び調整）
	⑧機材等の検査及び試験	公共建築工事共通仕様書による。（第１編　１．４．５．　１．４．６）
	⑨監督員事務所	・　設けない　・　設ける（　　号・・・建築工事仕様書）
	⑩工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用はすべて引渡しまで受注者の負担とする。
	11.工事用仮設物	構内に作ることが　・　できる　・　できない
	⑫総合試運転調整等	・　本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を提出する。　・　別途 総合試運転調整等の項目 ・　風量調整　・　水量調整　・　室内外空気の温湿度測定 ・　室内気流及びじんあいの測定　・　騒音の測定　・　初期運転状態の記録 ・　実施水栓の残留塩素濃度の測定　・　し尿浄化槽放流水質の測定 ・　機器の絶縁抵抗の測定　・　水圧調整 測定箇所は、監督員の指示による。
	⑬容量等の表示	（１）機器類の能力、容量等は指示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	⑭耐震措置	機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取付け又は支持を行う。 耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外すべて建築設備耐震設計施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人 建築研究所監修最新版）による。

設置場所	設計用標準水平震度（Ｋａ）			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
一階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

注①　設置場所の区分は共通仕様書による。　注②（ ）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。

（１）本工事の施設は（ ・ 一般の施設　・ 特定の施設）とする。
（２）地域係数は1.0とする。
（３）100kg以下の軽量な機器（共通仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し、据付又は取付を行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。
（４）重要機器類（高置タンク、受水タンクは機器表による。）

一般共通事項

⑮弁等のサイズ	特記されていない弁等のサイズは、機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。
16.電線類	本工事では環境配慮の観点から、原則としてＥＭケーブルを使用するものとする。なお、電気設備工事編標準仕様書第６編　通信・情報設備工事　第１章　機材　第１節　電線類等　1.1.1　電線類等　表1.1.1電線類に次の種類を追加する。 （ＥＭ－ＣＭＭＳ、ＥＭ－ＶＴＰ、ＥＭ－ＭＥＥＳ、ＥＭ－ＥＢＴ）
17.溶接部の非破壊検査	公共建築工事標準仕様書第２編（機械設備工事編）に基づき行うものとするが、対象等は次のとおりとする。 対象配管系統　・ 冷温水　・ 冷却水　・ 消火（水用）　・ 油　・ ガス　・ 蒸気 検査の種類　・ 浸透探傷検査（ＰＴ）又は磁粉探傷検査（ＭＴ）　・ 放射線浸透検査（ＲＴ）
⑱はつり	既存のコンクリート部の床、壁の配管貫通部等の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。
19.スリーブ	スリーブ及びその補強筋は本工事に含むものとする。（補強筋は既製品を使用し、構造計算書を提出する事）
⑳支持金物・固定金具	図面に特記のない場合は下記によるほか共通仕様書第２編による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。 （１）　ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナット及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製（SUS304）とし、ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 （２）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。 （３）冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用する。
㉑埋戻し土・盛土	・　根切り土の中の良質土（ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類）　・　山砂の類
㉒埋設標示及び埋設表示用テープ	地中埋設標及び埋設用テープは、下記により屋外埋設部分に布設する。なお、地中埋設標の設置場所は図示によるほか、屋外埋設管の分岐及び曲がり部に設置する。 ※給水管　・ 地中埋設標　・ 標示（鉄製等）　・ 埋設用表示テープ
㉓絶縁	異種管接合が発生する箇所は絶縁を完全に行なうこと。
㉔保温	・　主機械室は下記の室とし、他は各階機械室とする。 主機械室（　　） ⊙　ダクトの保温の外装は下記による。内装は（ ・ ﾛｯｸｳｰﾙ　⊙ ｸﾞﾗｽｳｰﾙ ）

屋内露出	倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス ・
	各階機械室	・ アルミガラスクロス ・
	主機械室	・ アルミガラスクロス ・
	居室・廊下など	・ カラー亜鉛鉄板 ・
屋内隠ぺい、ＰＳ内		⊙ アルミガラスクロス
屋外露出、多湿箇所（　　）		・ ステンレス鋼板

⊙　配管の保温の外装は下記による。内装は（ ・ ﾛｯｸｳｰﾙ　・ ｸﾞﾗｽｳｰﾙ　⊙ ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ）

屋内露出	倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス ・
	各階機械室	・ アルミガラスクロス ・
	主機械室	・ アルミガラスクロス ・
	居室・廊下など	・ 綿布 ・
	給食室（厨房・受入室）	・ ステンレス鋼板 ・ 綿布
屋内隠ぺい、ＰＳ内		⊙ アルミガラスクロス
屋外露出、多湿箇所（　　）		・ ステンレス鋼板

・　消火管（ﾛｯｼﾝ部）、通気管（ﾛｯｼﾝ部）も給水管に準じ防露保温する。
・　保温の区分は屋内－グラスウール保温材、ピット内－ポリスチレンフォーム保温材とする。

25.塗装	下記の金属電線管は塗装を行う。 ・　屋外露出　・　居室
㉖防食処理	土中埋設の鋼管（ステンレス鋼管を含む。外面被覆鋼管は除く）及び金属製線手類（砲金製非・継手を含む）には、ペトロタム系防食テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。（埋設配管は原則として、防食処理不要の管材とする。）
㉗文字	配管等の必要個所には文字書き、名札、色分け等を監督員の指示により施工する。
28.山留め	切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、山留めを行うものとする。
29.舗装工事	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）２２章（舗装工事）及び同監理指針（舗装工事）による。
30.他工事との取り合い	図面に特記なき場合は、表「工事区分表」による。
31.再使用品の清掃	再使用する機器類は現場内で可能な洗剤による水洗等の清掃を行う。
㉜火気の使用	建物内での火気の使用は原則として行わない。
33.室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督員に報告すること。 測定はパッシブ型採取機器により行う。
34.施工調査	下記によるほか、公共建築改修工事標準仕様書第１編１．５．１及び１．５．２による。 ・　施工計画調査　・ 事前調査 調査項目（ ・ ）　調査範囲（ ・ ） 調査方法（ ・ ）
㉟あと施工アンカー	（１）あと施工アンカー　・ 接着系アンカー　（接着剤は有機系とする） ⊙ 金属拡張系アンカー　（本体打込み式） （２）試験等　性能確認試験　⊙ 行わない　・ 行う 施工確認　・ 行わない　⊙ 行う
㊱既設インサート及びアンカーボルト	既設インサート及びアンカーボルトを　⊙ 使用しない　・ 使用する
㊲記録	1．工事日報 毎週（月～土曜日）毎に作成し、次週（火曜日）に監督員に提出する。 2．工事写真 工事写真の撮影は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省官庁営繕部監修）を基本に記録すること。 ａ．工事名、略図、日付、撮影箇所、立会人及び施工業者名を記載すること。 ｂ．リボンロット、スタッフ、テープ折尺、水平器等の定規によりスケール及び勾配等を表現すること。 ｃ．種別、工事別及び施工過程が分かるように整理すること。
38.三相誘導電動機	省エネ法の特定機器の対象となる機器はJIS C 4034-30:2011のIES（プレミアム効率）に相当する機器を導入すること。

空気調和・冷房・暖房設備

1．設計温湿度	

	外気				屋内（調整目標値）			
	一般系統				一般系統			
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏期	32.1℃	57.8%	℃	%	℃	%	℃	%
冬季	－5.9℃	67.5%	℃	%	℃	%	℃	%

2．ばい煙濃度計	取付箇所は図示による。
3．煙突	・　別途　・ 本工事（鋼板厚　mm　高さ　m以上）
4．煙道	・　煙道径300mmＴ字は鋼板厚3.2mm300mm超えるものは4.5mmする。　・　図示による。 （煙道径が400mm超えるものには、掃除口に蝶番を取り付ける。）
5．ダクトの区分	低圧とする（高圧１及び高圧２の部位は図示による。）
6．長方形ダクトの工法	・　アングルフランジ工法　・ コーナーボルト工法　（ ・ 共板　・ スライド）
7．風量測定口	取付け場所は ・　図示した位置　・ 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト　・ 外気取入れダクト ・　風量調整ダンパーの上流又は下流　・ 空調機のサプライチャンバーからの分岐ダクト
8．チャンバ	（１）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 （２）空気調和機に取付けるサプライチャンバー及びレタンチャンバーで消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。 （３）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
9．防煙ダンパ	（１）復帰方式　・ 遠隔式（電気式（定格入力DC24V、0.5A以下） （２）復帰動作　・ 順送り　・ 同時
10．配管材料	（１）冷温水管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・ ステンレス鋼管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（黒） （２）冷却水管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白） （３）蒸気管（給気管）　・ 配管用炭素鋼鋼管（黒） （還水管）　・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch40）　・ 配管用炭素鋼鋼管（黒） （４）油管、油用通気管　・ 配管用炭素鋼鋼管（黒）　・ 灯油用被覆銅管 （５）膨張管、空気抜き管、膨張タンクよりボイラ等への給水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　黒　・ ステンレス鋼管 （６）空調用排水管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・ ビニル管（ＶＰ） （７）冷媒管　・ 断熱材被覆銅管（断熱材厚さガス管20mm、液管10mm以上）　・ 銅管
11．弁類	・　ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　・ ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ
12．鋼管用伸縮管継手	・　ベローズ形　・ スリーブ形
13．温度計	・　共通仕様書、標準図による他、図示した箇所に取り付ける。（配管用はＬ形、ダクト用は円形） ・　空気調和機、温風暖房機まわりの給気ダクト、還気ダクト及び外気ダクト ・　冷温水ヘッダー（往）及び冷温水ヘッダーの各還り管 ・　パッケージ形空気調和機の冷却水及び温水の出入口
14．瞬間流量計	・　着脱可能形（ ・ 全数 ・ 図示による） 着脱可能形の場合、その指示器は（ ・ 40A用　個 ・ 100A用　個 ・ 250A用　個）を付属する。 ・　固定形（止水コック付）　・ 測定用タッピング（32mmＥト一管流量計用）
15．オイルタンク	（１）オイルタンク本体は図示による。 （２）遠隔油用指示計　・ 取付ける　・ 取付けない （３）計量尺は、青銅製、黄銅製又はアルミ製とし、100リットル実測目盛刻印とする。計量口は錠付とする。
16．積算油量計	図示の箇所に取付ける（熱源機器等）
17．注油口及び注油ボックス	公共建築設備工事標準図（「標準図」という。）【機材６】による。 ・単独形　・ 共用形（・ローリーアース付）
18．消音内貼り	（１）施工箇所は図示による。 （２）内貼りチャンバー類の寸法表示は、外形寸法とする。 （３）吹出口に接続するチャンバーの消音内貼りは別図による。
19．保温	（１）建物内の空気抜き管の保温は空気抜き弁までとし（空気抜き弁も含む）、仕様は冷温水管の項による。 （２）屋外露出配管の保温は、給水設備の項による。 （３）外気取り入れダクト及びチャンバーボックスの保温 ・　要（全熱交換器の給気ダクトを含む）　・ 不要 （４）排気ダクトの外壁開放部より２ｍ程度保温する。（チャンバーボックスを含む） （５）冷媒管（断熱材被覆銅管）の保温外装 屋内露出部　・ 保温化粧ケース（樹脂製）　・ 外装なし　・ 屋外　・ 保温化粧ケース（樹脂製）　・ （６）高圧蒸気管及びベッダーの保温厚は　mmする。 （７）ダクトの保温は、ＯＡ・ＳＡは全て保温し、ＥＡ・ＲＡは外壁より２ｍまで保温する。
20．電気工事の範囲	（１）地震感知器の配管配線　・ 別途　・ 本工事 （２）防煙ダンパと連動制御器近の配管配線及び連動制御盤から煙感知器迄の配線配管は ・ 別途　・ 本工事
21．塗装	（１）屋内露出冷温水ダクトの塗装（居室は除く）は　・ 行わない　・ 行う （２）屋内露出冷却水配管の塗装（居室は除く）は　・ 行わない　・ 行う

換気設備

①準拠事項	[空気調和　・ 冷房　・ 暖房設備] の当該事項に準ずる。 ⊙ ５　・ ６　・ ７　・ ９　⊙ １９　・ ２０
2．開放形湯沸器排気フード	・　別途　・ 本工事
3．厨房用排気ダクト	・　亜鉛鉄板　・ ステンレス鋼版（SUS304）（板厚は別記による）
4．厨房用排気フード	（１）フード周囲の天幕（フード面から天井面まで）　・ 取り付ける　・ 取り付けない （２）フードコック　・ 取り付ける　・ 取り付けない （３）材質（天幕とも）　・ ステンレス鋼板（SUS304）
5．多湿箇所の排気ダクト	次の系統のダクトのシールは標準図（施工　４３、４４）のＮシール＋Ａシール＋Ｂシールとし、水抜き管を設ける。

排煙設備

1．ダクト	・　亜鉛鉄板　・ 鋼板製（1.6mm以上）
2．排煙口の形式	・　可動羽根（スリット共）　・ 可動パネル
3．排煙口解放装置	・　ワイヤー式　・ 電気式（遠隔操作機能　・ 要　・ 不要）
4．排煙風量測定方式	建築設備定期検査業務指導書（（財）日本建築設備安全センター）の排煙風量の検査方式に準ずる。

自動制御設備

1．中央監視制御	中央監視制御装置の構成機能は別紙による。
2．計装工事の配線	（１）屋外・屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 （２）室内温湿度検出器温を２個以上併設する場合は、サーモケースを使用する。

衛生器具設備

1．大便器洗浄弁	・　洗浄タンク方式　・ 洗浄弁方式（不凍結節水弁付）
②便器洗浄用タンク	⊙ 手洗なし　・ 手洗付　⊙ 手洗なし（蓋固定式）
③小便器節水装置	⊙ 節水装置（機能は別図による）　⊙ 押ボタン式（不凍結節水弁付）　・水栓式
4．小便器洗浄管	・　埋込　・ 露出
⑤自動水栓	⊙ 電源供給方式（ ⊙ ＡＣ１００Ｖ）　・ 乾電池　・事故給電
6．大便器耐火カバー	設ける（ピット内を除く）
⑦温水洗浄便座加熱方式	・　瞬間式　⊙ 貯湯式
8．注記板	対象器具（　　）

給水設備

1．量水器	（１）親メーター　⊙ 水道部貸与品　・ 買取り （２）子メーター　・ 買取り
2．量水器桝	（１）親メーター用　・ 水道事業者の指定品　・ 標準図【機材６１】 （２）子メーター用　・ 標準図【機材６１】　・ 水道事業者の指定品
③配管材料	（１）一般用　（３）屋外土中用 ・ ステンレス鋼管　・ ステンレス鋼管 ・ 塩ビライニング鋼管　（・ＶＡ　・ＶＢ）　・ 塩ビライニング鋼管（ＶＤ） ⊙ ポリ粉体ライニング鋼管（・ＰＡ　⊙ＰＢ）　・ ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ） ・　・ ビニル管（ＪＩＳ　Ｋ　６７４２）（ＶＰ） ・　・ ビニル管（ＨＩＶＰ） ・　⊙ ポリエチレン管（ＰＰ） ・　水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管 ・　鋳鉄製（３種Ｋ形） （２）土間配管用（厨房、浴室等のシンダー内含む）　（４）水抜管、湯抜管 ・ ステンレス鋼管　・ ステンレス鋼管 ・ 塩ビライニング鋼管（ＶＤ） ⊙ ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ） ・
4．不凍水栓柱	化粧ケーシング（ ・ アルミ合金製　⊙ 合成樹脂製 ）
5．壁埋込型散水栓ボックス	鍵付とする。
⑥弁類	（１）水道直結部分　⊙ ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ　⊙ 水道事業所の規定による　Ｋ （２）その他の部分　・ ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　・ ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
⑦給水栓	（１）屋内（ ・ 耐寒水栓 ⊙ 一般水栓 ） （２）屋外（ ⊙ 耐寒水栓 ・ 一般水栓 ）
⑧埋設深さ	（１）一般敷地内（０．６ｍ以上） （２）敷地内車両道路（１．２ｍ以上）を原則とする。（既存桝再使用部は既存おわせとする。） （３）公道部分（※水道事業者及び道路管理者規定による ）
⑨保温	（１）量水器桝内の保温を行う。 （２）屋外露出管（弁、フランジ類を含む）は、標準仕様書第２編表2.3.5e3(ﾊ) とし、厚さは、呼び径25mm下のものは50mm、呼び径32mm上のものは40mmする。 （３）保温材料は屋内一般はｶﾞﾗｽｳｰﾙ保温材、ピット内はﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材とする。
10.埋設弁開閉用ハンドル	本工事に　・ 含む（水道事業者管理用以外の弁操作用）　・ 含まない
11.水道加入金等	水道加入金　⊙ 不要　・ 要（ ・ 本工事　・ 別途 ） ・　その他（　　）　・ 要（ ・ 本工事　・ 別途 ）
⑫その他	給水管の最小口径は20mmする。ただし、器具接続部分を除く。

排水設備

①配管材料	（１）屋内汚水管　（２）屋内雑排水管 ・ 排水用塩ビライニング鋼管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ コーティング鋼管　・ 排水用塩ビライニング鋼管（厨房用排水管） ・ メカニカル形排水鋳鉄管　・ 排水用タールエポキシ塗装鋼管（厨房用排水管） ・ 鉛管　⊙ ビニル管（ＶＰ）…土間、ピット内 ⊙ ビニル管（ＶＰ）…土間、ピット内　・ 亜鉛メッキ鋼管（ＳＧＰ－Ｗ） ・ 耐火二層管（ＶＰ）…保温不要　・ メカニカル形排水鋳鉄管 ・ 耐火二層管（ＶＰ）…保温不要 （３）屋内ドレン管　（４）屋外配管用　（５）通気管 ・ ステンレス鋼管　・ 排水用塩ビライニング鋼管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ ビニル管（ＶＰ）　・ コーティング鋼管　・ 排水用塩ビライニング鋼管 ⊙ ビニル管（ＶＰ）　⊙ ビニル管（ＶＰ）　・ 亜鉛メッキ鋼管（ＳＧＰ－Ｗ） ⊙ ビニル管（ＶＵ）　⊙ ビニル管（ＶＰ） ・ 耐火二層管（ＶＰ）

排水設備

2．排水桝	・　桝リストは図面番号（ ） （１）材料　⊙ ＲＣ　⊙ 硬質塩化ビニル　・ ポリプロピレン　・ ＳＣ （２）ふた　・ 鋳鉄製（ ・ ＭＨＡ　⊙ ＭＨＢ　・ ） ・ 樹脂製 ※ 市マーク、流体名入りおよび樹脂製ふたは原則としてＳＵＳチェーン付 （３）規格　・ 上下水道局規格品
3．グリース阻集器	・ＦＲＰ製（ Ｌ）・ＳＵＳ製（ Ｌ）　詳細は図示。
4．満水試験継手	図示の箇所に取付け、満水試験を行うこと。
⑤試験	・　衛生器具などの取付完了後、煙試験を行う。 ⊙ 衛生器具などの取付完了後、排水試験又は通水試験を行う。
6．放流負担金等	・　不要　・ 要（ ・ 別途工事　・ 本工事 ）
7．基礎材	・　再生クラッシャーラン
⑧埋設深さ	（１）宅地内（０．４ｍ以上）　※これにより難い特別の理由があるときは上下水道事業管理者の指示による。 （２）公道内（０．９ｍ以上）、私道内（０．６ｍ以上）を原則とする。（既存桝再使用部は既存おわせとする。）

給湯設備

1．配管材料	・　ステンレス鋼管　・ 耐熱性ライニング鋼管　・ 銅管　・ 被覆銅管 ・　保温付被覆銅管　＜膨張管及び補給水タンクボイラー等への補給水管を含む。＞
2．弁類	給水設備の当該事項による。
3．湯沸器の排気筒	厚さ0.5mm上の２ステンレス鋼板製とする。
4．保温	湯沸器の給排気筒（二重管）のいんぺい部保温を行う。 ※公共建築工事標準仕様書　第２編３．１．５の（ｈ・(ｲ)・ＶⅡ）
5．ステンレス管の接合方法	（１）呼び径６０ＳＵ以下　ＳＡＳ３２２（一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準）を満足した継手による接合 （２）呼び径７５ＳＵ以上　・ 溶接接合　・ ハウジング形管継手による接合　・ フランジ接合

消火設備

1．配管材料	（１）一般　（２）地中埋設部 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・ 外面被覆鋼管（ＳＧＰ－ＶＳ） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（Ｓｃｈ40）　・ 外面被覆鋼管（ＳＧＰ－ＰＳ） ・ 亜鉛めっき鋼管（ＳＧＰ－Ｗ）　・ 外面被覆鋼管（ＳＴＰＧ－370ＶＳ） ・ 外面被覆鋼管（ＳＴＰＧ－370ＰＳ） ・ 内外面被覆鋼管（ＳＧＰ－ＰＤ） （３）二酸化炭素用 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（継目無管）（Ｓｃｈ80）
2．屋内消火栓種別	・　易操作性１号消火栓　・ 2号消火栓　・ 広範囲型２号消火栓
3．消火栓開閉弁	・　ＪＩＳ10Ｋ　・ ＪＩＳ20Ｋ
4．保温	（１）屋外露出管については給水管に準ずる。 （２）充水タンクの保温　・ 施工しない　・ 施工する （３）消火配管の保温　屋内消火栓　・ 施工しない　・ 施工する スプリンクラー　・ 施工しない　・ 施工する

厨房機器設備

1．厨房機器類	図示による（材質などは共通仕様書による）。ただし、寸法は参考とする。
2．付属制御盤	器具付属の制御盤は、製造者規格品とする。

ガス設備

1．配管材料	（１）一般　（２）地中埋設部 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・ ポリエチレン被覆鋼管 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管　・ ガス事業者の規定による ・ ガス事業者の規定による　・ ガス用ポリエチレン管 ・　・
2．都市ガス	（１）ガスメーター 親メーターはガス事業者より借用、子メーターは買い取りとする。 （２）引込み負担金　・ 不要　・ 要（ ・ 別途工事　・ 本工事 ）
3．液化石油ガス	（１）ガスボンベ　・ 別途（ ・ 借用　・ 買い取り（ ・ 10Ｋｇ・ 20Ｋｇ・ 50Ｋｇ　4本 ）） （２）ガスメーター　・ 買取　・ 借用 （３）集合装置　標準図【施工７０】による（　　本組） （４）転倒防止等　標準図【施工７１】　[・（ａ）・（ｂ）] ※ボルト、チェーン等はSUS製とする。 ※容器固定具をＧＬ＋３００に追加設置する。
4．ガス漏れ警報器	図示の場所に取付ける　（ ・ 分離形　・ 一体形 ）　・ 別途電気工事 外部出力端子　（ ・ あり　・ なし ）
5．埋設深さ	（１）一般敷地内（　　ｍ以上） （２）敷地内車両道路（　　ｍ以上） （３）公道（ガス供給事業者及び道路管理者規定による）
6．その他	配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。　供給事業者名（　　）

【備　考】
※　給水装置及び排水設備の工事実施は、盛岡市上下水道局の指定工事事業者とする。
（盛岡市指定給水装置工事事業者、盛岡市指定下水道工事店）

※「建設資材は可能な限り、県内販売業者から調達するよう努めること。」

注記：機器及びシステム参考図について
本図面中で、機器又はシステムの品質・グレードを規定する目的で、対象品の寸法形状、諸元及びシステム構成等を参考図として記載している。
これらのものについては、その品質・性能が図面と同等品もしくはそれ以上のものを使用するものとする。

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕	有限会社 角舘稲葉設計事務所 〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970	検図 1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	設計 1級建築士 第253224号 澤田 照陸	担当 2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	特記	年度 R.6	施設番号	設計年月 2025.1	図番 M-01	区分 機械	図名 機械設備工事　特記仕様書	縮尺 A1 S=NON A3 S=NON

1級建築士事務所
岩手県知事登録 第ご(2903)342号
1級建築士
大臣登録 第253224号　澤田 照陸

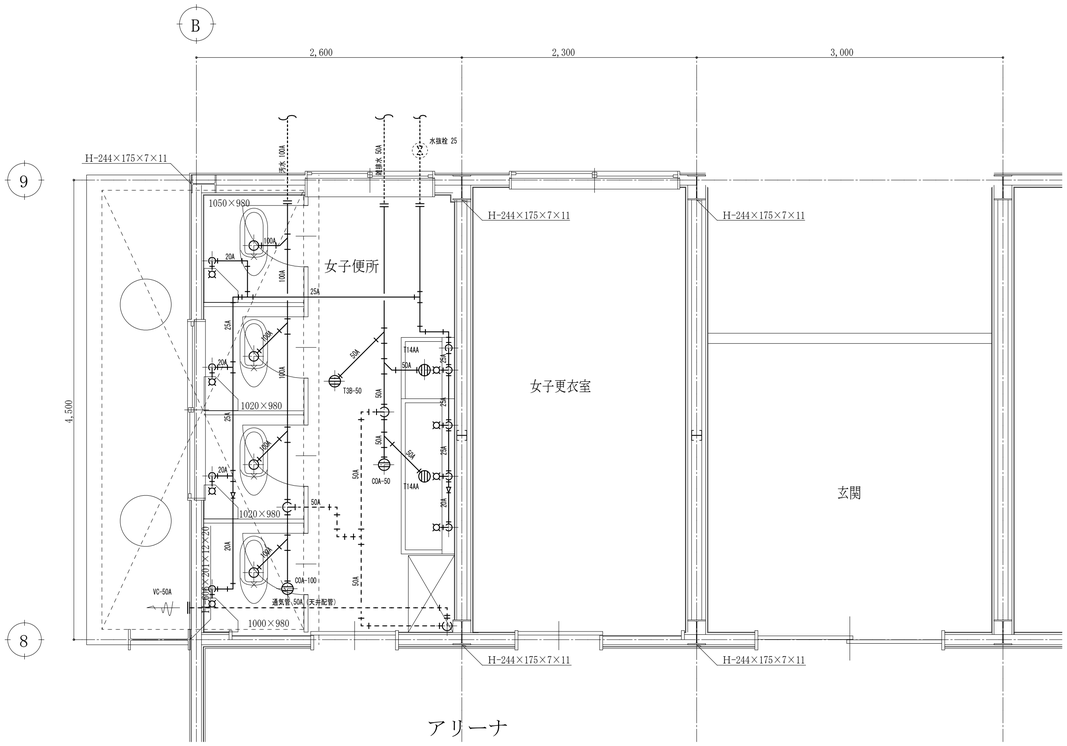

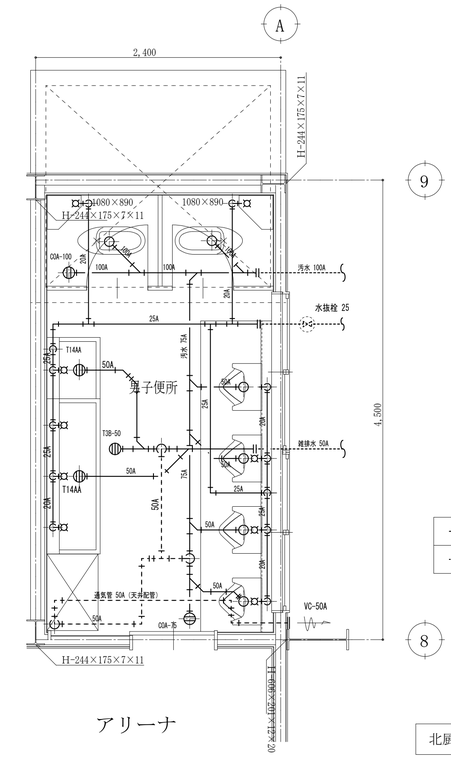

――――	新設(太実線)
----------	既設利用(細破線)

北厨川小学校　改修前平面図

撤去　衛生器具表

名　称	仕　様		男子便所	女子便所			合計数量
洋風便器							
和風便器	C-137V	275×615×474　11.7kg	2	4			6
隅付タンク	S570B	450×304×455　15.7kg	2	4			6
和風便器	C37V	275×615×419　9.9kg					
隅付タンク	S570BF	450×304×455　15.9kg					
ストール小便器	U29	380×380×920　35.1kg	4				4
壁掛け小便器	U5R	385×270×480　6.5kg					
洗面器	L230D	500×400×225　10.5kg					
手洗器	L5D	400×320×197　6.6kg					
化粧鏡	TS119AS3	350×450　2.2kg	3	3			6
紙巻器	ステンレス製　参考型番：YH116　77×134×70　0.36kg		2	4			6
横水栓	T23BNN13		3	3			6
横水栓	T23BNN20		1	1			2

金具類		男子便所	女子便所			合計数量
C0A 50		1	1			2
C0A 75		1				1
C0A 100		1	1			2
T 3 B		1	1			2
T 1 4 A A		2	2			4
V C 5 0		1	1			2

※ピットナシ、土間配管です。

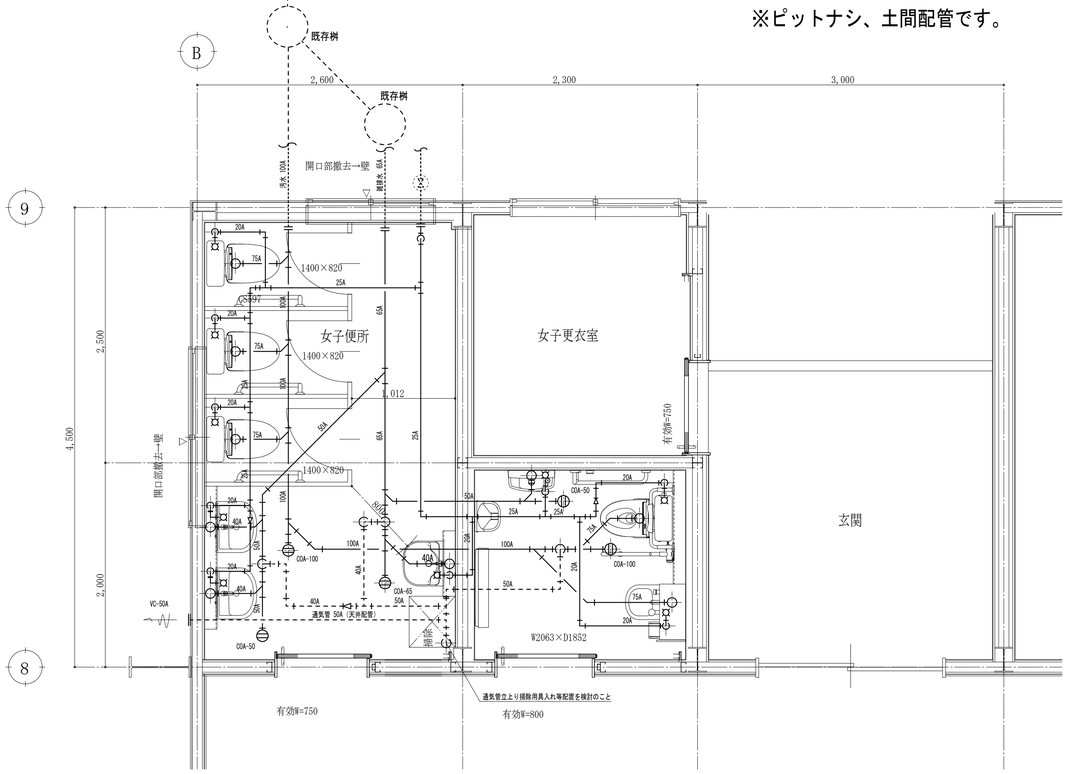

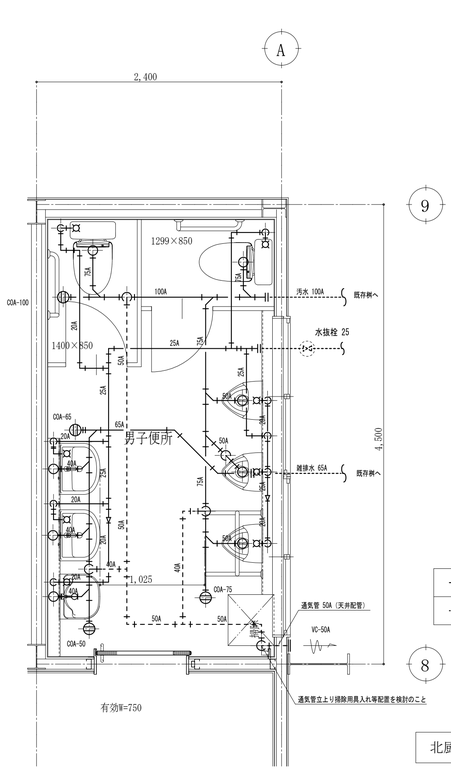

――――	新設(太実線)
----------	既設利用(細破線)

北厨川小学校　改修後平面図

改修　衛生器具表

名　称	仕　様	男子便所	女子便所	多目的便所			合計数量
洋風大便器	CS597 SH596BAYR TCF6623	2	3				5
洋風大便器	CS20AB SH30BA TCF5841P TCA348（便器洗浄ユニット）			1			1
ストール小便器	UFH507CR　TG600PL	3					3
洗面器	L210C TLE28SS1A（自動水栓）	2	2				4
手洗器	LSE870APFRMSPR（自動水栓）			1			1
掃除流し	SK500（マルチシンク）横水栓T200BSQ13 TL220D T6PMR	1	1				2
オストメイトパック	UAS81RDB1NW（電気温水器付）			1			1
手すり	T114HK7R（可動式）　T114CL10R			1			1
手すり	T114CU22R（小便器用）	1					1
手すり	T114CL10（L型）	2	3				5
化粧鏡	YM6090F　　600×900	2	2	1			5
紙巻器	ステンレス製 YH116	2	3	1			6
ベビーシート	YKA25S			1			1
ベビーチェア	YKA15S			1			1

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角館稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970

1級建築士事務所
岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士
大臣登録 第253224号　澤田　照隆

検図	設計	担当	特記
1級建築士 第114738号	1級建築士 第253224号	2級建築士(岩手)第6770号	
稲葉　雄一	澤田　照隆	佐々木　信一	

年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
R.6		2025.1	M-02	機械	衛生設備 撤去・改修平面図	A1　S=1:30 A3　S=1:60

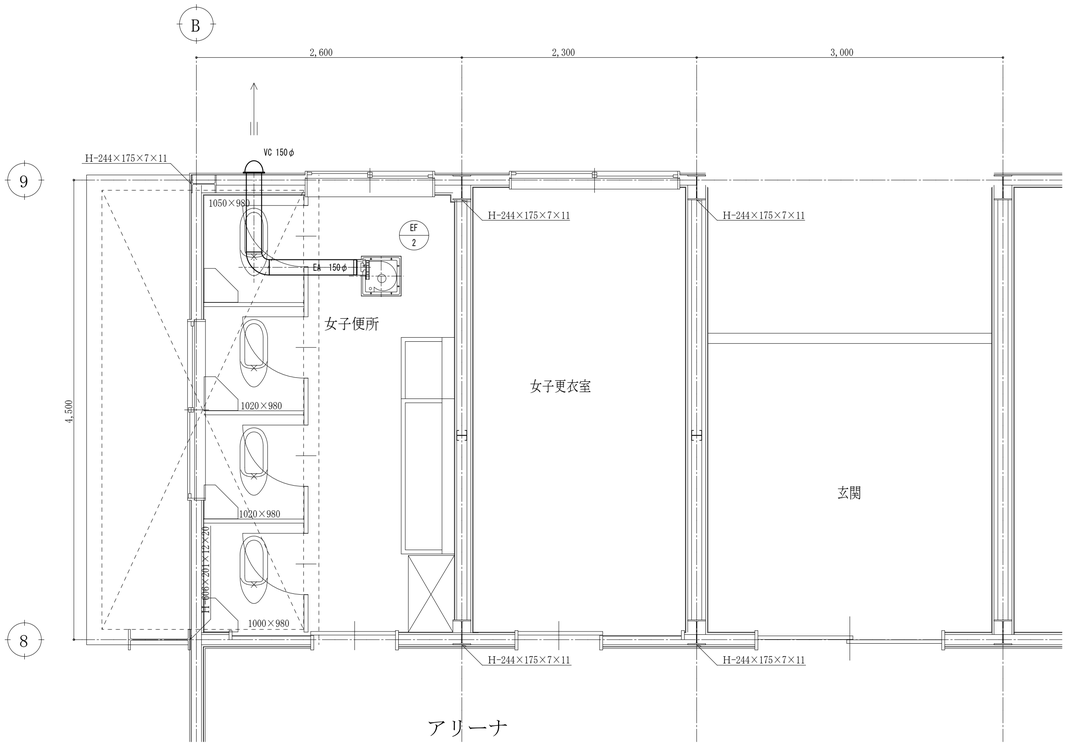

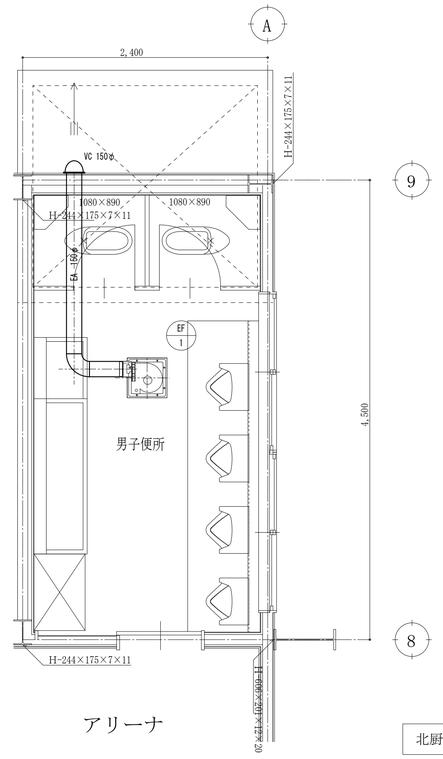

撤去　換気扇機器表

記号	機器名称	仕様	台数(台)	動力(50Hz) 相 φ	電圧 V	消費電力 kW	連動	設置場所	備考
EF-1	天井扇	型式：　天井埋込型	1	1	100		－	1F　男子便所	
		能力：　150φ×・・・m3/h							
		付属品：　天井吊金物　標準付属品一式							
EF-2	天井扇	型式：　天井埋込型	1	1	100		－	1F　女子便所	
		能力：　150φ×・・・m3/h							
		付属品：　天井吊金物　標準付属品一式							

北厨川小学校　改修前平面図

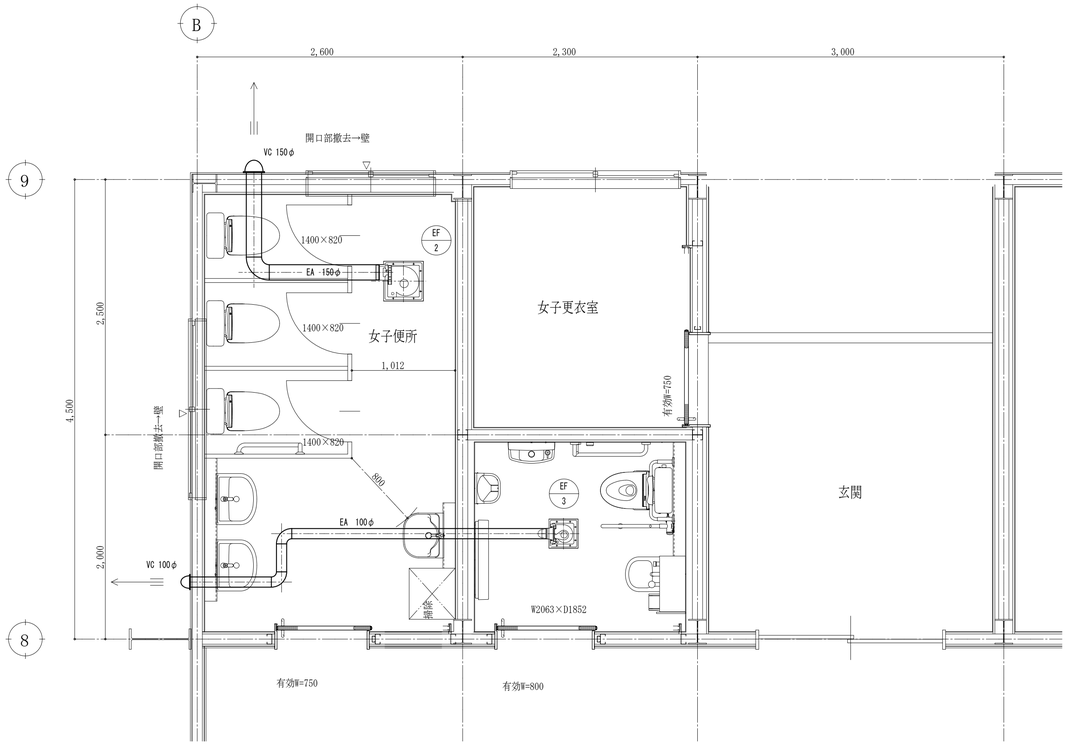

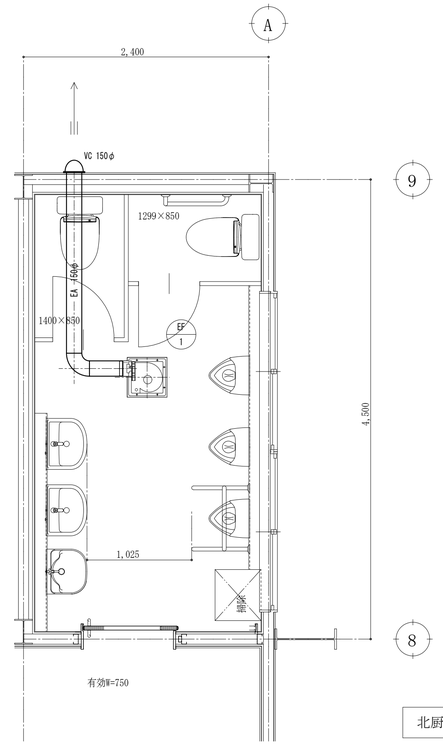

改修　換気扇機器表

記号	機器名称	仕様	台数(台)	動力(50Hz) 相 φ	電圧 V	消費電力 kW	連動	設置場所	備考
EF-1	天井扇	型式：　天井埋込型	1	1	100	0.044	－	1F　男子便所	参考型番：　VD-20ZC14
		能力：　150φ×270m3/h×20Pa							
		付属品：　天井吊金物　他標準付属品一式							
EF-2	天井扇	型式：　天井埋込型	1	1	100	0.044	－	1F　女子便所	参考型番：　VD-20ZC14
		能力：　150φ×290m3/h×20Pa							
		付属品：　天井吊金物　他標準付属品一式							
EF-3	天井扇	型式：　天井埋込型	1	1	100	0.013	－	1F　多目的便所	参考型番：　VD-13ZC14
		能力：　100φ×120m3/h×30Pa							
		付属品：　天井吊金物　他標準付属品一式							

北厨川小学校　改修後平面図

換気計算

室名	床面積 m2	天井高 m	室容積 m3	換気回数 回/H	必要換気量 m3/H	換気扇能力 m3/H	備考
男子便所	10.8	2.5	27.0	10	270	270	FC-3
女子便所	11.6	2.5	29.0	10	290	290	FC-4
多目的便所	4.6	2.5	11.5	10	115	120	FC-4

盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

有限会社 角館稲葉設計事務所
〒020-0142 盛岡市稲荷町2-56　TEL 019-646-9990　FAX 019-646-9970

1級建築士事務所
岩手県知事登録 第こ(2903)342号
1級建築士
大臣登録 第253224号　澤田　照睦

検図	設計	担当	特記
1級建築士 第114738号 稲葉 雄一	1級建築士 第253224号 澤田 照睦	2級建築士(岩手)第6770号 佐々木 信一	

年度	施設番号	設計年月	図番	区分	図名	縮尺
R.6		2025.1	M-03	機械	換気設備 撤去・改修平面図	A1 S=1:30 A3 S=1:60